

H 2 7 新旧対照表

宮城県用地調査等共通仕様書 改定後

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この宮城県用地調査等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、宮城県が発注する農業農村整備事業(以下「県営事業」という。)の用に供する土地等の取得又は使用及びこれに伴う損失の補償に必要な権利調査、用地測量、登記資料収集整理等、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、地盤変動影響調査等、費用負担の説明、騒音等調査、事業認定申請図書等の作成、物件調書の作成、保安林解除等申請図書等の作成、完了図書の作成、内水面漁業権等調査、阻害要因の調査及び処理方針の作成並びに写真台帳の作成等の業務(以下「用地調査等業務」という。)の業務を実施する場合に適用するものとし、契約図書の具体的内容及びその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行と業務の円滑な執行を図るためのものである。

(用語の定義)

第2条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) (略)
- (2) 「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
- (4) 「検査職員」とは、用地調査等業務の完了の検査に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (5)、(6) (略)

【削る】

(7) 「業務従事者」とは、管理技術者の下で用地調査等業務に従事させる者で、受注者が定めた者をいう。

- (8) (略)
- (9) 「契約書」とは、「建設工事に係る調査測量等の契約取扱について」(平成27年3月25日付け出契第1515号副知事依命通達)別紙委託契約書をいう。
- (10)、(11) (略)
- (12) 「共通仕様書」とは、用地調査等業務に共通する技術上の指示事項等を定める本図書をいう。
- (13) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該用地調査等業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (14) 「現場説明書」とは、用地調査等業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該用地調査等業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- (15)、(16) (略)
- (17) 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (18) (略)
- (19) 「通知」とは、発注者又は調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者又は監督職員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (20) 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (21) 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (22) 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (23) (略)

用地調査等共通仕様書(宮城県) 改訂前

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この 用地調査等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、宮城県が発注する農業農村整備事業 の用に供する土地等の取得又は使用及びこれに伴う損失の補償に必要な権利調査、土地の測量、登記資料収集整理、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、事業損失に係る建物等調査及び修復の積算、費用負担の説明、環境調査、事業認定申請図書 の作成、物件調書の作成、保安林解除等申請図書 の作成、完了図書作成及び内水面漁業権等調査検討等(以下「用地調査等」という。)の業務を実施する場合に適用するものとし、契約図書の具体的内容及びその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行と業務の円滑な執行を図るためのものである。

(用語の定義)

第2条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) (略)
- (2) 「受注者」とは、用地調査等の業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
- (4) 「検査職員」とは、用地調査等の完了の検査に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (5)、(6) (略)

(7) 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該用地調査等に関する技術上の知識を有する者で、「特記仕様書」で規定する者をいう。

【新設】

- (8) (略)
- (9) 「契約書」とは、「建設工事に係る調査、設計等の契約取扱について」(平成11年2月17日付け行管第68号副知事依命通達)別紙委託契約書をいう。
- (10)、(11) (略)
- (12) 「共通仕様書」とは、用地調査等の業務に共通する技術上の指示事項等を定めた本図書をいう。
- (13) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該用地調査等の業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (14) 「現場説明書」とは、用地調査等の業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該用地調査等業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- (15)、(16) (略)
- (17) 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、用地調査等の業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (18) (略)
- (19) 「通知」とは、発注者又は調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者又は監督職員に対し、用地調査等の業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (20) 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、用地調査等の業務の遂行に係わる事項について書面をもって知らせることをいう。
- 【新設】
- (21) 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た用地調査等の業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (22) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、用地調査等業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(27) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月目を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

なお、電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議する。

(28) 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した用地調査等の業務の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。

(29) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。

(30) 「打合せ」とは、用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

(31) (略)

(32) 「協力者」とは、受注者が用地調査等業務の遂行に当たって、再契約する者をいう。

(33) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者をいう。

(34) 「調査区域」とは、契約図書で用地調査等業務を行うものと定めた地域をいう。

(35) (略)

(36) 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局若しくは地方方法務局（支局、出張所を含む。以下同じ。））等での調査をいう。

(37) 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

(38) 「土地改良補償要綱」とは、「土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱」（昭和38年3月23日付け38農地第251号（設）農林省農地局長通知）をいう。

(39) 「運用方針」とは、「土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱の運用方針」（昭和46年1月11日付け45農地D第994号（設）農林省農地局長通知）をいう。

(40) 「検証」とは、受注者が用地調査等業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。

(41) (略)

（用地調査等業務の施行の原則）

第3条 受注者は、契約図書に準拠し、用地調査等業務を行うに当たり権利者及び関係官公庁と協調を保ち、調査職員の指示を受けて正確かつ誠実に用地調査等業務を行わなければならない。

2 受注者は、用地調査等業務に際して発注者側が別途権利者と補償交渉等を行うに当たって障害となるおそれのある言動等をしてはならない。

（用地調査等業務の区分）

第4条 この共通仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 用地測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規定に基づく宮城県農業農村整備事業等測量作業規程（平成25年6月28日付け国土地第83号国土交通大臣変更承認。以下「測量作業規程」という。）により行うものとし、この共通仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定める。

(2) 建物は、「別記1」建物等区分表の表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する（第14章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。）。

(3) 工作物は、「別記1」建物等区分表の表2により、機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。

(4) 立竹木等は、「別記1」建物等区分表の表3により庭木等、用材林立木、薪炭林立木、收穫樹、竹林、苗木（植木畑）、立毛（農作物）及びその他の立木に区分する。

(23) (略)

(24) (略)

(25) 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、用地調査等の業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(26) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月目を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

(27) 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した用地調査等の業務の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。

(28) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が用地調査等の業務の完了を確認することをいう。

(29) 「打合せ」とは、用地調査等の業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

(30) (略)

(31) 「協力者」とは、受注者が用地調査等の業務の遂行に当たって、再委託契約する者をいう。

【新設】

(32) 「調査区域内」とは、契約図書で用地調査等の業務を行うものと定めた地域をいう。

(33) (略)

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

(34) 「検証」とは、受注者が受注に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物が発注者の指示に従ったものとなつているかどうかについて点検及び修補することをいう。

(35) (略)

（用地調査等の施行の原則）

第3条 受託者は、契約図書に準拠し、用地調査等を行うに当たり権利者及び関係官公庁と協調を保ち、調査職員の指示を受けて正確かつ誠実に用地調査等を行うものとする。

2 受託者は、用地調査等に際して発注者側が別途権利者と補償交渉等を行うに当たって障害となるおそれのある言動等をしてはならないものとする。

【新設】

(業務の着手)

第5条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に用地調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が用地調査等業務の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

(設計図書の支給及び点検)

第6条 受注者からの要求があり、調査職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図又は電子データを貸与するものとする。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3 調査職員は、必要と認めた場合には、受注者に対し、図面又は詳細図面等を無償で貸与又は追加支給するものとする。

(調査職員)

第7条 発注者は、用地調査等業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
2 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3 (略)
4 調査職員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従わなければならない。調査職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

(管理技術者)

第8条 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、建設関連業務の契約の手引に基づき、発注者に提出しなければならない。
2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならない。
3 管理技術者は、用地調査等業務の履行に当たり、業務の主たる部門に関し7年以上の実務経験を有する者、又は土地改良補償士(社団法人土地改良測量設計技術協会)の土地改良補償士資格試験実施規程第6条に基づく土地改良補償補償士資格登録名簿に登録されている者をいう。)、土地改良補償業務管理者(土地改良補償業務管理者試験実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者等資格登録名簿に登録されている者をいう。)の資格を有する者、若しくは業務の主たる部門に関する補償業務管理士(社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規定第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)の資格を有する者、あるいは発注者がこれらの者と同等の知識及び経験を有すると認めた者であり日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
4 管理技術者に委任できる権限は、契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は、受注者の一切の権限(契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。)を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある用地調査等業務の受注者と十分協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
【削る】

6 管理技術者は、次条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

(照査技術者)

第9条 受注者は、用地調査業務等における照査技術者を定め、建設関連業務の契約の手引に基づき、発注者に提出しなければならない。
2 照査技術者は、用地調査等業務の履行に当たり、発注者が管理技術者と同等の能力と経験を有すると認めた者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
3 照査技術者は、照査計画を作成し、照査計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

(業務の着手)

第4条 受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に用地調査等の業務に着手するものとする。この場合において、着手とは、管理技術者が用地調査等の業務の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

(設計図書の貸与及び点検)

第5条 受託者からの要求があり、調査職員が必要と認めた場合は、受託者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。
2 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、調査職員に質問し、その指示を受けるものとする。
3 調査職員は、必要と認めた場合には、受託者に対し、図面又は詳細図面等を無償で貸与するものとする。

(調査職員)

第6条 発注者は、用地調査等の業務における調査職員を定め、受託者に通知するものとする。
【新設】

2 (略)

3 調査職員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後、7日以内に改めて受注者にその内容を通知するものとする。

(管理技術者)

第7条 受注者は、用地調査等の業務における管理技術者を定め、管理技術者通知書(様式第1号)を発注者に提出するものとする。管理技術者を変更したときも、同様とする。
2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3 管理技術者は、「宮城県建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格に関する規程」及び「設計業務等委託契約書事務取扱要領(平成13年4月18日付け土総第38号)」に定める技術者とする。
4 管理技術者に委任できる権限は、契約書第10条第2項に規定した事項とする。
なお、受託者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に報告しない限り、管理技術者は、受託者の一切の権限(契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。)を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある用地調査等の業務の受注者と十分協議の上、相互に協力し、業務を実施するものとする。
6 受注者及び管理技術者は、屋外における用地調査等の業務に際しては、使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受託者の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、用地調査等の業務が適正に遂行されるように、管理及び監督を行うものとする。
【新設】

(照査技術者)

第7条の2 受注者は、成果物の照査を行う照査技術者を定め、照査技術者通知書(様式第1号の2)を発注者に提出するものとする。照査技術者を変更したときも、同様とする。
2 照査技術者は、用地調査等の業務の履行に当たり、土地改良補償業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能な者とする。
【新設】

らない。

- 4 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員が指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5 照査技術者は、全ての照査が完了した段階で、検証・照査済一覧表（様式第1号）に取りまとめ、照査技術者の責において署名押印の上、管理技術者に提出するものとする。
- 6 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼務することはできない。

（業務従事者の資格）

- 第10条 受注者は、業務従事者を定める場合には、「別記2」業務従事者資格一覧表の定めるところによるものとする。ただし、発注者が、同表に定める者と同等の知識及び技能を有する者と認められた場合にあっては、その者とするものとする。
- 2 「別記2」において、土地改良補償士と総合補償部門に係る補償業務管理者は同等の能力を有する者とする。
- 3 「別記2」において、土地改良補償管理士と補償業務管理者（該当する部門に限る）は同等の能力を有する者とする。
- 4 受注者は、業務従事者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする（管理技術者と兼務するものを除く。）。
- 5 業務従事者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 6 業務従事者は、照査技術者を兼務することはできない。

（提出書類）

- 第11条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託代金額（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除くものとする。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。
ただし、発注者がその様式を指示した場合には、これに従わなければならない。

（業務実績データの作成及び登録）

- 第12条 受注者は、委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、調査職員に提出しなければならない。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。
なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。
- 2 業務実績登録通知の提出は、原則として以下の期限内に手続を行うものとする。
 - (1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出する。
 - (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出する。
 - (3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出するものとし、訂正時の登録は適宜行う。

（資料の貸与及び返却）

- 第13条（略）
- 2 受注者は、貸与資料等の必要がなくなった場合には、貸与品返還書（様式第4号）を添付し、直ちに、調査職員に返却しなければならない。
- 3 受注者は、貸与資料等を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複製してはならない。

- 3 照査技術者は、設計図書 _____ 又は監督職員が指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査を行うものとする。

【新設】

- 4 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることはできないものとする。

【新設】

（提出書類）

- 第8条 受託者は、契約締結後、契約に係る関係書類を発注者が指定した様式により調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出するものとする。ただし、業務委託代金額（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除く _____。
- 2 受託者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。
ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従うものとする。

【新設】

（資料の貸与及び返却）

- 第9条（略）
- 2 受託者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、貸与品返還書（様式第4号）を添付し、速やかに、調査職員に返却するものとする。
- 3 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い紛失又は損傷しないよう注意するものとする。万一、紛失又は損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複製してはならないものとする。

(関係官公庁への手続等)

第14条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。

また、受注者は、用地調査等業務を実施するため、関係官公庁等に対する手続が必要な場合には、速やかに行わなければならない。

2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第15条 契約書第12条に規定する地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うが、受注者は、調査職員の指示がある場合には、これに協力しなければならない。これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3 受注者は、設計図書の定め、又は調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明等を行う場合には、説明等の内容を書面により随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。

4 受注者は、用地調査等業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を作業条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会うとともに、説明資料及び記録を作成しなければならない。

5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて変更しなければならない。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議の上、定めるものとする。

(成果物の検証)

第16条 受注者は、用地調査等業務が全て完了したときは、各成果物について十分な検証を行った上で検証の結果を検証・照査済一覧表（様式第1号）により提出しなければならない。

この場合、次条に定める成果物のうち地図の転写図及び用地実測図については各業ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。

2 第3章から第23章までに定める業務について、前項の検証業務は、管理技術者が行うものとする。

【削る】

(成果物の提出)

第17条 受注者は、用地調査等業務が完了した場合には、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。この場合において野帳、計算表等は 実際^にに使用した原簿を提出するものとする。

2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示に対して同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

3 成果物は、「設計業務の電子納品要領（案）」、「測量成果電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データにより提出することができる。

(関連法令及び条例の遵守)

第18条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

(関係官公庁等への諸手続き)

第10条 受託者は、用地調査等の業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への諸手続きの際に協力するものとする。

また、受託者は、用地調査等の業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行うものとする。

2 受託者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

(地元関係者との交渉等)

第11条 契約書第12条に規定する地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、受託者は、調査職員の指示がある場合には、これに協力するものとする。これらの交渉に当たり受託者は、地元関係者に誠意をもって接するものとし、交渉等の内容を随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

2 受託者は、用地調査等の業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得ずに行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めるものとする。

【新設】

3 受託者は、用地調査等の業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会うとともに、説明資料及び記録を作成するものとする。

4 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議の上、定めるものとする。

(成果物の検証)

第12条 受託者は、委託に係る業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証を行わなければならない。この場合において、受注者は、検証の結果を発注者が定める書面（様式第35号）により提出するものとする。

ただし、第2条の(27)に定める成果物のうち地図の転写図及び用地実測図（用地実測図データを紙に出力したもの）については各業ごとに、その他については表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。

2 第3章から第22章までに定める業務について、前項の検証業務は、管理技術者が行うものとする。

(成果物の照査)

第13条の2 受注者は、照査技術者による照査を行うものとする。この場合において、受注者は、照査の結果を発注者が定める書面（様式第35号）により提出するものとする。

2 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならないものとする。

(成果物の提出)

第13条 受託者は、用地調査等の業務が完了した場合には、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。この場合において野帳、計算表等は 実際^にに使用した原簿を提出するものとする。

2 受託者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示に対して同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。

3 成果物は、「設計業務の電子納品要領（案）」、「測量成果電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データにより提出することができるものとする。

(関連法令及び条例の遵守)

第14条 受託者は、用地調査等の業務の実施に当たっては、関連する法令及び条例等を遵守するものとする。

(検査)

第19条 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、調査職員に提出していただかなければならない。

2 発注者は、用地調査業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに検屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備するものとし、提供しなければならない。また、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

3 (略)

- (1) 用地調査等業務の成果物の検査
- (2) 用地調査等業務の管理状況の検査
用地調査等業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

(修補)

第20条 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。

2 受注者は、検査職員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。

3 (略)

(条件変更等)

第21条 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 調査職員が受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

(契約変更)

第22条 発注者は、次の各号に掲げる場合において、用地調査等業務の委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
 - (2) (略)
 - (3) 調査職員と受注者が協議し、用地調査等業務の施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第30条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
- (1) 前条の規定に基づき、調査職員が受注者に指示した事項
 - (2) 用地調査等業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

(履行期間の変更)

第23条 発注者は、受注者に対して用地調査等業務の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。

2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び用地調査等業務の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4 契約書第23条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

(業務の中止)

第24条 発注者は、契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、用地調査等業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は

(検査)

第15条 受託者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備を全て完了し、調査職員に提出するものとする。

2 受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備するものとし、当該検査に直接要する費用を負担するものとする。

3 (略)

- (1) 用地調査等の業務の成果物の検査
- (2) 用地調査等の業務の管理状況の検査
この場合、用地調査等の業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

(修補)

第16条 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受託者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。

2 受託者は、検査職員が指示した期間内に修補を完了させるものとする。

3 (略)

(条件変更等)

第17条 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する不可抗力による場合の他、発注者と受託者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 調査職員が受託者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

(契約変更)

第18条 発注者は、次の各号に掲げる場合において、用地調査等の業務の委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 委託料に変更を生じる場合
 - (2) (略)
 - (3) 調査職員と受託者が協議し、用地調査等の業務の施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第30条の規定に基づき、請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
- (1) 第16条の規定に基づき、調査職員が受託者に指示した事項
 - (2) 用地調査等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は調査職員と受託者との協議で決定された事項

(履行期間の変更)

第19条 発注者は、受託者に対して用地調査等の業務の変更の指示を行う場合には、履行期間の変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。

【新設】

2 受託者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出するものとする。

3 受託者は、契約書第23条の規定に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、速やかに業務工程表を修正し、発注者に提出するものとする。

(業務の中止)

第20条 発注者は、契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受託者に書面をもって通知し、必要と認める期間、用地調査等の業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

人為的な事象（以下「天災等という。」）による用地調査等業務の中断については、第32条に定めるところにより、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の用地調査等業務の進捗が遅れたため、用地調査等業務の続行を不適当と認められた場合
- (3) 環境問題等の発生により用地調査等業務の続行が不適当又は不可能となった場合
- (4) 天災等により用地調査等業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 権利者及び第三者並びにその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合。

(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等であって、調査職員が必要と認めた場合には、用地調査等業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者は、屋外で行う用地調査等業務の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

(発注者の賠償責任)

第25条 (略)

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が、契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

(受注者の賠償責任)

第26条 受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2)、(3) (略)

(部分使用)

第27条 (略)

- (1) 別途用地調査等業務の用に供する必要がある場合
- (2) (略)

- 2 受注者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を発注者に提出しなければならない。

(再委託)

第28条 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断を要するものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

2 (略)

- 3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

- 4 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し用地調査等業務の実施について適切な指導、管理の下に用地調査等業務を実施しなければならない。

なお、協力者が、宮城県の測量・建設コンサルタント等契約競争参加資格者である場合には、指名停止期間中に再委託してはならない。

(成果物の使用等)

第29条 受注者は、契約書第6条第5項の規定に従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。

- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受なければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り同意が得られない場合
- (2) 関連する他の用地調査等業務の進捗が遅れたため、当該用地調査等業務の続行が不適当と認められた場合
- (3) 環境問題等の発生により用地調査等業務の続行が不可能となった場合
- (4) 天災等により用地調査等業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 権利者及びその財産、受託者、使用人 並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合。

【新設】

- 2 発注者は、受託者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等で、調査職員が必要と認めた場合には、用地調査等業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受託者は、屋外で行う用地調査等業務の現場の保全については、調査職員の指示に従うものとする。

(発注者の賠償責任)

第21条 (略)

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が、契約に違反し、その違反の内容が原因で契約の履行が不可能となった場合

(受注者の賠償責任)

第22条 受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2)、(3) (略)

(部分使用)

第23条 (略)

- (1) 別途用地調査等業務の用に供する必要がある場合
- (2) (略)

- 2 受注者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

(再委託)

第24条 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断を要する部分のうち、発注者が別途指定した部分をいい、受注者は、これを再委任することはできない。

2 (略)

- 3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委任に当たっては、発注者の承諾を得るものとする。

- 4 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し用地調査等業務の実施について適切な指導、管理のもとに用地調査等業務を実施するものとする。

なお、協力者が、宮城県の測量・建設コンサルタント等契約競争参加資格者であって、指名停止期間中である場合には、当該期間中は再委託してはならない。

(成果物の使用等)

第25条 受注者は、契約書第6条第5項の規定に従い、発注者の承諾を得て単独で、又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。

- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条の規定に基づき発注者に求める場合には、第三者と使用条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けるものとする。

(守秘義務)

第30条 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、用地調査等業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

ただし、成果物の公表に際しての守秘義務について、前条第1項の規定の承諾を受けた場合には、この限りではない。

(安全等の確保)

第31条 【削る】

受注者は、屋外で行う用地調査等業務に際しては、用地調査等業務の関係者だけでなく、権利者並びに付近住民、通行者及び通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、用地調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。

3 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。

5 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 屋外で行う用地調査等業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講ずること。

(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外の火気の使用は禁止すること。

(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めること。

6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止に必要な措置を講じなければならない。

7 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては権利者、第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施中に事故等が発生した場合には、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(臨機の措置)

第32条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに調査職員に報告しなければならない。

2 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置を取ることを請求することができるものとする。

(履行報告)

第33条 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、これを調査職員に提出しなければならない。

(屋外で作業を行う時期及び時間の変更)

第34条 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合であって、その時間を変更する必要がある場合は、事前に調査職員と協議するものとする。

2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合であって、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を調査職員に提出しなければならない。

(守秘義務)

第26条 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、用地調査等の業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に洩らしてはならない。

ただし、成果物の公表に際しての守秘義務について、前条第1項の規定の承諾を受けた場合には、この限りではない。

(安全等の確保)

第27条 受注者は、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保するものとする。

2 受注者は、屋外で行う用地調査等の業務に際しては、用地調査等の業務の関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めるものとする。

3 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、用地調査等の業務の実施中における安全を確保するものとする。

4 受注者は、屋外で行う用地調査等の業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めるものとする。

5 受注者は、屋外で行う用地調査等の業務の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じるものとする。

6 受注者は、屋外で行う用地調査等の業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。

(1) 屋外で行う用地調査等の業務の実施に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講ずること。

(2) 受注者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外の火気の使用は禁止すること。

(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めること。

7 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じるものとする。

8 受注者は、屋外で行う用地調査等の業務の実施に当たっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておくものとする。また、災害発生時においては、第三者及び使用人等の安全確保に努めるものとする。

9 受注者は、屋外で行う用地調査等の業務の実施中に事故等が発生した場合には、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従うものとする。

【新設】

【新設】

【新設】

【削る】

【削る】

第2章 用地調査等業務の基本的処理

第1節 用地調査等業務の実施手続

(打合せ等)

第35条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2 管理技術者等と調査職員は、用地調査等業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3 管理技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議しなければならない。

(現地踏査)

第36条 受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域内の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概要を把握しなければならない。

(業務計画書)

第37条 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制(緊急時を含む)
- (10) 使用する主な機器
- (11) 照査計画
- (12) その他

3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にした上で、その都度、調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 受注者は、調査職員が指示した事項については、更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

5 受注者は、第1項の業務計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(業務の従事者の資格)

第28条 受注者は、用地調査等の業務に従事させる者を定める場合には、管理技術者の資格要件を有する者でなければならない。

ただし、発注者が、同等の知識及び技能を有する者と認めた場合にあつては、その者とする。

2 業務の従事者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

(疑義)

第29条 受注者は、用地調査等の業務を行うに当たり、契約図書等に疑義が生じた場合は、調査職員の指示を受けるものとする。

第2章 用地調査等の基本的処理

第1節 用地調査等の実施手続き

(打合せ等)

第30条 用地調査等の業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ簿に記録し、相互に確認するものとする。

2 管理技術者と調査職員は、用地調査等の業務に着手した時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ簿等に記録し相互に確認するものとする。

3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

(現地踏査)

第31条 受注者は、用地調査等の業務の実施に当たり、あらかじめ、発注者又は調査職員の了解を得た上、調査区域内の現地踏査を行い、土地の状況又は土地に定着する建物又は物件の状況等の概要を把握するものとする。

(業務工程表)

第32条 受注者は、契約締結後14日以内に業務工程表を作成し、調査職員に提出するものとする。

【新設】

2 受注者は、前項の業務工程表の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にした上で、その都度、調査職員に変更後の業務工程表を提出するものとする。

【新設】

【新設】

(調査職員への進捗状況の報告)

第38条 受注者は、業務を実施した場合、用地調査等業務日報（様式第5号）を作成して調査職員に提出しなければならない。

2 受注者は、調査職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

3 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち合わせるものとする。

(土地への立入り等)

第39条 受注者は、用地調査等業務を実施するため国有地、公有地、私有地又は建物等に立入る場合には、契約書第13条の規定に従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち用地調査等業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し、指示を受けなければならない。

2 受注者は、用地調査等業務の実施のため植物伐採、かき、さく等（以下「障害物」という。）の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該権利者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入等について、当該権利者の許可は発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者は、これに協力しなければならない。

3 受注者は調査職員の指示により、障害物の伐採を行ったときは、障害物伐除等報告書（様式第6号）を調査職員に提出するものとする。

4 前項の場合において、障害物の伐除等による損失により生じた必要経費の負担については、設計図書に示すほかは、受注者と調査職員との協議により定めるものとする。

5 受注者は、第三者の土地への立入に当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に業務従事者に携帯させなければならない。

なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

(算定資料)

第40条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定又は直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、調査職員と協議の上、市場調査により求めるものとする。

第2節 数量等の処理

【削る】

(建物等の計測)

第41条 (略)

2～4 (略)

5 芝、地被類、草花、立毛（農作物）等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第42条 (略)

(計算数値の取扱い)

第43条 (略)

【新設】

(土地等への立入り)

第33条 受注者は、用地調査等の業務を実施するため国有地、公有地、私有地又は建物等に立入る場合には、契約書第13条の規定に従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち用地調査等の業務が円滑に進捗するように努めるものとする。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等の業務のため障害となる植物、かき、さく等（以下「障害物」という。）の伐除又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ調査職員に報告して、その指示を受けるものとする。

なお、第三者の土地への立入等について、当該土地所有者又は占有者の同意は発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合、受注者は、これに協力するものとする。

3 前項の場合において、障害物を伐除した場合は、障害物伐除報告書（様式第7号）を作成し、調査職員に提出するものとする。

【新設】

4 受注者は、第三者の土地への立入に当たっては、発注者から用地調査等の身分証明書の交付を受け、用地調査等の業務に従事する者に当時携帯させるものとする。

なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返納するものとする。

(算定資料)

第34条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、調査職員と協議の上、市場調査により求めるものとする。

第2節 数量等の処理

(土地の面積計算数値の取扱い)

第35条 座標法、数値三斜法による場合の計算の表示単位と桁数については、長さはメートル単位とし、小数点以下3位まで、面積は平方メートル単位とし、小数点以下6位まで求めるものとし、端数は切り捨てとする。

(建物等の計測)

第36条 (略)

2～4 (略)

5 芝、地被類、草花等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第37条 (略)

(計算数値の取扱い)

第38条 (略)

(補償額算定調書に計上する数値)

第44条 補償額算定調書に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、**第41条**による計測値を基に算出した数値とする。

- (1) 建物の延べ床面積は、**第42条**第3項で算出した数値とする。
- (2) (略)

(補償額等の端数処理)

第45条 (略)

- (1) 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100円未満のとき	1円未満	<u>切捨て</u>
100円以上10,000円未満のとき	10円未満	<u>切捨て</u>
10,000円以上のとき	100円未満	<u>切捨て</u>

- (2) 建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100円未満を切捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切捨てとする。
- (3) 建物の1平方メートル当たりで算出する単価(現在価格等)は、100円未満切捨てとする。
- (4) 工作物等の補償単価は、次による。

100円未満のとき	1円未満	<u>切捨て</u>
100円以上10,000円未満のとき	10円未満	<u>切捨て</u>
10,000円以上のとき	100円未満	<u>切捨て</u>

第3章 権利調査

第1節 調査

(権利調査)

第46条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聞き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者(又はその法定代理人)等の氏名又は名称(以下「氏名等」という。)及び住所又は所在地(以下「住所等」という。)等に関し調査することをいう。

(地図等の転写)

第47条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下「登記所備付け地図」という。)を次の各号に定める方法により行うものとする。この場合において、土地改良事業及び土地区画整理事業の箇所で換地処分が行われる計画があるものについては、調査職員の指示により、その換地計画図の転写も併せて行うものとする。

- (1) 転写した地図には、登記所備付け地図の着色に従って着色する。
- (2)、(3) (略)

2 (略)

(土地の登記記録の調査)

第48条 (略)

(建物の登記記録の調査)

第49条 建物登記簿の調査は、**第47条**で作成した地図から調査区域内の建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

(補償額算定調書に計上する数値)

第39条 補償額算定調書に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、**第35条**による計測値を基に算出した数値とする。

- (1) 建物の延べ床面積は、**第37条**第3項で算出した数値とする。
- (2) (略)

(補償額等の端数処理)

第40条 (略)

- (1) 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100円未満のとき	1円未満	<u>切り捨て</u>
100円以上10,000円未満のとき	10円未満	<u>切り捨て</u>
10,000円以上のとき	100円未満	<u>切り捨て</u>

- (2) 建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。
- (3) 建物の1平方メートル当たりで算出する単価(現在価格等)は、100円未満切り捨てとする。
- (4) 工作物等の補償単価は、次による。

100円未満のとき	1円未満	<u>切り捨て</u>
100円以上10,000円未満のとき	10円未満	<u>切り捨て</u>
10,000円以上のとき	100円未満	<u>切り捨て</u>

第3章 権利調査

第1節 調査

(権利調査)

第41条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聞き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者(又はその法定代理人)等の氏名又は名称(以下「氏名等」という。)及び住所又は所在地(以下「住所等」という。)等に関し調査することをいう。

(地図等の転写)

第42条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。)を次の各号に定める方法により行うものとする。この場合において、土地改良事業及び土地区画整理事業の箇所で行われる計画があるものについては、調査職員の指示により、その換地計画図の転写も併せて行うものとする。

- (1) 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
- (2)、(3) (略)

2 (略)

(土地の登記記録の調査)

第43条 (略)

(建物の登記記録の調査)

第44条 建物登記簿の調査は、**第42条**で作成した地図から調査区域内の建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- (1)～(3) (略)
(4) 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
(5)、(6) (略)

(権利者の確認調査)

第50条 (略)

2 (略)

- (1) (略)
(2) 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした相続関係説明図(様式第7号)を作成する。

(3)、(4) (略)

3 (略)

4 前条の建物登記簿の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聞取りを基に調査を行うものとする。

5 (略)

(墓地管理者等の調査)

第51条 墓地管理者等の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓の権利関係について、次の各号により行うものとする。

(1) 墓地の所有者及び管理者(以下「墓地管理者」という。)調査

墓地管理者の調査は、土地登記簿の調査及び市区町村職員、集落の代表者等、寺院の代表役員等からの聞取りによる。

この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記簿等により次に掲げる事項を調査する。

①～⑦ (略)

(2)、(3) (略)

(土地利用履歴等の調査)

第52条 土地利用履歴等の調査とは、取得又は使用の対象となる土地に係る土壤汚染状況調査の実施の要否を判定するための業務であり、土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領(平成27年3月31日付け26農振第2274号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「土地利用履歴等調査要領」という。)により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(転写連続地図の作成)

第53条 第47条第1項により転写した地図は、各葉を転写して連続させた地図(以下「転写連続図」という。以下同じ。)を作成し、次の事項を記入するものとする。

(1) (略)

(2) 第48条第3号で調査した登記名義人の氏名等

(3) (略)

(調査書の作成)

第54条 第48条から第51条までに調査した事項については、土地登記簿調査表(様式第8号の1、第8号の2)、建物登記簿調査表(様式第9号の1、第9号の2)、権利者調査表(様式第10号の1、第10号の2)、墓地管理者調査表(様式第11号の1)及び墓地使用(祭祀)者調査表(様式第11号の2)に所定の事項を記載するものとする。

2 各調査表の編綴は、大字及びび字ごとに地番順で行うものとする。

3 土地利用履歴等の調査表は、第52条の結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

- (1)～(3) (略)

(4) 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間

(5)、(6) (略)

(権利者の確認調査)

第45条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした相続関係説明図(様式第8号)を作成する。

(3)、(4) (略)

3 (略)

4 前条の建物登記簿の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聞き取りを基に調査を行うものとする。

5 (略)

(墓地管理者等の調査)

第46条 墓地管理者等の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓の権利関係について、次の各号により行うものとする。

(1) 墓地の所有者及び管理者(以下「墓地管理者」という。)調査

墓地管理者の調査は、土地登記簿の調査及び管轄する保健所、市区町村職員、集落の代表者等、寺院の代表役員等からの聞き取りによる。

この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人の登記記録等により次に掲げる事項を調査する。

①～⑦ (略)

(2)、(3) (略)

【新設】

第2節 調査書等の作成

(転写連続地図の作成)

第47条 第42条第1項により転写した地図は、各葉を転写して連続させた地図(この地図を「転写連続図」という。以下同じ。)を作成し、次の事項を記入するものとする。

(1) (略)

(2) 第43条第3号で調査した登記名義人の氏名等

(3) (略)

(調査書の作成)

第48条 第43条から第46条までに調査した事項については、土地登記簿調査表(様式第9号の1、第9号の2)、建物登記簿調査表(様式第10号の1、第10号の2)、権利者調査表(様式第11号の1、第11号の2)、墓地管理者調査表(様式第12号の1)及び墓地使用(祭祀)者調査表(様式第12号の2)に所定の事項を記載するものとする。

2 各調査表の編綴は、所在ごとに地番順で行うものとする。

【新設】

第4章 用地測量

第1節 境界確認

【削る】

(公共用地境界の打合せ)

第5.5条 調査区域内に国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条の規定に基づき、部局長が管理する国有財産が存するとき又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長又は公共物管理者等と公共用地境界確定(境界確認を含む。)の方法について調査職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第5.6条 受注者は、前条の打合せの結果を調査職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続き又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

2 (略)

3 前条の打合せの結果、第5.3条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これらに必要な作業を行うものとする。この場合、必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第6.0条第2項に準じた同意を得るものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第5.7条 (略)

(立会い準備)

第5.8条 受注者は、調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第4.8条から第5.1条までの調査結果を基に作成するものとする。

2 受注者は、前項の権利者一覧表の作成が完了したときは、調査職員と立会い日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。

(境界立会いの画地及び範囲)

第5.9条 【削る】

境界立会いの画地及び範囲は、測量作業規程に定めるところによるほか、一筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通知)第68条に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地とする。

(境界立会い)

第6.0条 受注者は、前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、

第4章 土地の測量

(土地の測量)

第4.9条 土地の測量とは、土地及び境界等について調査し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成する作業をいい、原則として、宮城県農業農村整備事業等測量作業規程(平成20年9月8日付け農村第290号)及び同運用基準(同)に規定するところにより行うものとする。

なお、宮城県農業農村整備事業等測量作業規程及び同運用基準を以下「測量作業規程等」という。

(公共用地管理者との打合せ)

第5.0条 調査区域内に国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条の規定に基づき、部局長が管理する国有財産が存するとき又は、公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長又は公共物管理者等と公共用地境界確定(境界確認を含む。)の方法について調査職員の指示に基づき打合せを行うものとする。

(資料の作成及び立会い)

第5.1条 受注者は、前条の打合せの結果を調査職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続き又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

2 (略)

3 前条の打合せの結果、第4.7条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これらに必要な作業を行うものとする。この場合、必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第5.5条第2項に準じた同意書を取り付けるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第5.2条 (略)

(立会い準備)

第5.3条 受注者は、調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で第5.4条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者の一覧表(様式第9号の1)を第4.2条、第4.3条、第4.4条、第4.5条及び第4.6条の調査結果を基に作成するものとする。

2 受注者は、前項権利者一覧表の作成が完了したときは、調査職員と立会い日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。

(境界立会いの画地及び範囲)

第5.4条 受注者は、調査区域内における次の各号の画地の境界が確認できる範囲の立会いを行うものとする。

(1) 一筆を範囲とする画地

(2) 一筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地

(3) 一筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は現況の地目ごとの画地この場合の現況地目は、「別記2」に定める地目の区分によるものとする。

(4) 一画地であって、土地に付属するあぜ、みぞ、その他これらに類するものが存するときは、画地を含むものとする。ただし、一部ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地とする。

(5) 調査区域内の土地の隣接土地等のうち調査職員が必要であると指示した画地。

(境界立会い)

第5.5条 受注者は、前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に召集し、

次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

- (1) (略)
 - (2) 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行う。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行う。
 - (3) 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は、金属錕（頭部径15mm）等容易に移動できない標識を設置する。
 - (4) 前各号で確認した境界点について、原則として、黄色のペイントを着色する。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。
- 2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界確認書（様式第12号）及び用地実測図に確認のための署名押印を求めるものとする。
- 3 受注者は、第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し調査職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- (1) ~ (3) (略)

【削る】

第2節 境界測量

（用地測量の基準点）

- 第61条 用地測量に使用する基準点について、当該県営事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途調査職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用するものとする。
- 2 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには、調査職員と協議しなければならない。
- 3 (略)

【削る】

次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

- (1) (略)
 - (2) 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。
 - (3) 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときは、木杭（プラスチック杭を含む）または、金属錕（頭部径15mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。
 - (4) 前各号で確認した境界点について、原則として、黄色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。
- 2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書（様式第13号）及び用地実測図原図に確認のための署名押印を求めるものとする。
- 3 受注者は、第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し調査職員に報告し、その後の処置について指示を受けるものとする。
- (1) ~ (3) (略)

（復元測量）

- 第56条 境界確認に先立ち、不動産登記法第14条第1項の地図、地積測量図等に基づき境界杭の位置を確認し、亡失等がある場合は、次の各号により復元するべき位置に仮杭（以下「復元杭」という。）を設置するものとする。
- (1) 第42条により収集した地積測量図等の精度、測量年度等を確認し、その成果に基づき境界杭の位置を調査し、亡失等の異常の有無を確認するものとする。
 - (2) 復元測量は、調査職員が境界確認に必要があると認める境界杭について行うものとする。
 - (3) 現地作業の着手前には、関係権利者の立入りについて日程等を通知するものとする。
 - (4) 復元杭の設置等を行う場合は、関係権利者への事前説明を実施するものとする。この場合、原則として関係権利者による立会いは行わないものとする。
 - (5) 復元の方法は、直接復元法等により行うものとする。
 - (6) 収集した資料に基づき復元した現地と相違する場合は、復元杭を設置せず原因を調査し調査職員に報告するものとする。

（土地の測量の基準点）

- 第57条 土地の測量に使用する基準点について、当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途調査職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用するものとする。
- 2 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときは、調査職員と協議するものとする。
- 3 (略)

（補足基準点の設置）

- 第58条 境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、4級基準点以上の基準点から設置することができるものとする。この場合の精度は、4級基準点に準ずるものとする。
- 2 補助基準点は、基準点から辺長100m以内、節点は1点以内の開放多角測量により標杭を設置するものとする。なお、観測の区分等は、次表を標準とするものとする。

区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法	2対回（0°、90°）	1対回	2回測定
較差の許容範囲	倍 角 差	60″	5mm
	観 測 差	40″	

(境界測量)

第62条 【削る】

各境界点の測量を行うに当たっては、用地実測図の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。

2 各境界点等は、連番を付するものとする。

(用地境界仮杭の設置)

第63条 (略)

(1) (略)

(2) 用地境界仮杭は、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属鈹(頭部径15mm)等とする。

(3) (略)

【削る】

2 前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し調査職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは、用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係に関連する権利者に充分理解させた上で用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

(境界測量)

第59条 境界測量は、近傍の4級以上の基準点に基づき、放射法により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づいて行うことができるものとする。

2 前項の観測は、測量地域の地形及び地物の状況等を考慮しトータルステーション(データコレクタを含む。)、セオドライト、測距儀等(以下「TS等」という。)又はRTK-GPS法若しくはネットワーク型RTK-GPS法によることができる。

(1) TS等による観測は、次表を標準とする。

区分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方法	0.5対回	0.5対回	2回測定
較差の許容範囲	二	二	5mm

(2) RTK-GPS法若しくはネットワーク型RTK-GPS法による場合は、次表を標準とする。ただし、セット間較差は、基線ベクトル成分X、Yの比較によることができる。

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	セット間較差の許容範囲	摘要
5衛星以上	FIX解を得てから 10エポック(連続) 以上を2セット	1秒	△N	20mm
			△E	20mm

(3) 前号において、1セット目の観測終了後、再初期化を行い2セット目の観測を行う。なお、境界点の座標値は、2セットの観測から求めた平均値とする。

3 前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を計算により求めるものとする。

4 座標値等の計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。

なお、計算を計算機により行う場合は、次項に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び方向角は、次表に規定する位の次の位を四捨五入とし、距離及び面積は、次項に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。

区分	方向角	距離	座標値	面積
単位	秒	m	m	m ²
位	1	0.001	0.001	0.00001

5 第1項の観測を行うに当たり、用地実測図の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。

6 各境界点等は、連番を付するものとする。

(用地境界仮杭の設置)

第60条 (略)

(1) (略)

(2) 用地境界仮杭は、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属鈹(頭部径15mm)等のもとする。

(3) (略)

2 用地境界杭の観測は、第58条第2項の規定を準用するものとする。

3 第1項の用地境界仮杭が建物等で支障となつて、設置が困難なときには、その事由等を整理し調査職員に報告するものとする。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは、用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係に関連する権利者に充分理解させた上で用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

【削る】

第3節 面積計算の範囲

(面積計算の範囲)

第64条 面積計算の範囲は、境界確認を行う範囲とする画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- (1) 画地の全てが用地取得等の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積。
- (2) (略)
- (3) 前各号によらない場合については、調査職員の指示による。

2 土地の取得等補償額算定に計上する面積は、平方メートル単位（小数点以下第3位切捨て）とする。

【削る】

第4節 用地実測図等の作成

(用地実測図等の作成)

第65条 用地実測図の作成に当たっては、次の各号の方法により行うものとする。

- (1) 用地実測図は、次の事項及び調査職員が指示する事項を記入する。

- ① 土地の測量に従事した者の記名押印

(境界点間測量)

第61条 境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて隣接する境界点間の距離をTS等を用いて測定し精度を確認するものとする。

2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界杭を設置した点（以下「用地境界点」という。）との距離を全辺について現地にて測定し、境界測量及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値との測定値の差を比較することにより行うものとする。

なお、較差の許容範囲は、次表を標準とするものとする。

区分 距離	平地	山地	摘要
20m未満	10mm	20mm	Sは点間距離の計算値
20m以上	S/2, 000	S/1, 000	

(面積計算の範囲)

第62条 面積計算の範囲は、第54条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- (1) 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積。
- (2) (略)
- (3) 前各号によらない場合については、調査職員の指示によるものとする。

【新設】

(面積計算の方法)

第63条 面積計算は原則として座標法によるものとするが、土地使用地については図上三斜法でも行うことができるものとする。

(用地実測図の作成)

第64条 用地実測図の作成に当たっては、次の各号の方法により行うものとする。

- (1) 用地実測図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項から監督職員が指示する事項を記入する

- ① 基準点及び官民、所有権、借地、地上権等の境界点の座標値、点名、標杭の種類及び境界線
- ② 面積計算表
- ③ 各筆の地番、不動産番号、登記地目、土地所有者及び借地人等の氏名又は名称
- ④ 境界辺長
- ⑤ 隣接地の地番、不動産番号及び境界の方向線
- ⑥ 用地の三斜及び数字
- ⑦ 借地境界並びに借地の三斜及び数字
- ⑧ 用地取得線
- ⑨ 図面の名称、配置、方位、座標線、縮尺、地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び土地の測量に従事した者の記名押印
- ⑩ 市区町村の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称及び境界線
- ⑪ 中心杭点、用地幅杭点及び用地境界杭点の位置
- ⑫ 現況地目

- ② 道路名、水路名
- ③ 建物及び工作物

- (2) 用地実測図の縮尺は、原則として縮尺500分の1（土地が市街地地域にあっては、調査職員の指示により縮尺250分の1とすることができる。）とする。
- (3) 用地実測図は、左を起点側、右を終点側とし、教業にわたるときは、一筆の土地が2葉にまたがらないこととし、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載する。

【削る】

【削る】

2 用地平面図等の作成は、用地実測図から調査職員が指示する事項を記入するものとする。

【削る】

(土地調書の作成)

第6条 受注者は、第3章及び第4章に定める業務の成果物により土地調書（様式第13号）を作成するものとする。

(予定分筆)

第7条 (略)

- (1) 予定分筆前の土地の地番に順次支号を付して、予定分筆後の土地の名筆の地番を定める。
- (2) 予定分筆後の土地の名筆の面積は、用地実測図等に表示したものによる。
- (3) 予定分筆後の土地の地番及び面積を定めた場合には、土地調査表（様式第14号）に記入する。

(用地境界杭の設置)

第8条 取得又は権利等を設定した土地の境界を明らかにするため、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第67条、土地改良財産取扱規則（昭和34年6月19日農林省訓令第23号）第24条の2、「別記3」境界標識の様式及び設置要領に基づき用地境界杭を設置するものとする。

なお、調査職員の指示により、境界杭の長さが100cm以内の杭及び金属錐等を使用することができるものとする。

2 (略)

第5章 登記資料収集整理等

(登記資料収集整理)

第9条 (略)

(地積測量図(案)等の作成)

第7条 取得等の区域内の土地が一筆の土地の一部であるため、分筆を必要とする場合又は地積

- ⑬ 道路名、水路名
- ⑭ 建物及び工作物
- ⑮ 画地及び残地の面積
- ⑯ その他

- (2) 用地実測図の縮尺は、原則として縮尺500分の1（土地が市街地地域にあっては、調査職員の指示により縮尺250分の1とすることができる。）とするものとする。
- (3) 用地実測図は、左を起点側、右を終点側とし、教業にわたるときは、一筆の土地が2葉にまたがらないこととし、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載するものとする。

(4) 用地実測図の素材はポリエステルフィルム又はこれと同等以上のものとし、#300とする。

(5) 境界線等の表示は、測量作業規程付録7-1付属書類に規定する「公共測量標準図示数値地形図データ取得分類基準表応用測量」によるものとする。

【新設】

(用地平面図等の作成)

第5条 請負者は、用地実測図から調査職員が指示する事項を黒トレースし（ただし、取得等の予定線は朱色とする。）、用地実測図各葉について連続させた用地平面図を作成するものとする。ただし、基準点（補助基準点を含む。）、境界辺長、計測距離及び座標値は表示しないものとする。

なお、用地平面図の素材はポリエステルフィルム又はこれと同等以上のものとし、#300とする。

2 請負者は、前項に準じて黒トレースし、基準点（補助基準点を含む。）、境界点、幅杭点等の番号及び座標値を表示した境界点番号図を作成するものとする。

(土地調書の作成)

第6条 受注者は、第3章及び第4章に定める業務の成果物より土地調書（様式第14号）を作成するものとする。

(予定分筆)

第7条 (略)

- (1) 予定分筆前の土地の地番に順次支号を付して、予定分筆後の土地の名筆の地番を定めるものとする。
- (2) 予定分筆後の土地の名筆の面積は、用地実測図等に表示したものによるものとする。
- (3) 予定分筆後の土地の地番及び面積を定めた場合には、土地調査表（様式第15号）に記入するものとする。

(用地境界杭の設置)

第8条 土地等を取得又は権利等を設定した土地等の境界を明らかにするため、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第67条、土地改良財産取扱規則第24条の2及び「別記3」の境界標識の様式及び設置要領に基づき用地境界杭を設置するものとする。

2 (略)

第5章 登記資料収集整理等

(登記資料収集整理)

第9条 (略)

(地積測量図 等の作成)

第7条 取得等の区域内の土地が一筆の土地の一部であるため、分筆を必要とする場合又は地積

の更正等が必要と認められる場合には、地積測量図 (案) 及び土地所在図 (案) 等を作成するものとする。

(協議)

第71条 受注者は、第69条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、調査職員と協議し、指示を受け なければならない。

(責務)

第72条 受注者は、発注者が土地等の取得又は権利設定等について、管轄登記所に対し囑託書を提出し、登記完了証が交付されるまでの間、発注者を補助するものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調査

(建物等の調査)

第73条 建物等の調査とは、建物、工作物及び 立竹木等 について、それぞれの種類・数量・品等又は機能等を調査することをいう。

【削る】

(建物等の配置等)

第74条 (略)
(1) 建物、工作物及び 立竹木等 の位置
(2) ~ (4) (略)
2 (略)

(法令適合性の調査)

第75条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき 土地改良補償要綱第26条第2項 ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要となる法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については調査 職員と協議するものとする。

(1)、(2) (略)

(木造建物)

第76条 木造建物〔I〕の調査は、別に定める木造建物調査積算要領（平成27年3月31日付け26農振第2270号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「木造建物要領」という。）に 準じて 行うものとする。

2 (略)
3 前2項の実施に当たっては、運用方針第15別表第11 に揚げる 補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(木造特殊建物)

第77条 (略)

(非木造建物)

第78条 非木造建物〔I〕の調査は、別に定める非木造建物調査積算要領（平成27年3月31日付け26農振第2271号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「非木造建物要領」という。）に 準じて 行うものとする。

の更正等が必要と認められる場合には、地積測量図 _____ 及び土地所在図 _____ 等を作成するものとする。

(協議)

第71条 受注者は、第69条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所等との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、調査職員と協議し、指示を受け るものとする。

(責務)

第72条 受注者は、発注者が土地等の取得又は権利設定等について、管轄登記所に対し囑託書を提出し、登記済証書又は登記完了証が交付されるまでの間、発注者を補助するものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調査等

(建物等の調査)

第73条 建物等の調査とは、建物、工作物及び 立竹木 について、それぞれの種類・数量・品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の調査区分)

第74条 調査区域内に存する建物等の調査を行う場合は、「別記4」の建物等区分表によるものとする。

(建物等の配置等)

第75条 (略)
(1) 建物、工作物及び 立竹木 の位置
(2) ~ (4) (略)
2 (略)

(法令適合性の調査)

第76条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき 土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱(昭和38年3月23日38農地第251号(設)) (以下「要綱」という。) 第26条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要となる法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については調査 職員と協議するものとする。

(1)、(2) (略)

(木造建物)

第77条 木造建物〔I〕の調査は、「別記5」木造建物〔I〕調査積算要領（ _____ 以下「木造建物要領」という。）に より 行うものとする。

2 (略)
3 前2項の実施に当たっては、土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱の運用方針について(昭和46年1月11日45農地D第994号(設)) (以下「運用方針」という。) 第15別表第11 の 補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(木造特殊建物)

第78条 (略)

(非木造建物)

第79条 非木造建物〔I〕の調査は、「別記6」非木造建物〔I〕調査積算要領（ _____ 以下「非木造建物要領」という。）に より 行うものとする。

2 (略)

(機械設備)

第79条 機械設備の調査は、別に定める機械設備調査算定要領（平成27年3月31日付け26農振第2272号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「機械設備要領」という。）に準じて行うものとする。

なお、現地調査等を行うに当たっては、事前に調査職員と協議し、調査の実施について必要な指示を受けるものとする。

(生産設備)

第80条 (略)

(附帯工作物)

第81条 附帯工作物の調査は、別に定める「附帯工作物調査積算要領（平成27年3月31日付け26農振第2273号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「附帯工作物要領」という。）」に準じて行うものとする。

(庭園)

第82条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

(1) 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。

(2)～(5) (略)

(墳墓)

第83条 墳墓の調査は、次の各号について行うものとする。

(1) 墓地の配置の状況、墓地使用者（祭祀者のこと。以下同じ。）ごとの画地及び通路等の配置状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行う。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。

(2)～(7) (略)

(立竹木等)

第84条 立竹木等の調査は、「別記1」表3の区分ごとに各地区用地対策連絡協議会等が定める調査要領等及び次の各号により行うものとする。

(1) 庭木等（観賞樹、効用樹、風致木等）の調査

① 権利者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号（寄植及び連植であつて同樹種、同寸法の場合は、同番号とする。）を付すものとする。

② 立木については、樹種名、根本周囲、幹周、胸高直径、枝幅、樹高、管理の程度（表1の判定基準による区分）等を調査する。

表1 管理状況の判定基準

(略)

③ 観賞用竹（ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かんちく等）については、5本程度を1株として、その位置を①の図面に表示するとともに番号を付す。

④ 芝、地被類、草花等については、植込みの面積を調査する。

(2) 用材林立木の調査

① 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林令（又は植林年次）、人工林・天然生林の別、調査対象の土地1ヘクタール当たりの植栽本数、管理の状況（表2の判定基準による区分）等を調査する。

表2 用材林の管理状況の判定基準

(略)

2 (略)

(機械設備)

第80条 機械設備の調査は、「別記7」機械設備調査積算要領（以下「機械設備要領」という。）により行うものとする。

(生産設備)

第81条 (略)

(附帯工作物)

第82条 附帯工作物の調査は、別記8「附帯工作物調査積算要領（以下「附帯工作物要領」という。）」により行うものとする。

(庭園)

第83条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

(1) 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行ものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。

(2)～(5) (略)

(墳墓)

第84条 墳墓の調査は、次の各号について行うものとする。

(1) 墓地の配置の状況、墓地使用者（祭祀者のこと。以下同じ。）ごとの画地及び通路等の配置状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行ものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。

(2)～(7) (略)

(立竹木)

第85条 立竹木の調査は、「別記4」表3の区分ごとに「別記9」立竹木等調査要領及び次の各号により行うものとする。

(1) 庭木等（観賞樹、効用樹、風致木、その他）の調査

① 権利者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号（寄植及び連植であつて同樹種、同寸法の場合は、同番号とする。）を付すものとする。

② 立木については、樹種名、根本周囲、幹周、胸高直径、枝幅、樹高、管理の程度（表1の判定基準による区分）等を調査する。

表1 庭木等の管理程度の判定基準

(略)

③ 観賞用竹（ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かんちく等）については、5本程度を1株として、その位置を①の図面に表示するとともに番号を付すものとする。

④ 芝、地被類、草花等については、植込みの面積を調査するものとする。

(2) 用材林立木の調査

① 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林令（又は植林年次）、人工林・天然生林の別、調査対象の土地1ヘクタール当たりの植栽本数、管理の程度（表2の管理程度の判定基準による区分）等を調査する。

表2 用材林の管理程度の判定基準

(略)

② 調査職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行う。

ア、イ (略)

(3) 薪炭林立木の調査

前号用材林立木の調査に準じて行う。

(4) 収穫樹の調査

樹種、胸高直径、幹周、樹高、樹齡(又は植付年次)、管理の状況等を調査する。樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第81条の例により調査する。

(5) 竹林の調査

① 権利者ごとに竹林として取り扱うことが相当と認められる区域を決定する。この場合において、筍の収穫を目的としているものとその他のものとに区分する。

② ①で定めた区域内で最も標準と認められる範囲(標準地)500平方メートル程度を定め、当該範囲内にある品種、本数及び胸高直径(筍を目的とするものを除く。)並びに筍の収穫を目的とするものによっては、その管理の状況等を調査する。

(6) 苗木(植木畑)の調査

権利者ごとに苗木(植木畑)として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、植栽されている苗木について、同樹種、同寸法のものごとに樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、本数、樹齡(育生年数)及び管理の状況を調査する。この場合において、同樹種同寸法のものが大規模に植栽されている場合には、第2号②の標準地調査の例により行うことができる。

(7) その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により第1号から第6号の調査に準じて行う。

(8) 立毛(農作物)

権利者毎に水稻、陸稲、麦類、いも類、豆類、野菜、工芸作物及びその他の農作物(以下「農作物」という。)として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、その区域に栽培されている農作物について、栽培形態等を調査する。

(9) 権利者の画地ごとの代表的な立竹木等(標準地調査の場合は、標準地の立竹木等の概要が把握できるもの)の写真的撮影を行う。

(石綿)

第85条 建物等に石綿が含有されている場合の調査は、「石綿調査算定要領」(平成27年3月31日付け26農振第2275号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「石綿要領」という。)により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第86条 (略)

(1) (略)

(2) 縮尺は、原則として、次の区分による。

① 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木等
100分の1又は200分の1

② (略)

(3) 用紙は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A列2番によることができる(以下この節において同じ)。

(4)、(5) (略)

(6) 建物、工作物及び立竹木等の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木等ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木等が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

(7) (略)

② 監督職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、「別記9」立竹木等調査要領及び次により行うものとする。

ア、イ (略)

(3) 薪炭林立木の調査

前号用材林立木の調査に準じて行うものとする。

(4) 収穫樹の調査

樹種、胸高直径、幹周、樹高、樹齡(又は植付年次)、管理の程度等を調査するものとする。樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第81条の例により調査するものとする。

(5) 竹林の調査

① 権利者ごとに竹林として取扱うことが相当と認められる区域を決定するものとする。この場合において、筍の収穫を目的としているものとその他のものとに区分するものとする。

② ①で定めた区域内で最も標準と認められる範囲(標準地)500平方メートル程度を定め、当該範囲内にある品種、本数及び胸高直径(筍を目的とするものを除く。)並びに筍の収穫を目的とするものによっては、その管理の程度等を調査するものとする。

(6) 苗木(植木畑)の調査

権利者ごとに苗木(植木畑)として取扱うことが相当と認められる区域を決定し、植栽されている苗木について、同樹種、同寸法のものごとに樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、本数、樹齡(育生年数)及び管理の程度を調査するものとする。この場合において、同樹種同寸法のものが大規模に植栽されている場合には、第2号②の標準地調査の例により行うことができるものとする。

(8) その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行うものとする。

(7) 立毛(農作物)

権利者毎に水稻、陸稲、麦類、いも類、豆類、野菜、工芸作物及びその他の農作物(以下「農作物」という。)として取扱うことが相当と認められる区域を決定し、その区域に栽培されている農作物について、栽培形態等を記入するものとする。

(9) 権利者の画地ごとの代表的な立竹木(標準地調査の場合は、標準地の立竹木の概要が把握できるもの)の写真的撮影を行うものとする。

【新設】

第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第86条 (略)

(1) (略)

(2) 縮尺は、原則として、次の区分による。

① 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木
100分の1又は200分の1

② (略)

(3) 用紙は、日本工業規格A3判を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A2判によることができる(以下この節において同じ)。

(4)、(5) (略)

(6) 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

(7) (略)

(法令に基づく施設改善)

第87条 第75条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 (略)

(木造建物)

第88条 木造建物の図面及び調査書は、第76条の調査結果を基に作成するものとする。

2、3 (略)

(木造特殊建物)

第89条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第77条の調査結果を基に作成するものとする。

2、3 (略)

(非木造建物)

第90条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第78条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第78条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第91条 機械設備の図面及び調査書は、第79条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

(生産設備)

第92条 生産設備の図面及び調査書は、第80条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要な平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じて作成するものとする。

(附帯工作物)

第93条 附帯工作物の図面及び調査書は、第81条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第94条 庭園の調査書は、第82条の調査結果を基に工作物調査表(様式第15号)及び立竹木調査表(様式第16号の1)を用いて、算定に必要なと認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第95条 墳墓の図面及び調査書は、第83条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、次の各号により作成するものとする。

(1) 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。

(2) 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。

(3) 土地の取得等の予定線を記入する。

3 調査書は、墳墓調査表(様式第17号)、工作物調査表(様式第15号)及び立竹木調査表(様式第16号の1)を用いて、補償額の算定に必要なと認められる事項を記載することにより作成するものとする。

(立竹木等)

第96条 立竹木等の図面及び調査書は、第84条の調査結果を基に作成するものとする。

2 第84条第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

(1)、(2) (略)

3 調査書は、立竹木調査表(様式第16号の1)を用いて、補償額の算定に必要なと認められる事項を記載することにより作成するものとする。ただし、用材林及び薪炭林については、用材林調査表(様式第16号の2)を、立毛は「立毛調査表」(別記様式第18号)を用いて作成するものとする。

(法令に基づく施設改善)

第87条 第76条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 (略)

(木造建物)

第88条 木造建物の図面及び調査書は、第77条の調査結果を基に作成するものとする。

2、3 (略)

(木造特殊建物)

第89条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第78条の調査結果を基に作成するものとする。

2、3 (略)

(非木造建物)

第90条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第79条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第79条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第91条 機械設備の図面及び調査書は、第80条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

(生産設備)

第92条 生産設備の図面及び調査書は、第81条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要な平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じて作成するものとする。

(附帯工作物)

第93条 附帯工作物の図面及び調査書は、第82条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第94条 庭園の調査書は、第83条の調査結果を基に工作物調査表(様式第16号)及び立竹木調査表(様式第17号)を用いて、積算に必要なと認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第95条 墳墓の図面及び調査書は、第84条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、次の各号により作成するものとする。

(1) 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。

(2) 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。

(3) 土地の取得等の予定線を記入する。

3 調査書は、墳墓調査表(様式第18号)、工作物調査表(様式第16号)及び立竹木調査表(様式第17号)を用いて、補償額の算定に必要なと認められる事項を記載することにより作成するものとする。

(立竹木)

第96条 立竹木の図面及び調査書は、第85条の調査結果を基に作成するものとする。

2 第85条第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

(1)、(2) (略)

3 調査書は、立竹木調査表(様式第17号の1)を用いて、補償額の算定に必要なと認められる事項を記載することにより作成するものとする。ただし、用材林及び薪炭林については、用材林調査表(様式第17号の2)を 用いて作成するものとする。

のとする。

(石綿)

第97条 石綿の図面及び調査書は、第85条の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。

第3節 算 定

(移転先の検討)

第98条 建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合（第10章移転工法の検討に該当するものを除く。）には、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1（4）アからエまでの要件に該当するか否かの検討をするものとする。

- 2 (略)
- 3 第1項の検討に当たり、当該委託契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、調査職員から指示を受けるものとする。
- 4 (略)

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第99条 (略)

(木造建物)

第100条 (略)

(木造特殊建物)

第101条 (略)

(非木造建物)

第102条 (略)

(照応建物の詳細設計)

第103条 第98条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

- (1)、(2) (略)

(機械設備)

第104条 (略)

(生産設備)

第105条 生産設備の補償額の算定は、第92条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討した上で、行うものとする。

- 2 (略)

(附帯工作物)

第106条 (略)

(庭園)

第107条 庭園の補償額の算定は、第94条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討した上で、行うものとする。

(墳墓)

第108条 (略)

のとする。

【新設】

第3節 算 定

(移転先の検討)

第97条 建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合（第10章移転工法の検討等に該当するものを除く。）には、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1（4）アからエまでの要件に該当するか否かの検討をするものとする。

- 2 (略)
- 3 第1項の検討に当たり、当該委託契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、調査職員から教示を得るものとする。
- 4 (略)

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第98条 (略)

(木造建物)

第99条 (略)

(木造特殊建物)

第100条 (略)

(非木造建物)

第101条 (略)

(照応建物の詳細設計)

第102条 第97条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

- (1)、(2) (略)

(機械設備)

第103条 (略)

(生産設備)

第104条 生産設備の補償額の算定は、第92条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し_____、行うものとする。

- 2 (略)

(附帯工作物)

第105条 (略)

(庭園)

第106条 庭園の補償額の算定は、第94条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し_____、行うものとする。

(墳墓)

第107条 (略)

(立竹木等)
第109条 立竹木等の補償額の算定は、第96条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討した上で、各地区用地対策連絡協議会等が定める算定要領等により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

(営業その他の調査)
第110条 (略)

(営業に関する調査)
第111条 (略)

- (1)、(2) (略)
- (3) 収益及び経費に関するもの
営業調査表(様式第20号の1から第20号の4)の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。
- ① 直近3か年の事業年度の確定申告書(控)(写し)であって、税務署受付印のあるもの。
 - ② 直近3か年の事業年度の損益計算書(写し)、貸借対照表(写し)
 - ③ 直近1年の事業年度の総勘定元帳(写し)、固定資産台帳(写し)。特に必要と認める場合は直近3か年。
 - ④ 直近1年の事業年度の次の帳簿(写し)。特に必要と認める場合は直近3か年。
ア、イ (略)
- (4) (略)
- 2、3 (略)

(居住者等に関する調査)
第112条 (略)

(動産に関する調査)
第113条 (略)

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)
第114条 (略)

第3節 算定

(補償額の算定)
第115条 (略)

第8章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)
第116条 消費税等に関する調査とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する消費税及び地

(立竹木)
第108条 立竹木の補償額の算定は、第96条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討し、「別記10」立竹木等補償積算要領により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

(営業その他の調査)
第109条 (略)

(営業に関する調査)
第110条 (略)

- (1)、(2) (略)
- (3) 収益及び経費に関するもの
営業調査表(様式第20号の1から第20号の4)の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。
- ① 直近3か年の事業年度の確定申告書(控)写。税務署受付印のあるものとする。
 - ② 直近3か年の事業年度の損益計算書写、貸借対照表写
 - ③ 直近1年の事業年度の総勘定元帳写、固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
 - ④ 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
ア、イ (略)
- (4) (略)
- 2、3 (略)

(居住者等に関する調査)
第111条 (略)

(動産に関する調査)
第112条 (略)

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)
第113条 (略)

第3節 算定

(補償額の算定)
第114条 (略)

第8章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)
第115条 消費税等に関する調査とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する消費税及び地

方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第1項第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

（調査）

第117条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に定める事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

（1）～（12）（略）

（13）消費税課税事業者届出書（特定期間用）

（14）特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）

（15）特定新規設立法人に該当する旨の届出書

（16）その他の資料

2 **受注者**は、前項に掲げる資料が**在しない**等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

（補償の要否の判定等）

第118条 消費税等に関する調査書は、**前条**の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「土地改良事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成26年4月1日付け25農振第2418号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）別添－5参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第23号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 予備調査

第1節 調査

（予備調査）

第119条 予備調査とは、工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習所等で大規模なもの（以下「工場等」という。）の敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるときに、建物等の調査に先立ち当該工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される移転計画（レイアウト）概略を把握するために行う調査をいう。

（企業内容等の調査）

第120条（略）

（敷地使用実態の調査）

第121条（略）

（建物調査）

第122条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に在する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、**第76条**から**第78条**に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに**当たっては**、**調査職員**の指示を受けるものとする。

3（略）

方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう**ものとする**。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第1項第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

（調査）

第116条 土地等の権利者等が消費税法第2条**第1項**第4号に定める事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

（1）～（12）（略）

（13）その他の資料

2 **請負者**は、前項に掲げる資料が**存在しない**等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

（補償の要否の判定等）

第117条 消費税等に関する調査書は、**第116条**の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「土地改良事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成9年4月1日付け9-49農林水産省構造改善局建設部設計課長通知）別添－5参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第23号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 予備調査

第1節 調査

（予備調査）

第118条 予備調査とは、工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習所等で大規模なもの（以下「工場等」という。）の敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるときに、建物等の調査に先立ち当該工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される移転計画（レイアウト）概略を把握するために行う調査をいう**ものとする**。

（企業内容等の調査）

第119条（略）

（敷地使用実態の調査）

第120条（略）

（建物調査）

第121条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に在する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、**第77条**から**第80条**に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに**あたっては**、**監督職員**の指示を受けるものとする。

3（略）

(機械設備等調査)
第123条 (略)

(企業概要書)
第124条 企業内容等の調査書は、第120条の調査結果を基に企業概要書(様式第24号の1)を用いて、作成するものとする。

(配置図)
第125条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第121条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。
(1)～(3) (略)

(建物、機械設備等の図面作成)
第126条 (略)

(移転計画書の作成)
第127条 予備調査に係る工場等の移転計画書は、第120条から第123条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。
(1)～(7) (略)
2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は前条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。
(1)～(3) (略)

第3節 算 定

(補償概算額の算定)
第128条 前条で作成する移転計画書(2又は3案)の補償概算額の算定は、第124条から前条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第10章 移転工法案の検討

第1節 調 査

(移転工法案の検討)
第129条 移転工法案の検討とは、工場等の当該敷地(土地)の一部が取得等の対象となる場合において、当該工場等の企業内容及び敷地使用実態などを調査した上で、現状の機能を構内(残地)において回復させる敷地内工法の移転工法案の作成を行うことをいう。

(企業内容等の調査)
第130条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第124条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。
(1)～(8) (略)

(敷地使用実態の調査)
第131条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第121条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

(機械設備等調査)
第122条 (略)

(企業概要書)
第123条 企業内容等の調査書は、第119条の調査結果を基に企業概要書(様式第24号の1)を用いて、作成するものとする。

(配置図)
第124条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第120条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。
(1)～(3) (略)

(建物、機械設備等の図面作成)
第125条 (略)

(移転計画書の作成)
第126条 予備調査に係る工場等の移転計画書は、第119条から第122条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。
(1)～(7) (略)
2 前項の検討にあたり、照応建物の推定建築費は第125条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。
(1)～(3) (略)

第3節 算 定

(補償概算額の算定)
第127条 前条で作成する移転計画書(2又は3案)の補償概算額の算定は、第123条、第124条、第125条及び第126条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第10章 移転工法案の検討等

第1節 調 査

(移転工法案の検討)
第128条 移転工法案の検討とは、工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。

(企業内容等の調査)
第129条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第123条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。
(1)～(8) (略)

(敷地使用実態の調査)
第130条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第120条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

(1)～(7) (略)

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第132条 企業内容等の調査書は、**第130条**の調査結果を基に企業概要書(様式第24号の1)を用いて、作成するものとする。

(移転工法案の作成)

第133条 工場等の移転工法案は、**第74条**から**第82条**まで、**第84条**、**第130条**及び**第131条**の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

(1)～(7) (略)

2 (略)

(補償額の比較)

第134条 (略)

第11章 再算定業務

(再算定業務)

第135条 (略)。

(再算定の方法)

第136条 (略)

(1) (略)

(2) 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき移転補償額を算定する。この場合における移転工法は、調査職員の指示による。

第12章 土地評価

(土地評価)

第137条 (略)

(土地評価の基準)

第138条 土地評価は、調査職員から特に指示された場合を除き運用方針第2別記1土地評価事務処理要領(以下「土地評価要領」という。)に定めるところに基づき実施するものとする。

(現地踏査及び資料作成)

第139条 (略)

(1) 同一状況地域区分図
(略)

(2) 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理の上調査表を作成する。

① 土地の所在、地番及び住居表示

② 土地登記簿に記載されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況

③～⑦ (略)

(3)～(5) (略)

(1)～(7) (略)

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第131条 企業内容等の調査書は、**第129条**の調査結果を基に企業概要書(様式第24号の1)を用いて、作成するものとする。

(移転工法案の作成)

第132条 工場等の移転工法案は、**第75条**から**第83条**まで、**第85条**、**第129条**及び**第130条**の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

(1)～(7) (略)

2 (略)

(補償額の比較)

第133条 (略)

第11章 再算定業務

(再算定業務)

第134条 (略)。

(再算定の方法)

第135条 (略)

(1) (略)

(2) 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき移転補償額を算定する。この場合における移転工法は、調査職員の指示によるものとする。

第12章 土地評価

(土地評価)

第136条 (略)

(土地評価の基準)

第137条 土地評価は、調査職員から特に指示された場合を除き運用方針第2別記1土地評価事務処理要領(以下「土地評価要領」という。)に_____に基づき行うものとする。

(現地踏査及び資料作成)

第138条 (略)

(1) _____
(略)

(2) 土地取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、土地評価要領第11条に基づき収集し、おおむね次の事項を整理の上調査表を作成する。

① 土地の所在、地番及び住居表示

② 土地登記簿記載の地目及び面積並びに現在の土地の利用状況

③～⑦ (略)

(3)～(5) (略)

(6) 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

(標準地の選定及び標準地調査書の作成)

第140条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 (略)

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第141条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第138条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2、3 (略)

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第142条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、土地改良補償要綱第50条及び運用方針第36に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調査書を作成するものとする。

第13章 補償説明

(補償説明)

第143条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価(残地補償を含む。)の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容(以下「補償内容等」という。)の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング)

第144条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

【削る】

(説明資料の作成等)

第145条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。

(1)～(3) (略)

(権利者に対する説明)

第146条 (略)

(記録簿の作成)

第147条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったときは、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を記録簿(様式第25号)に記載するものとする。

(説明後の措置)

第148条 (略)

2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等の全てについて権利者の理解が得られたと判断したと

(6) 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

(標準地の選定及び標準地調査書の作成)

第139条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに一つの標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 (略)

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第140条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第132条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2、3 (略)

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第141条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、要綱第50条及び運用方針第36に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調査書を作成するものとする。

第13章 補償説明

(補償説明)

第142条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価(残地等に関する損失の補償を含む。)の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容(以下「補償内容等」という。)の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング)

第143条 受託者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

(現地踏査等)

第144条 受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況等を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第145条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。

(1)～(3) (略)

(権利者に対する説明)

第146条 (略)

(記録簿の作成)

第147条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったときは、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第25号)に記載するものとする。

(説明後の措置)

第148条 (略)

2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断し

きは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。

3 (略)

【削る】

第14章 地盤変動影響調査等

第1節 調査

(地盤変動影響調査)

第149条 地盤変動影響調査とは、直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

(調査)

第150条 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成27年3月31日付け26農振第2276号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、調査職員の指示により必要な調査を行うものとする。

(費用負担の要否の検討)

第151条 損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が直轄事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、速やかに調査職員に報告するものとする。

第2節 算定

(費用負担額の算定)

第152条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、調査職員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

第15章 費用負担の説明

(費用負担の説明)

第153条 費用負担の説明とは、**県営事業**に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第154条 受注者は、費用負担の説明の実施に**先立ち**、調査職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

たときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。

3 (略)

第14章 事業損失に係る建物等調査及び修復費の積算

【新設】

第15章 費用負担の説明

(費用負担の説明)

第159条 費用負担の説明とは、**公共事業**に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング)

第160条 受注者は、費用負担の説明の実施に**先き立ち**、調査職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

【新設】

【削る】

(説明資料の作成等)

第155条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。
(1)～(3) (略)

(権利者に対する説明)

第156条 (略)

(記録簿の作成)

第157条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を記録簿(様式第25号)に記載するものとする。

(説明後の措置)

第158条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報告するものとする。
2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等の全てについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。
3 受注者は、権利者が説明を受け付けられない又は費用負担の内容等若しくはその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

第16章 騒音等調査

(騒音等調査)

第159条 騒音等調査とは、騒音、振動及び井戸に関する調査をいう。

(調査の方法)

第160条 前条の調査は、「別記4」騒音等調査要領及び調査職員の指示に基づき、現地を調査し、次の各号に掲げる調査表を作成するものとする。
(1) 騒音測定結果一覧表(様式第26号)
(2) 振動測定結果一覧表(様式第27号)
(3) 井戸調査表(様式第28号)

第17章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第161条 (略)

【削る】

【削る】

【削る】

(現地踏査等)

第161条 受注者は、費用負担の説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況及び説明対象とされた建物等を把握するものとする。
2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第162条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。
(1)～(3) (略)

(権利者に対する説明)

第163条 (略)

(記録簿の作成)

第164条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を費用負担説明記録簿(様式第30号)に記載するものとする。

(説明後の措置)

第165条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報告するものとする。
2 受注者は、当該権利者に係わる費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。
3 受注者は、権利者が説明を受け付けられない若しくは費用負担の内容等又はその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

第16章 環境調査

(環境調査)

第166条 環境調査とは、騒音、振動及び井戸の調査をいう。

(調査の方法)

第167条 前条の調査は、「別記11」の環境調査要領及び調査職員の指示に基づき、現地を調査し、次の各号に掲げる調査表を作成するものとする。
(1) 騒音測定結果一覧表(様式第31号)
(2) 振動測定結果一覧表(様式第32号)
(3) 井戸調査表(様式第33号)

第17章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第168条 (略)

2 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)
第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類(事前審査のための資料を含む。)を作成することをいう。
3 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。
4 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(事業認定申請図書の作成)

第162条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類等により作成することをいう。

(事業計画の説明)

第163条 (略)

(現地踏査)

第164条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第165条 (略)

(事業認定申請図書の作成方法)

第166条 事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。）第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、「別記5」事業認定申請書等作成要領等により作成するものとする。

(事前審査用資料の作成方法)

第167条 事業認定申請図書の事前審査用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとする。この場合において、事前審査に必要と認める参考資料を併せて作成するものとする。

(事前審査用資料の提出)

第168条 (略)

(本申請図書の作成)

第169条 (略)

(裁決申請図書の作成)

第170条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(裁決申請図書の作成方法)

第171条 裁決申請図書は、法第40条及び規則第16条並びに第17条に定めるところに従うほか、「別記5」事業認定申請書等作成要領等により作成するものとする。

(明渡裁決申立図書の作成)

第172条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第173条 明渡裁決申立図書は、法第47条の3及び規則第17条の6並びに第17条の7に定めるところに従うほか、「別記5」事業認定申請書等作成要領等により作成するものとする。

第18章 物件調書の作成

(物件調書の作成)

第174条 受注者は、第6章及び第7章に定める業務の成果物より物件調書（様式第29号）を作成するものとする。

【新設】

(事業計画の説明)

第169条 (略)

(現地踏査)

第170条 事業認定申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、事業認定申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第171条 (略)

(事業認定申請図書の作成方法)

第172条 事業認定申請図書は、法第18条及び土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、調査職員が別途指示する事業認定申請書等作成要領等「別記12」により作成するものとする。

(事前審査用資料の作成方法)

第173条 発注者が事業認定機関と事業認定申請に先立って行う事業認定申請図書の事前審査用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前審査に必要と認める参考資料を併せて作成するものとする。

(事前審査用資料の提出)

第174条 (略)

(本申請図書の作成)

第175条 (略)

(裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出)

第176条 裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成を完了したときは、速やかに調査職員に当該成果物を提出するものとする。

【新設】

【新設】

【新設】

第18章 物件調書の作成

(物件調書の作成)

第177条 受注者は、第6章及び第7章に定める業務の成果物より物件調書（様式第34号）を作成するものとする。

第19章 保安林解除等申請図書の作成

(保安林解除等申請図書の作成)

第175条 (略)

(事業計画の説明)

第176条 (略)

(現地踏査)

第177条 (略)

(保安林解除等申請図書の作成方法)

第178条 保安林解除等申請図書は、森林法第27条及び同法施行規則第17条並びに国有林野の管理経営に関する法律第7条及び同法施行規則第14条に定めるところに従うほか、「別記6」保安林解除等申請図書作成要領及び調査職員の指示により行うものとする。

第20章 完了図書の作成

(完了図書の作成)

第179条 完了図書の作成とは、県営事業の完了に伴い必要となる工事完了届の事業成績書を構成する図書を作成することをいう。

2 (略)

(1) (略)

(2) 土地改良財産調書

① 土地改良施設整理台帳

ア 工作物の部 (総括表)

イ 工作物の部 (年度別・工事別表)

ウ～オ (略)

②～⑥ (略)

(3) (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

① 地すべり防止施設整理台帳等

ア 工作物等の部 (総括表)

イ 工作物等の部 (年度別・工事別表)

ウ～オ (略)

②～⑥ (略)

(3) (略)

4 (略)

(現地踏査)

第180条 (略)

(完了図書の作成方法)

第181条 県営土地改良業等の完了図書は、設計図書に基づき作成するものとし、これに記載の無い細部事項等については、調査職員の指示により作成するものとする。

2 県営地すべり対策事業の完了図書は、前項に準じて作成するものとする。

3 県営海岸保全事業の完了図書は、前項に準じて作成するものとする。

第19章 保安林解除等申請図書の作成

(保安林解除等申請図書の作成)

第178条 (略)

(事業計画の説明)

第179条 (略)

(現地踏査)

第180条 (略)

(保安林解除等申請図書の作成方法)

第181条 保安林解除等申請図書は、森林法第27条及び同法施行規則第17条並びに国有林野の管理経営に関する法律第7条及び同法施行規則第14条に定めるところに従うほか、「別記13」の保安林解除等申請図書作成要領及び調査職員の指示により行うものとする。

第20章 完了図書の作成

(完了図書の作成)

第182条 完了図書の作成とは、農業農村整備事業の完了に伴い必要となる工事完了届の事業成績書を構成する図書を作成することをいう。

2 (略)

(1) (略)

(2) 土地改良財産調書

① 土地改良施設整理台帳

ア 工作物の部 (総括表)

イ 工作物の部 _____

ウ～オ (略)

②～⑥ (略)

(3) (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

① 地すべり防止施設整理台帳 _____

ア 工作物 _____ の部 (総括表)

イ 工作物 _____ の部 (年度別・工事別表)

ウ～オ (略)

②～⑥ (略)

(3) (略)

4 (略)

(現地踏査)

第183条 (略)

(完了図書の作成方法)

第184条 農業農村整備事業等の完了図書は、設計図書に基づき作成するものとし、これに記載の無い細部事項等については、調査職員の指示により作成するものとする。

2 _____ 地すべり対策事業の完了図書は、前項に準じて作成するものとする。

3 _____ 海岸保全事業の完了図書は、前項に準じて作成するものとする。

第21章 内水面漁業権等調査

第182条 (略)

- 2 (略)
- 3 事業の実施に伴い影響が予測される漁業権等に関する調査及び資料収集を行うものとする。
なお、当該調査は次の各号に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 漁業権等調査
 - (2) 漁業共同組合概要調査
 - (3) ～ (8) (略)
- 4～6 (略)

(調査の方法)

第183条 前条の調査は、「別記7」内水面漁業権等調査検討要領及び調査職員の指示に基づき行い、調査書を作成するものとする。

第22章 阻害要因の調査及び処理方針の作成

(阻害要因の調査及び処理方針の作成)

第184条 阻害要因に関する調査とは、用地補償業務の処理計画を策定するため、事前に用地補償業務における阻害要因を調査し、阻害要因の内容及び用地補償業務における課題（以下「阻害要因等」という。）を取りまとめ、処理方針案を作成する業務をいう。

(現地確認調査)

第185条 工事施行予定地周辺（以下「当該地周辺」という。）の現地において、目視による阻害要因の確認調査を行うものとする。

- 2 阻害要因を確認したときは、写真を撮影するものとする。

(法令規制等の調査)

第186条 地方公共団体等から法令規制の図面等を入手し、当該地周辺に次の各号に掲げる規制があるか確認を行うものとする。

- (1) 森林法（昭和26年6月26日付け法律第249号）に関する規制
- (2) 砂防法（明治30年3月30日付け法律第29号）に関する規制
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日付け法律第58号）に関する規制
- (4) 都市計画法（昭和43年6月15日付け法律第100号）に関する規制
- (5) 文化財保護法（昭和25年5月30日付け法律第214号）に関する規制
- (6) その他の規制

(登記及び権利に関する調査)

第187条 登記所備付け地図の転写は、第47条を、土地の登記記録の調査は、第48条を、権利者の確認調査は、第50条をそれぞれ準用するものとし、当該地周辺の登記及び権利関係の阻害要因を調査するものとする。

(現地ヒアリング調査)

第188条 現地において、次の各号に掲げる者から、当該地周辺の阻害要因の聞き取り調査を行うものとする。

- (1) 土地改良区関係者（職員、地元役員及び総代）
 - (2) 地方公共団体職員（農業担当課、公共事業担当課）
 - (3) 地元精通者（町内会長等）
- 2 聞き取りを行った際は、記録簿を作成するものとする。

第21章 内水面漁業権等調査

第185条 (略)

- 2 (略)
- 3 事業の実施に伴い影響が予測される漁業権等に関する調査及び資料収集を行うものとする。
なお、当該調査は次の各号に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 漁業権等調査
 - (2) 漁協概要調査
 - (3) ～ (8) (略)
- 4～6 (略)

(調査の方法)

第186条 前条の調査は、「別記15」内水面漁業権等調査検討要領及び監督職員の指示に基づき行い、調査書を作成するものとする。

【新設】

(更新事業資料収集整理)

第189条 更新事業が計画されているときは、次の各号に掲げる関係資料の収集整理を行うものとする。

- (1) 施設関係台帳及び関係図面
- (2) 前歴事業計画書及び事業成績書
- (3) 施設管理に関する協定等
- (4) その他阻害要因に関連する資料

(阻害要因の調査分析及び取りまとめ)

第190条 第185条から前条までの調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票(様式第30号の1、第30号の2)に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。

- (1) 権利者に関する課題(権利者不明、海外居住者、成年後見人ほか)
- (2) 登記に関する課題(多人数共有地、地図混乱、境界争い、相続、仮登記、権利設定ほか)
- (3) 用地に関する課題(不法占有、不法投棄、土壌汚染、国有地、神社地ほか)
- (4) 補償及び事業損失に関する課題(特殊補償、工事損害、残地工事費ほか)
- (5) 交渉難航に関する課題(事業反対、不当要求、環境等反対組織ほか)
- (6) 法令規制に関する課題(保安林指定地、埋蔵文化財保護規制地ほか)
- (7) 更新事業に関する課題(紛争、権利設定期間満了、境界杭未設置、無権原用地ほか)
- (8) その他課題(公共施設、地域特性、ほ場整備、他の事業公共事業ほか)

2 取りまとめに当たっては、阻害要因の位置を示す地図を作成するものとする。

(阻害要因等に対する処理方針(案)の作成)

第191条 前条により取りまとめた阻害要因等に対する処理方針(案)を作成するものとする。
2 処理方針(案)は、阻害要因等特定調査票により、次の各号に掲げる項目について取りまとめるものとする。

- (1) 阻害要因等の解決方法及び処理方針(案)
- (2) 処理に要する期間
- (3) 処理に当たっての留意事項
- (4) その他

(用地補償処理計画(案)の作成)

第192条 事業計画、工実施計画及び前条において取りまとめた阻害要因等特定調査票を基に、施設別に用地補償処理の期間等を表記した用地補償処理計画(案)を作成するものとする。

2 用地補償処理計画(案)は、用地補償処理計画(案)記載例(様式第31号)を参考に作成するものとする。

第23章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第193条 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- (1)、(2) (略)
- (3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第113条第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。
- (4) (略)
- (5) 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査職員の指示により前各号に準じて行うものとする。
- (6) 第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行う。

2 (略)

3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

第22章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第187条 請負者は、第6章、第7章、第9章及び第10章に定める調査等と併せて次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- (1)、(2) (略)
- (3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第112条第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。
- (4) (略)
- (5) 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。

【新設】

2 (略)

3 写真台帳の作成にあたっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

4 第12章、第16章、第19章及び第21章についても、前3項各号に準じて処理するものとする。

【削る】

4 第12章、第14章、第16章、第19章及び第21章についても、前各項に準じて処理するものとする。

第23章 業務実績データの作成及び登録

(業務実績データの作成及び登録)

第188条 受注者は、業務請負代金額が500万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、当初契約時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完成後10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）データ登録手続きに基づき、「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターにデータを登録するとともに、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを調査職員に提出しなければならない。ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

用地調査等共通仕様書「様式」 新旧対照表

改 正 後

現 行

様式第1号

検 証 ・ 照 査 済 一 覧 表

全 業 の 内

作 業 の 種 別	従 事 者		
	資 格	氏 名	印

(備考) 従事者欄には、共通仕様書第9条に定める別記2の業務従事者が記名押印すること。

用地調査等共通仕様書第16条及に基づく検証及び第9条に基づく照査については、管理技術者及び照査技術者において計算過程、仕様書との整合、単価の適用等について詳細に検証及び照査を行った結果、適正に作成されていることを証明します。

平成 年 月 日

受 注 者 名 印

管理技術者氏名 印

照査技術者氏名 印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

【新設】

改 正 後

現 行

【削る】

様式第1号

管理技術者（現場代理人）・照査技術者（主任技術者）（変更）通知書

平成 年 月 日

（知事又は公所長）

殿

（受注者）

印

次の業務について、委託契約書第10条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり定め（変更し）たので、別紙経歴書を添えて通知します。

1 委託業務番号				
2 委託業務の名称				
3 委託業務の場所				
4 契約締結年月日				
記				
名 称	新		旧（変更前）	
	職	氏 名	職	氏 名
管理技術者（現場代理人）				
照査技術者（主任技術者）				

- * 1 新規に提出する場合は、「新」の欄にのみ記入し、不要な欄には斜線する。
- * 2 変更の場合は、変更のない現場代理人等の名称も「新」及び「旧」の欄に記載する。また、経歴書は、変更する現場代理人の分のみを添付する。

改 正 後

現 行

【削る】

別 紙

管理技術者・照査技術者の経歴書			
1委託業務番号		2委託業務名称	
3契約締結年月日	平成 年 月 日		
4氏 名	印	5生 年 月 日	年 月 日(歳)
6本 籍 地			
7現 住 所			
8最 終 学 歴			
9資 格			
10実 務 経 験 年 数			
11職 歴	(1) 年 月		
	(2)		
	(3)		

* 技術者毎に記載し、「資格」の欄は、法令による免許及び登録番号も記載する。

改 正 後

現 行

【削る】

様式第5号

管理技術者（現場代理人）・照査技術者（主任技術者）（変更）通知書

平成 年 月 日

（知事又は公所長）

殿

（受注者）

印

次の業務について、委託契約書第10条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり定め（変更し）たので、別紙経歴書を添えて通知します。

1 委託業務番号				
2 委託業務の名称				
3 委託業務の場所				
4 契約締結年月日				
記				
名 称	新		旧（変更前）	
	職	氏 名	職	氏 名
管理技術者（現場代理人）				
照査技術者（主任技術者）				

- * 1 新規に提出する場合は、「新」の欄にのみ記入し、不要な欄には斜線する。
- * 2 変更の場合は、変更のない現場代理人等の名称も「新」及び「旧」の欄に記載する。また、経歴書は、変更する現場代理人の分のみを添付する。

改 正 後

現 行

様式第5号

用地調査等業務日報

期 日	年 月 日	
履 行 期 間	自	年 月 日
	至	年 月 日
業 務 の 名 称		
調 査 等 の 箇 所		
業務及びその内容 その他必要事項		
調 査 職 員	管 理 技 術 者	業 務 従 事 者

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

【新設】

様式第6号

平成 年 月 日

(調査職員)
(氏 名) 殿

受注者 住 所
社 会 名 等
氏 名 印

障害物伐除等報告書

平成 年 月 日契約の 用地調査等のため、障害物を伐除したので、別紙調査表を添えて報告します。

注 1 別紙調査表は、土地調書(様式第13号)の記、工作物調査表(様式第15号)及び立木調査表等(様式第16号の1又は様式第16号の2)に準じて作成するものとする。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

様式第7号

平成 年 月 日

(監督職員)
(氏 名) 殿

請負者 住 所
社 会 名 等
氏 名 印

障害物伐除報告書

平成 年 月 日契約の 用地調査等のため、障害物を伐除したので、別紙調査表を添えて報告します。

(注) 別紙調査表は、竹木調査表に準じて作成するものとする。

改 正 後

様式第7号

相 続 関 係 説 明 図

被相続人 相続関係説明図

--

相続に関する書面は還付した。

現 行

様式第8号

相 続 関 係 説 明 図

住 相 続 所 を 証 明 す る 書 面
は 還 付 し た

被 相 続 人 に 関 す る 相 続 関 係 説 明 図

--

改正後

様式第8号の1

土地の登記記録調査表（一覧）

整理 番号	表 題 部				権 利 部			備 考
					甲 区		乙区	
	所 在	地 番	地目	地 積	所有者	住 所	有無	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横とする。

現 行

様式第9号の1

土地の登記記録調査表（一覧）

整理 番号	表 題 部				権 利 部			備 考
					甲 区		乙区	
	所 在	地 番	地目	地 積	所有者	住 所	有無	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式第8号の2

土地の登記記録調査表

調査年月日	年 月 日	調査員		整理番号	
表 題 部 （土地の表示）					
所 在					
地 番		最終支号		不動産番号	
地 目		地 積			
所有者					
権 利 部 甲 区 欄（所有権）					
登 記 名 義	氏名、名称		共有持分		
	住所、所在地				
	氏名、名称		共有持分		
	住所、所在地				
	氏名、名称		共有持分		
	権利の始期		存続期間		
仮登記の内容					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

様式第9号の2

土地の登記記録調査表

調査年月日	年 月 日	調査員		整理番号	
表 題 部 （土地の表示）					
所 在					
地 番		最終支号		不動産番号	
地 目		地 積			
所有者					
権 利 部 甲 区 欄（所有権）					
登 記 名 義	氏名、名称		共有持分		
	住所、所在地				
	氏名、名称		共有持分		
	住所、所在地				
	氏名、名称		共有持分		
	権利の始期		存続期間		
仮登記の内容					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

改 正 後									
様式第9号の1 建物の登記記録調査表（一覧）									
整理 番号	所 在	表 題 部					権 利 部		備 考
		家屋番号	種 類	構 造	床面積	原因及びその日付	甲区	乙区	
							所有者	有無	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横とする。

現 行									
様式第10号の1 建物の登記記録調査表（一覧）									
整理 番号	所 在	表 題 部					権 利 部		備 考
		家屋番号	種 類	構 造	床面積	原因及びその日付	甲区	乙区	
							所有者	有無	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

改 正 後					
様式第9号の2 建物の登記記録調査表					
調査年月日	年 月 日	調査員		整理番号	
表 題 部 （主たる建物の表示、附属建物の表示）					
所 在					
家屋番号			不動産番号		
種 類		構 造		床面積	
登記原因及びその日付					
所有者					
権 利 部 甲 区 欄 （所 有 権）					
登記 名 義 人	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				

	権利の始期		存続期間		
仮登記の内容					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

現 行					
様式第10号の2 建物の登記記録調査表					
調査年月日	年 月 日	調査員		整理番号	
表 題 部 （主たる建物の表示、附属建物の表示）					
所 在					
家屋番号			不動産番号		
種 類		構 造		床面積	
登記原因及びその日付					
所有者					
権 利 部 甲 区 欄 （所 有 権）					
登記 名 義 人	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				

	権利の始期		存続期間		
仮登記の内容					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

改正後

様式第10号の1

権利者調査表（土地）

調査年月日	年	月	日	調査員	整理番号
権利者が法人以外	登記名義人の氏名			生年月日 死亡年月日	
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
権利者が法人	主たる事務所の所在地				
	法人の	氏名			
	代表者	住所			
	財産管	氏名			
	財人等	住所			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

現行

様式第11号の1

権利者調査表（土地）

調査年月日	年	月	日	調査員	整理番号
権利者が法人以外	登記名義人の氏名			生年月日 死亡年月日	
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
権利者が法人	主たる事務所の所在地				
	法人の	氏名			
	代表者	住所			
	財産管	氏名			
	財人等	住所			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第10号の2

権利者調査表（建物）

調査年月日	年	月	日	調査員	整理番号
権利者が法人以外	登記名義人の氏名			生年月日 死亡年月日	
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
権利者が法人	主たる事務所の所在地				
	法人の	氏名			
	代表者	住所			
	財産管	氏名			
	財人等	住所			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

様式第11号の2

権利者調査表（建物）

調査年月日	年	月	日	調査員	整理番号
権利者が法人以外	登記名義人の氏名			生年月日 死亡年月日	
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
権利者が法人	主たる事務所の所在地				
	法人の	氏名			
	代表者	住所			
	財産管	氏名			
	財人等	住所			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

改正後

様式第11号の1

墓地管理者調査表

調査年月日	年 月 日	調査員	整理番号
墓地所在地			
所有者	墓地所有者の氏名又は名称	墓地所有者の住所又は主たる事務所の所在地	
	代表権を有する者の氏名	代表権を有する者の住所	
管理者	墓地管理者の氏名又は名称	墓地所有者の住所又は主たる事務所の所在地	
	代表権を有する者の氏名	代表権を有する者の住所	
包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別			
財産処分等に関する規則			
永代使用料（入檀家志納金）に関する事項			
墓地使用（祭祀）者の氏名		墓地使用（祭祀）者の氏名	
【備考】			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

様式第11号の2

墓地使用（祭祀）者調査表

調査年月日	年 月 日	調査者	整理番号
墓地の所在地			
墓地使用（祭祀）者の氏名	墓地使用（祭祀）者の住所		
受任者又は承継人の氏名	受任者又は承継人の住所	原因	
墓地使用（祭祀）者単位の霊数			
番号	法名（戒名）	俗名	性別 享年 死亡年月日 火葬、土葬の区分
【備考】			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横とする。

現行

様式第12号の1

墓地管理者調査表

調査年月日	年 月 日	調査員	整理番号
墓地所在地			
所有者	墓地所有者の氏名又は名称	墓地所有者の住所又は主たる事務所の所在地	
	代表権を有する者の氏名	代表権を有する者の住所	
管理者	墓地所有者の氏名又は名称	墓地管理者の住所又は主たる事務所の所在地	
	代表権を有する者の氏名	代表権を有する者の住所	
包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別			
財産処分等に関する規則			
永代使用料（入檀家志納金）に関する事項			
墓地使用（祭祀）者の氏名		墓地使用（祭祀）者の氏名	
【備考】			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第12号の2

墓地使用（祭祀）者調査表

調査年月日	年 月 日	調査者	整理番号
墓地の所在地			
墓地使用（祭祀）者の氏名	墓地使用（祭祀）者の住所		
受任者又は承継人の氏名	受任者又は承継人の住所	原因	
墓地使用（祭祀）者単位の霊数			
番号	法名（戒名）	俗名	性別 享年 死亡年月日 火葬、土葬の区分
【備考】			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

改正後

様式第12号

平成 年 月 日

土地所有者 住所 _____
 氏名 _____ 印

隣接土地所有者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 住所 _____
 氏名 _____ 印
 住所 _____
 氏名 _____ 印

土地境界確認書

下記記載の土地の境界は、現地で立会いの上、相違ないことを確認しました。

都 市 町 区
 県 郡 村

区分	大字	字	地番	地目	登記地積	登記名義人	摘要
対							
	不動産番号						
	不動産番号						

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

現行

様式第13号

平成 年 月 日

土地所有者 住所 _____
 氏名 _____ 印

隣接土地所有者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 住所 _____
 氏名 _____ 印
 住所 _____
 氏名 _____ 印

土地境界立会確認書

下記記載の土地の境界は、現地で立会いのうえ、相違ないことを確認しました。

都 市 町 区
 県 郡 村

区分	大字	字	地番	地目	登記地積	登記名義人	摘要
対							
	不動産番号						
	不動産番号						

注 用紙の大きさはA4判とする

様式第13号

土地調書

宮城県が施行する 工事のため必要な土地について、下記のとおり調書を作成する。
 平成 年 月 日

字	地番	公簿	取得し又は使用しようとする土地	所有権以	権利者	摘要

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

様式第14号

土地調書

農林水産省が施行する 工事のため必要な土地について下記のとおり調書を作成する。
 平成 年 月 日

字	地番	公簿	取得し又は使用しようとする土地	所有権以	権利者	摘要

改正後

様式第14号

土地調査表

氏名	住所	地積正の有無	分筆			適用	地上権			その他の地位登記
			地番	地目	地積		金額	範囲	目的	
生年月日	世帯主	印有・無	電話()	A	-		円	～	サイホン暗渠	持分追加 住居更正 住居変更
土地の所在	市・郡 町・村・大字 字	地積正 実積面積	B	-			～	トンネル その他	所有	
地番	地目	地積	最終号	登記年月日	登記名義人	C	-		許容荷重量	保存
						D	-		1m当たり ()	相続
						E	-		トン以下	その他
備考										
氏名	住所	地積正の有無	分筆			適用	地上権			その他の地位登記
生年月日	世帯主	印有・無	電話()	地番	地目		地積	金額	範囲	
土地の所在	市・郡 町・村・大字 字	地積正 実積面積	B	-			～	サイホン暗渠	持分追加 住居更正 住居変更	
地番	地目	地積	最終号	登記年月日	登記名義人	C	-		トンネル その他	所有
						D	-		許容荷重量	保存
						E	-		1m当たり ()	相続
							-		トン以下	その他
備考										
氏名	住所	地積正の有無	分筆			適用	地上権			その他の地位登記
生年月日	世帯主	印有・無	電話()	地番	地目		地積	金額	範囲	
土地の所在	市・郡 町・村・大字 字	地積正 実積面積	B	-			～	サイホン暗渠	持分追加 住居更正 住居変更	
地番	地目	地積	最終号	登記年月日	登記名義人	C	-		トンネル その他	所有
						D	-		許容荷重量	保存
						E	-		1m当たり ()	相続
							-		トン以下	その他
備考										
氏名	住所	地積正の有無	分筆			適用	地上権			その他の地位登記
生年月日	世帯主	印有・無	電話()	地番	地目		地積	金額	範囲	
土地の所在	市・郡 町・村・大字 字	地積正 実積面積	B	-			～	サイホン暗渠	持分追加 住居更正 住居変更	
地番	地目	地積	最終号	登記年月日	登記名義人	C	-		トンネル その他	所有
						D	-		許容荷重量	保存
						E	-		1m当たり ()	相続
							-		トン以下	その他
備考										
氏名	住所	地積正の有無	分筆			適用	地上権			その他の地位登記
生年月日	世帯主	印有・無	電話()	地番	地目		地積	金額	範囲	
土地の所在	市・郡 町・村・大字 字	地積正 実積面積	B	-			～	サイホン暗渠	持分追加 住居更正 住居変更	
地番	地目	地積	最終号	登記年月日	登記名義人	C	-		トンネル その他	所有
						D	-		許容荷重量	保存
						E	-		1m当たり ()	相続
							-		トン以下	その他
備考										

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横とする。

現行

様式第15号

土地調査表

氏名	住所	地積正の有無	分筆			適用	地上権			その他の地位登記
			地番	地目	地積		金額	範囲	目的	
生年月日	世帯主	印有・無	電話()	A	-		円	～	サイホン暗渠	持分追加 住居更正 住居変更
土地の所在	市・郡 町・村・大字 字	地積正 実積面積	B	-			～	トンネル その他	所有	
地番	地目	地積	最終号	登記年月日	登記名義人	C	-		許容荷重量	保存
						D	-		1m当たり ()	相続
						E	-		トン以下	その他
備考										
氏名	住所	地積正の有無	分筆			適用	地上権			その他の地位登記
生年月日	世帯主	印有・無	電話()	地番	地目		地積	金額	範囲	
土地の所在	市・郡 町・村・大字 字	地積正 実積面積	B	-			～	サイホン暗渠	持分追加 住居更正 住居変更	
地番	地目	地積	最終号	登記年月日	登記名義人	C	-		トンネル その他	所有
						D	-		許容荷重量	保存
						E	-		1m当たり ()	相続
							-		トン以下	その他
備考										
氏名	住所	地積正の有無	分筆			適用	地上権			その他の地位登記
生年月日	世帯主	印有・無	電話()	地番	地目		地積	金額	範囲	
土地の所在	市・郡 町・村・大字 字	地積正 実積面積	B	-			～	サイホン暗渠	持分追加 住居更正 住居変更	
地番	地目	地積	最終号	登記年月日	登記名義人	C	-		トンネル その他	所有
						D	-		許容荷重量	保存
						E	-		1m当たり ()	相続
							-		トン以下	その他
備考										

改 正 後

様式第15号

工 作 物 調 査 表		調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号	
工作物の所在地							
工作物所有者の 氏名又は名称		工作物所有者の住所又は 主たる事務所の所在地					
番号	種 類	形状、寸法		数 量	単 位	備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横とする。

現 行

様式第16号

工 作 物 調 査 表		調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号	
工作物の所在地							
工作物所有者の 氏名又は名称		工作物所有者の住所又は 主たる事務所の所在地					
番号	種 類	形状、寸法		数 量	単 位	備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

改正後

様式第16号の1

立竹木調査表														調査年月日	年月日	調査者	整理番号
立竹木の所在地																	
立竹木所有者の氏名又は名称				立竹木所有者の住所又は主たる事務所の所在地													
番号	分類	樹種名	根本周囲胸高直径株廻り	樹齢	樹高	枝幅	単位面積当たりの植林の本数又は栽培の本数	収穫量	管理程度	移植の適否	本数、株数又は面積	単位	備考				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横とする。

現行

様式第17号の1

立竹木調査表														調査年月日	年月日	調査者	整理番号
立竹木の所在地																	
立竹木所有者の氏名又は名称				立竹木所有者の住所又は主たる事務所の所在地													
番号	分類	樹種名	根本周囲胸高直径株廻り	樹齢	樹高	枝幅	単位面積当たりの植林の本数又は栽培の本数	収穫量	管理程度	移植の適否	本数、株数又は面積	単位	備考				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式第16号の2

用材林調査表														調査年月日	年月日	調査者	整理番号
用材林の所在地																	
用材林所有者の氏名又は名称				用材林所有者の住所又は主たる事務所の所在地													
番号	分類	樹種名	胸高直径(cm)	樹齢(年)	数量	単位	調査対象地の土地面積(m ²)	1畝当り植栽本数(本)	1畝当り適正本数(本)	管理程度補正率上の要否	下刈り枝打ち等の状況	管理程度の判定	備考(林齢調査の内容等)				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横とする。

様式第17号の2

用材林調査表														調査年月日	年月日	調査者	整理番号
用材林の所在地																	
用材林所有者の氏名又は名称				用材林所有者の住所又は主たる事務所の所在地													
番号	分類	樹種名	胸高直径(cm)	樹齢(年)	数量	単位	調査対象地の土地面積(m ²)	1畝当り植栽本数(本)	1畝当り適正本数(本)	管理程度補正率上の要否	下刈り枝打ち等の状況	管理程度の判定	備考(林齢調査の内容等)				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

改 正 後

様式第17号

墳 墓 調 査 表

調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号	
-------	-------	-----	--	------	--

墳 墓 の 所 在 地					
墓地使用（祭祀）者の氏名					
番号	墓石・墓誌等の区分	墓石・墓誌・カロート等の形状、寸法、種類等	数 量	単 位	備 考

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横とする。

現 行

様式第18号

墳 墓 調 査 表

調査年月日	年 月 日	調査者		整理番号	
-------	-------	-----	--	------	--

墳 墓 の 所 在 地					
墓地使用（祭祀）者の氏名					
番号	墓石・墓誌等の区分	墓石・墓誌・カロート等の形状、寸法、種類等	数 量	単 位	備 考

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

改 正 後

現 行

様式第18号

【新設】

立毛調査表

		<u>調査者</u>		<u>調査年月日</u>		
<u>所在地</u>	<u>県</u> <u>郡</u> <u>町大字</u> <u>字</u> <u>番地</u> <u>市</u> <u>村</u>			<u>地</u>	<u>目</u>	
<u>立毛等の所有者の住所又は氏名又は名称</u>						
<u>土地所有者の住所及び氏名</u>						
<u>備考</u>						
<u>種類</u>	<u>面積又は数量</u>	<u>予想収穫量</u>	<u>植付け又は播種の時期</u>	<u>収穫の時期</u>	<u>育成の状況</u>	<u>その他必要と認められる事項</u>

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

改正後

様式第19号の1

計画概要表 (検討資料)

整理番号	検討月日	検討者			
所在地	用途地域		建ぺい率		
土地所有者	容積率		その他		
建物所有者	家族人員		占有者		
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積
(1)		,	,	,	,
従業員数		基本額	給料	円	
一か月の売上			固定経費	円	
			計	円	
検討結果					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

現行

様式第19号の1

計画概要表 (検討資料)

整理番号	検討月日	検討者			
所在地	用途地域		建ぺい率		
土地所有者	容積率		その他		
建物所有者	家族人員		占有者		
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積
(1)		,	,	,	,
従業員数		基本額	給料	円	
一か月の売上			固定経費	円	
			計	円	
検討結果					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第19号の2

計画概要表

所在地			敷地面積等の確認	特記事項
建物所有者			1. 残地実測図 2. 図上求積 3. その他 〔 〕	用途(機能)に係るもの
土地所有者				
道路関係	計画道路等	郡・区・私・m		
	敷地に接面する道路	42条2項 年月日 道路(第号) 道路後退距離 m		
都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域			
斜線			その他	
北側斜線 隣地斜線 道路斜線 (図示)				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横とする。

様式第19号の2

計画概要表

所在地			敷地面積等の確認	特記事項
建物所有者			1. 残地実測図 2. 図上求積 3. その他 〔 〕	用途(機能)に係るもの
土地所有者				
道路関係	計画道路等	郡・区・私・m		
	敷地に接面する道路	42条2項 年月日 道路(第号) 道路後退距離 m		
都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域			
斜線			その他	
北側斜線 隣地斜線 道路斜線 (図示)				

注 1 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

改 正 後

様式第19号の3

面 積 比 較 表

建物 No.	現 状 建 物			A 案			B 案			C 案			備 考
	階	室 名	面 積	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	
1階床面積													
2階床面積													
3階床面積													
4階床面積													
建物延べ面積													
面積増減率			①	%			%			%			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横とする。

現 行

様式第19号の3

面 積 比 較 表

建物 No.	現 状 建 物			A 案			B 案			C 案			備 考
	階	室 名	面 積	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	
1階床面積													
2階床面積													
3階床面積													
4階床面積													
建物延べ面積													
面積増減率			①	%			%			%			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式第19号の4

計 画 概 要 比 較 表

項 目		A 案	B 案	C 案
敷地面積 m ² (.)	建ぺい率 (%)	. %	. %	. %
	容積率 (%)	. %	. %	. %
	建物 (計画) 延べ面積	. m ²	. m ²	. m ²
	面積増減率	. m ² (. %)	. m ² (. %)	. m ² (. %)
判 定				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横とする。

様式第19号の4

計 画 概 要 比 較 表

項 目		A 案	B 案	C 案
敷地面積 m ² (.)	建ぺい率 (%)	. %	. %	. %
	容積率 (%)	. %	. %	. %
	建物 (計画) 延べ面積	. m ²	. m ²	. m ²
	面積増減率	. m ² (. %)	. m ² (. %)	. m ² (. %)
判 定				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

改正後

様式第20号の1

営業調査総括表(1)

調査番号		調査期間		調査担当者名	
名称		法人 個人 青・白	代表者名	住所	☎()
営業種目		開業年月日		資本金	
所属 (組合・団体)名		従業員数		売場面積等	
移転	営業所名		所在地		

高の概略調査	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)	1人か月(又は1日)平均売上高(円)
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)	1か月平均(m ²)あたり売上高(円)
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)	1か月(又は1日)平均客数(人) 料金等(円)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

現行

様式第20号の1

営業調査総括表(1)

調査番号		調査期間		調査担当者名	
名称		法人 個人 青・白	代表者名	住所	☎()
営業種目		開業年月日		資本金	
所属 (組合・団体)名		従業員数		売場面積等	
移転	営業所名		所在地		

高の概略調査	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)	1人か月(又は1日)平均売上高(円)
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)	1か月平均(m ²)あたり売上高(円)
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)	1か月(又は1日)平均客数(人) 料金等(円)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第20号の2

営業調査総括表(2)

販売方法等	店舗	%	代金決済方法	現金	%	販売先	県内	%
	外交			売掛			地方	
	通信			月賦			輸出	
	その他			その他			その他	
得意先の状況	売上げに占める地元固定客の割合(%)		営業の季節的変動	売上の多い時期(月~ 月) 売上の少ない時期(月~ 月)				
営業費明細				営業用固定経費明細				

立地条件等	立地条件 地域的特性 その他
その他	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

様式第20号の2

営業調査総括表(2)

販売方法等	店舗	%	代金決済方法	現金	%	販売先	県内	%
	外交			売掛			地方	
	通信			月賦			輸出	
	その他			その他			その他	
得意先の状況	売上げに占める地元固定客の割合(%)		営業の季節的変動	売上の多い時期(月~ 月) 売上の少ない時期(月~ 月)				
営業費明細				営業用固定経費明細				

立地条件等	立地条件 地域的特性 その他
その他	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

改正後

様式第20号の3

従業員調査表

従業員氏名	性別	年齢	職種	1箇月の平均賃金	摘要

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

現行

様式第20号の3

従業員調査表

従業員氏名	性別	年齢	職種	1箇月の平均賃金	摘要

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第20号の4

仕入先調査表

仕入先名称	所在	品名	金額

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

様式第20号の4

仕入先調査表

仕入先名称	所在	品名	金額

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

改正後

様式第21号

居住者等調査表

調査年月日	年 月 日	調査員		整理番号	
居住者等の氏名又は名称				電話番号	
居住者等の住所又は主たる事務所の所在地				建物番号	
				室 番号	
居住者の家族	続柄	氏名	生年月日	備考	
	世帯主				

確認資料			特記すべき契約条件		
※ 賃貸借契約書、住民票、その他書面について、当該欄に記載する。					
【備考】 ※ 家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

現行

様式第21号

居住者等調査表

調査年月日	年 月 日	調査員		整理番号	
居住者等の氏名又は名称				電話番号	
居住者等の住所又は主たる事務所の所在地				建物番号	
				室 番号	
居住者の家族	続柄	氏名	生年月日	備考	
	世帯主				

確認資料			特記すべき契約条件		
※ 賃貸借契約書、住民票、その他書面について、当該欄に記載する。					
【備考】 ※ 家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第22号

動産調査表

調査年月日		年 月 日		調査者				整理番号			
動産の所在地				建物番号				室 番号			
動産所有者の氏名又は名称				動産所有者の住所又は主たる事務所の所在地							
建物延床面積		住居占有面積		店舗等占有面積				收容状況			
一般動産											
番号	動産の品目	形状、寸法	重量、数量又は体積	単位	備考	番号	動産の品目	形状、寸法	重量、数量又は体積	単位	備考

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横とする。

様式第22号

動産調査表

調査年月日		年 月 日		調査者				整理番号			
動産の所在地				建物番号				室 番号			
動産所有者の氏名又は名称				動産所有者の住所又は主たる事務所の所在地							
建物延床面積		住居占有面積		店舗等占有面積				收容状況			
一般動産											
番号	動産の品目	形状、寸法	重量、数量又は体積	単位	備考	番号	動産の品目	形状、寸法	重量、数量又は体積	単位	備考

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

改 正 後

様式第23号

消 費 税 等 調 査 表

		調 査 者	年 月 日
県	郡	町	大字
市	村		
調査対象者	住 所	県	郡 町 大字
	氏名又は 法人・代表者名	市	村
調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分	
		<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事供用資産	
		<input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料	

注1 本調査表には、表-1及び表-2を添付すること。
 注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

表-1 (略)

注1 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 注2 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 注3 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。
 注4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横とする。

表-2

本 則	資 料	前年(個人)又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告(控)」	<input type="checkbox"/> 有(下記へ) <input type="checkbox"/> 無
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について ※ 本資料は補償対象物件が共用(課税・非課税)資産である場合のみ収集する。	<input type="checkbox"/> 有(個別対応方式の共用資産へ) <input type="checkbox"/> 無(下記へ)
補 償 用 課税売上割合		① 課税資産の譲渡等の対価の額(税抜き) _____ 円 ② 資産の譲渡等の対価の額(税抜き) _____ 円 ③ 土地買収代金額等(区分地上権、地役権設定代金を含む) _____ 円	
係	個別対応方式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上のみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上のみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの(下記へ)
	個別対応方式 の共用資産	一部 補償	消費税等相当額×(1-補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合) 円×(1-0.) =
	一括比例配分 方式		消費税等相当額×(1-補償用課税売上割合) 円×(1-0.) =

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

現 行

様式第23号

消 費 税 等 調 査 表

		調 査 者	年 月 日
県	郡	町	大字
市	村		
調査対象者	住 所	県	郡 町 大字
	氏名又は 法人・代表者名	市	村
調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分	
		<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事供用資産	
		<input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料	

(注) 本調査表には、表-1及び表-2を添付すること。
 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

表-1 (略)

(注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 ③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

表-2

本 則	資 料	前年(個人)又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告(控)」	<input type="checkbox"/> 有(下記へ) <input type="checkbox"/> 無
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について ※ 本資料は補償対象物件が共用(課税・非課税)資産である場合のみ収集する。	<input type="checkbox"/> 有(個別対応方式の共用資産へ) <input type="checkbox"/> 無(下記へ)
補 償 用 課税売上割合		① 課税資産の譲渡等の対価の額(税抜き) _____ 円 ② 資産の譲渡等の対価の額(税抜き) _____ 円 ③ 土地買収代金額等(区分地上権、地役権設定代金を含む) _____ 円	
係	個別対応方式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上のみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上のみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの(下記へ)
	個別対応方式 の共用資産	一部 補償	消費税等相当額×(1-補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合) 円×(1-0.) =
	一括比例配分 方式		消費税等相当額×(1-補償用課税売上割合) 円×(1-0.) =

改正後

現行

様式第24号の1

企業概要書

様式第24号の1

企業概要書

所在地					組 織 図		
名称及び 代表者名							
業種							
原材料、製 品及び商品 の種類							
主な仕入先 販売先							
移転工法検 討上留意す べき事項					製 品 等 の 製 造 工 程 流 れ 図		
敷地面積 (A)	m ²	事業用 地面積 (B)	m ²	(B)/(A)			%
用途地域等 の工法上の 規制	用途地域	建ぺい率	容積率	その他			
特記事項							

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横とする。

所在地					組 織 図		
名称及び 代表者名							
業種							
原材料、製 品及び商品 の種類							
主な仕入先 販売先							
移転工法検 討上留意す べき事項					製 品 等 の 製 造 工 程 流 れ 図		
敷地面積 (A)	m ²	事業用 地面積 (B)	m ²	(B)/(A)			%
用途地域等 の工法上の 規制	用途地域	建ぺい率	容積率	その他			
特記事項							

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

改 正 後

様式第24号の2

移 転 工 法 (計 画) 案 検 討 概 要 書

項 目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 (建物、機械設備等の 移転方法及び移転期 間)			
移転計画の特長 (メリット)			
移転計画の問題点 (デメリット)			
移転費用概算額			
総 合 判 断			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横とする。

現 行

様式第24号の2

移 転 工 法 (計 画) 案 検 討 概 要 書

項 目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 (建物、機械設備等の 移転方法及び移転期 間)			
移転計画の特長 (メリット)			
移転計画の問題点 (デメリット)			
移転費用概算額			
総 合 判 断			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式第24号の3

移 転 工 法 (計 画) 各 案 の 比 較 表

項 目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の範囲及 び移転の方法 (補償建物の棟数、面 積、概算額、その他)			
主たる工作物(機械設 備等)の移転範囲及び 方法 (機種名、概算額、そ の他)			
敷地内の動線 (駐車場、緑地、原材 料、製品等の置場面 積の確保状況)			
営業補償等に係るもの (休業する部門補償概 算額、その他)			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横とする。

様式第24号の3

移 転 工 法 (計 画) 各 案 の 比 較 表

項 目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の範囲及 び移転の方法 (補償建物の棟数、面 積概算額、その他)			
主たる工作物(機械設 備等)の移転範囲及び 方法 (機種名、概算額、そ の他)			
敷地内の動線 (駐車場、緑地、原材 料、製品等の置場面 積の確保状況)			
営業補償等に係るもの (休業する部門補償概 算額、その他)			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

改 正 後

様式第25号

記 録 簿

説明場所					
説明年月日		年	月	日	時間 自 至
出席者	説明者				
	相手方				
説明内容及び質疑					
特記事項					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

現 行

様式第25号

補 償 説 明 記 録 簿

説明場所					
説明年月日		年	月	日	時間 自 至
出席者	説明者				
	相手方				
説明内容及び質疑					
特記事項					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

改 正 後

現 行

【削る】

様式第26号

建 物 等 調 査 一 覧 表

工 区		工 期					事 前 調 査		調 査		年 月 日		担 当 者		工 事 担 当 者		事 後 調 査		調 査		年 月 日		担 当 者	
工事名		請負者					請負者		請負者		年 月 日		担 当 者		工 事 担 当 者		請負者		年 月 日		担 当 者			
調査 番号	建物 番号	建物等所在地 建物等所有者	建物等 の概要	用 途	経過 年数	延べ 面積	事 前 調 査		申 出 年月日 調 査 年月日	申出に対する調査結果	応 急 措 置 の 有 無	事 後 調 査		費用負担 の 要 否	備 考									
							損傷の 有 無	損傷の概要				損傷の 有 無	損傷の概要											

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

改 正 後

現 行

【削る】

様式第27号

建 物 調 査 書 (平 面 図 、 立 面 図 等)

調査番号		建物番号	
所有者			
工 種	建物等の概要		
	事前調査	事後調査	
基 礎			
屋 根			
外 壁			
内 壁			
天 井			
床			
経過年数			
用 途			

事前 調査	調 査 年月日	年 月 日
	請負者	
事後 調査	調 査 年月日	年 月 日
	請負者	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列3判横とする。

改 正 後

現 行

【削る】

様式第28号

損 傷 調 査 表

調査番号		建物番号		建物等所在地		事前調査	調査年月日	年月日
所有者住所				氏名	占有者氏名	調査	請負者	
						事後調査	調査年月日	年月日
名称 (室名)	事前調査				事後調査			
	各部仕上材	写真番号	損傷の状況	備考	写真番号	損傷の状況	備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

改 正 後

現 行

【削る】

様式第29号

写 真 台 帳

	(写 真 添 付)	

撮影番号	撮影対象箇所及び 損傷名	撮影番号	撮影対象箇所及び 損傷名	撮影番号	撮影対象箇所及び 損傷名
○		○		○	

注 撮影番号の記入は、事前調査の場合は上段、事後調査の場合は下段とする。

【削る】

様式第30号

費 用 負 担 説 明 記 録 簿

説明場所				
説明年月日	年	月	日	時間 自 至
出席者	説明者			
	相手方			
説明内容及び質疑				
特記事項				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

改正後

様式第26号

騒音測定結果一覧表

No. _____

項目	記事						測定箇所平面図
	測定点平均値		気象条件			主要騒音原因	
調査件名							
調査箇所							
調査年月日							
測定機器名							
測定者氏名							
測定時間	測定点平均値		気象条件			主要騒音原因	
	発生源から 10m	発生源から 30m	天候	気温	風向		風力
8時(分から分)							
9 ()							
10 ()							
11 ()							
12 ()							
13 ()							
14 ()							
15 ()							
16 ()							
17 ()							
備考							

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横とする。

現行

様式第31号

騒音測定結果一覧表

No. _____

項目	記事						測定箇所平面図
	測定点平均値		気象条件			主要騒音原因	
調査件名							
調査箇所							
調査年月日							
測定機器名							
測定者氏名							
測定時間	測定点平均値		気象条件			主要騒音原因	
	発生源から 10m	発生源から 30m	天候	気温	風向		風力
8時(分から分)							
9 ()							
10 ()							
11 ()							
12 ()							
13 ()							
14 ()							
15 ()							
16 ()							
17 ()							
備考							

改正後

様式第27号

振動測定結果一覧表

No. _____

項目	記事							測定箇所平面図
	測定点平均値			気象条件				
調査件名								
調査箇所								
調査年月日								
測定機器名								
測定者氏名								
測定時間	測定点平均値			気象条件				
	発生源	発生源から10m	発生源から40m	天候	気温	風向	風力	
8時(分から分)								
9 ()								
10 ()								
11 ()								
12 ()								
13 ()								
14 ()								
15 ()								
16 ()								
17 ()								
振動の方向	鉛直動(Z)							
備考								

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番横とする。

現行

様式第32号

振動測定結果一覧表

No. _____

項目	記事							測定箇所平面図
	測定点平均値			気象条件				
調査件名								
調査箇所								
調査年月日								
測定機器名								
測定者氏名								
測定時間	測定点平均値			気象条件				
	発生源	発生源から10m	発生源から40m	天候	気温	風向	風力	
8時(分から分)								
9 ()								
10 ()								
11 ()								
12 ()								
13 ()								
14 ()								
15 ()								
16 ()								
17 ()								
振動の方向	鉛直動(Z)							
備考								

改 正 後

現 行

【削る】

様式第35号

検 証 ・ 照 査 済 一 覧 表

全 葉 の 内

作 業 の 種 別	従 事 者		
	資 格	氏 名	印

(備考) 従事者欄には、共通仕様書第9条に定める別記2の業務従事者が記名押印すること。

用地調査等共通仕様書第16条に基づく検証及び第9条に基づき照査については、管理技術者及び照査技術者において計算過程、仕様書との整合、単価の適用等について詳細に検証及び照査を行った結果、適正に作成されていることを証明します。

平成 年 月 日

請 負 者 名 印
管理技術者氏名 印
照査技術者氏名 印

改 正 後

現 行

様式第30号の1

【新設】

阻害要因等特定調査票（1）

作成日	年 月 日	調査者		整理番号	
所在地					
名称等				施設名	
所有者等	住 所				
	氏 名				
阻害要因の内容、状況					
阻害要因に対する用地補償業務の課題					
処 理 方 針 案					
1. 阻害要因、課題の解決方法、処理方針					
2. 処理に要する期間					
3. 処理に当たっての留意点					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番紙とする。

改 正 後

現 行

様式第30号の2

阻害要因等特定調査票（2）

作成日	年 月 日	調査者	整理番号
位置図			
概況図			
概況写真			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

【新設】

様式第31号

【新設】

様式第31号		用地補償処理計画（案）記載例																施設名：○○幹線用水路	
工 区 （施工予 定）	処理項目	細項目	○年度		○年度		○年度		○年度		○年度		○年度		○年度		備 考		
			1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4		3/4	4/4
A工区 (H〇年〇 月)	阻害要因処理	権利関係	[Gantt Chart]														権利者不明		
		交渉難航関係	[Gantt Chart]														事業反対		
		登記関係	[Gantt Chart]														地図混乱		
	用地測量調査	発注手続き	[Gantt Chart]																
		業務実施	[Gantt Chart]																
		説明会	[Gantt Chart]																
用地交渉	個別交渉	[Gantt Chart]																	
	契約締結	[Gantt Chart]																	
	契約、引渡し	[Gantt Chart]																	
B工区 (H〇年〇 月)	阻害要因処理	登記関係	[Gantt Chart]														地図混乱		
		用地関係	[Gantt Chart]														不法占有		
		その他	[Gantt Chart]														他公共事業		
	用地測量調査	発注手続き	[Gantt Chart]																
		業務実施	[Gantt Chart]																
		説明会	[Gantt Chart]																
用地交渉	個別交渉	[Gantt Chart]																	
	契約締結	[Gantt Chart]																	
	契約、引渡し	[Gantt Chart]																	
C工区 (H〇年〇 月)	阻害要因処理	交渉難航関係	[Gantt Chart]														事業反対		
		用地関係	[Gantt Chart]														無線墓地		
		補償関係	[Gantt Chart]														工場移転		
	用地測量調査	発注手続き	[Gantt Chart]																
		業務実施	[Gantt Chart]																
		説明会	[Gantt Chart]																
用地交渉	個別交渉	[Gantt Chart]																	
	契約締結	[Gantt Chart]																	
	契約、引渡し	[Gantt Chart]																	
D工区 (H〇年〇 月)	阻害要因処理	用地関係	[Gantt Chart]														土壌汚染等		
		法令規制関係	[Gantt Chart]														埋蔵文化財		
		権利関係	[Gantt Chart]														海外居住者		
	用地測量調査	発注手続き	[Gantt Chart]																
		業務実施	[Gantt Chart]																
		説明会	[Gantt Chart]																
用地交渉	個別交渉	[Gantt Chart]																	
	契約締結	[Gantt Chart]																	
	契約、引渡し	[Gantt Chart]																	

用地調査等共通仕様書「別記」 新旧対照表

改正後

現行

【削る】

「別記2」地目表(第54条)

地目表

地目は、不動産登記事務取扱手続準則(平成20年1月11日付け法務省民二第58号民事局長通知)第68条の定めにより、次の各号によるものとする。

この場合には、土地の現況及び利用目的に重点を置き、部分的にわずかの差異の存するときでも、土地全体としての状況を観察して定めるものとする。

なお、当該地目の現況等からその判定が困難な場合には、同準則第69条の定めによるものとする。

- | | | |
|----|------|--|
| 1 | 田 | 農耕地で用水を利用して耕作する土地 |
| 2 | 畑 | 農耕地で用水を利用しないで耕作する土地 |
| 3 | 宅地 | 建物の敷地及びその維持若しくは効用を果すために必要な土地 |
| 4 | 学校用地 | 校舎、附属施設の敷地及び運動場 |
| 5 | 鉄道用地 | 鉄道の駅舎、附属施設及び路線の敷地 |
| 6 | 塩田 | 海水を引き入れて塩を採取する土地 |
| 7 | 鉱泉地 | 鉱泉(温泉を含む。)の湧出口及びその維持に必要な土地 |
| 8 | 池沼 | かんがい用水でない水の貯留池 |
| 9 | 山林 | 耕作の方法によらないで竹木の生育する土地 |
| 10 | 牧場 | 家畜を放牧する土地 |
| 11 | 原野 | 耕作の方法によらないで雑草、かん木類の生育する土地 |
| 12 | 墓地 | 人の遺体又は遺骨を埋葬する土地 |
| 13 | 境内地 | 境内に属する土地であって、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第3条第2号及び第3号に掲げる土地(宗教法人の所有に属しないものを含む。) |
| 14 | 運河用地 | 運河法(大正2年法律第16号)第12条第1項第1号又は第2号に掲げる土地 |
| 15 | 水道用地 | 専ら給水の目的で敷設する水道の水源地、貯水池、ろ水場又は水道線路に要する土地 |
| 16 | 用悪水路 | かんがい用又は悪水はいせつ用の水路 |
| 17 | ため池 | 耕地かんがい用の用水貯留池 |
| 18 | 堤 | 防水のために築造した堤防 |
| 19 | 井溝 | 田畝又は村落の間にある通水路 |
| 20 | 保安林 | 森林法(昭和26年法律第249号)に基づき農林水産大臣が保安林として指定した土地21
公衆用道路一般交通の用に供する道路(道路法(昭和27年法律第180号)による道路であるかどうかを問わない。) |
| 22 | 公園 | 公衆の遊樂のために供する土地 |
| 23 | 雑種地 | 以上のいずれにも該当しない土地 |

「別記1」 建物等区分表（第4・84条）

表1 建物区分

区 分	判 断 基 準
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(注) 建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、または、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次の各号に掲げるものをいう。

1. 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受電設備を除く。）ソーラーパネル等発電設備等）
2. 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
3. ガス設備
4. 給・排水、衛生設備
5. 空調（冷暖房・換気）設備
6. 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
7. 排煙設備
8. 汚物処理設備
9. 煙突
10. 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
11. 避雷針

ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りではない。

「別記4」 建物等区分表（第73・84条）

表1 建物区分

区 分	判 断 基 準
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(注) 建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられているおおむね次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備等）
- (2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水、衛生設備
- (5) 空調（冷暖房・換気）設備
- (6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- (11) 避雷針

改正後

現行

【削る】

二 工作物は、表2により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。

表2 工作物区分

区 分	判 断 基 準
(略)	(略)
(略)	(略)
附帯工作物	建物及び <u>他の工作物</u> 区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、一般住居にあつては屋外の給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等
(略)	(略)
(略)	(略)

表2 工作物区分

区 分	判 断 基 準
(略)	(略)
(略)	(略)
附帯工作物	<u>表1の建物(注に掲げる設備、工作物を含む。)</u> 及び <u>表2の他の</u> 区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、一般住居にあつては屋外の給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等
(略)	(略)
(略)	(略)

【削る】

三 立竹木は、表3により庭木等、用材林立木、薪炭林立木、収穫樹、竹林、苗木(植木畑)及びその他の立木に区分する。

表3 立竹木区分

区 分	判 断 基 準
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
<u>立毛(農作物)</u>	<u>水稲、陸稲、麦類、いも類、豆類、野菜、工芸作物及びその他の農作物をいう。</u>

表3 立竹木区分

区 分	判 断 基 準
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
【新設】	

改 正 後

現 行

「別記2」 事業従事者資格一覧表（第10条）

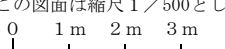
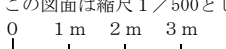
関係条項	業務内容	資 格
第3章	権利調査	土地改良補償士（公益社団法人土地改良測量設計技術協会土地改良補償士資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償士資格登録名簿に登録されている者。以下同じ。）、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補（公益社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償業務管理者資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者等資格登録名簿に登録されている者。以下同じ。）
第4章	用地測量	1. 測量士又は測量士補（測量法（昭和24年法律第188号）第49条に基づく測量士名簿又は測量士補名簿に登録されている者。以下同じ。） 2. 土地家屋調査士（土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条に基づく土地家屋調査士名簿に登録されている者。以下同じ。）
第5章	登記資料収集整理等	1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. <u>測量法第48条に規定する測量士又は測量士補</u> 3. <u>土地家屋調査士法第6条に規定する土地家屋調査士</u>
第6章	建物等の調査（木造建物・木造特殊建物・石綿）	1. <u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u> 2. <u>一級建築士、二級建築士又は木造建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第5条に基づく一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築士名簿に登録されている者。以下それぞれ「一級建築士」、「二級建築士」、「木造建築士」という。）</u> 。ただし、木造建築士が行うことができる場合は、建築士法第3条の3、二級建築士が行うことができる場合は、建築士法第3条の2及び第3条の3の範囲内とする。
	建物等の調査（非木造建物・石綿）	一級建築士又は二級建築士。ただし、二級建築士が行う場合は、建築士法第3条の2の範囲内とする。
	建物等の調査機械設備・生産設備・石綿	1. <u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u> 2. <u>技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）第32条に基づく技術士登録簿に登録された者。以下同じ。）</u> で当該設備に係る技術士
	建物等の調査（附帯工作物・石綿）	1. <u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u> 2. <u>一級建築士又は二級建築士</u> 3. <u>土地家屋調査士</u>
	建物等の調査（庭園・墳墓・立竹木等）	1. <u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u> 2. <u>造園施工管理技士（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の検定に合格した者。）</u> 3. <u>一級建築士又は二級建築士</u> 4. <u>土地家屋調査士</u>
第7章	営業その他の調査（営業に関するもの）	1. <u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u> 2. <u>公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第17条に規定する公認会計士名簿に登録された者。）</u> 3. <u>税理士（税理士法（昭和26年法律第237号）第18条に基づく税理士名簿に登録された者。）</u> 4. <u>中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条に基づく登録簿に登録された者。）</u>
	営業その他の調査（居住者等及び動産に関するもの）	土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補

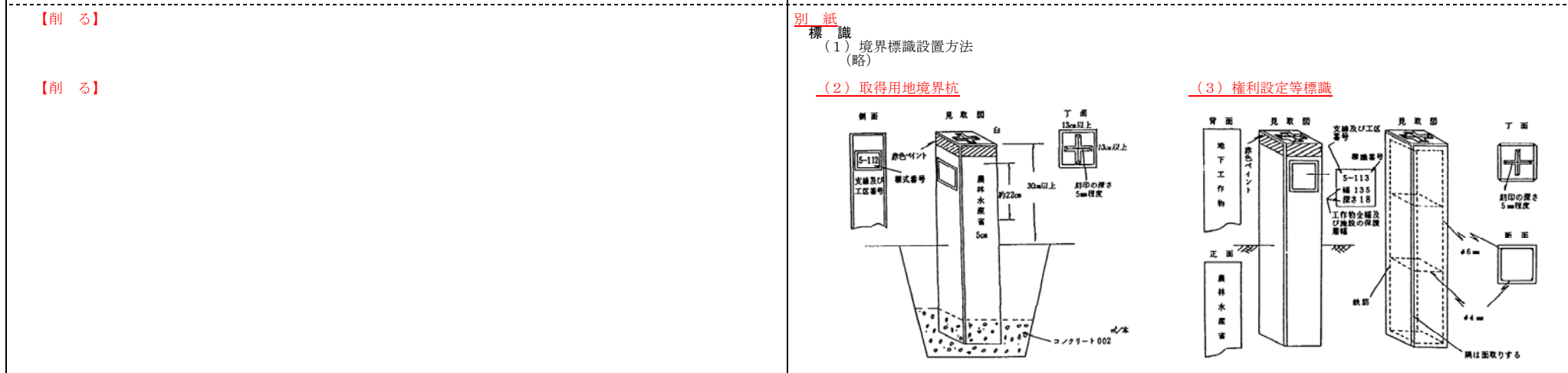
「別記1」 事業従事者資格一覧表（第28条）

業務内容	関係条項	資 格
権利調査	第3章	1. 公益社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償業務管理者資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者等資格登録名簿に登録されている <u>土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u>
土地の測量	第4章	1. <u>測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士又は測量士補</u> 2. <u>土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6条に規定する土地家屋調査士</u>
登記資料収集整理等	第5章	1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. <u>測量法第48条に規定する測量士又は測量士補</u> 3. <u>土地家屋調査士法第6条に規定する土地家屋調査士</u>
木造建物及び木造特殊建物の調査	第6章	1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. <u>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士</u>
非木造建物の調査	第6章	1. <u>建築士法第2条に規定する建築士</u>
機械設備及び生産設備の調査	第6章	1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. <u>技術士法（昭和58年法律第25号）第2条に規定する技術士</u> で当該設備に係る技術士
【新設】		
附帯工作物、立竹木、庭園及び墳墓等の調査	第6章	1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. <u>建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第2項に規定する造園施工管理技士</u> 3. <u>建築士法第2条に規定する建築士</u> 4. <u>土地家屋調査士法第6条に規定する土地家屋調査士</u>
営業に関する調査	第7章	1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. <u>公認会計士法（昭和23年法律第103号）第17条に規定する公認会計士又は公認会計士補</u> 3. <u>税理士法（昭和26年法律第237号）第18条に規定する税理士</u> 4. <u>中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条に規定する中小企業診断士</u>
居住者及び動産に関する調査	第7章	1. <u>土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u>

改 正 後			現 行		
関係条項	業務内容	資 格	業務内容	関係条項	資 格
第 8 章	消費税等調査	1. <u>土地改良補償士</u> 、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. 公認会計士 3. 税理士	消費税等調査	第 8 章	1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. <u>公認会計士法第 17 条に規定する公認会計士又は公認会計士補</u> 3. <u>税理士法第 18 条に規定する税理士</u>
第 9 章	予備調査	1. <u>土地改良補償士</u> 、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. <u>一級建築士又は二級建築士。ただし、二級建築士が行う場合は、建築士法第 3 条の 2 の範囲内とする。</u>	予備調査	第 9 章	1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. <u>建築士法第 2 条に規定する建築士</u>
第 10 章	移転工法案の検討等	1. <u>土地改良補償士</u> 、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. <u>一級建築士又は二級建築士。ただし、二級建築士が行う場合は、建築士法第 3 条の 2 の範囲内とする。</u> 3. <u>技術士で当該設備に係る技術士【削る】</u>	移転工法案の検討等	第 10 章	1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. <u>建築士法第 2 条に規定する建築士</u> 3. <u>技術士法第 2 条に規定する技術士</u> 4. <u>建設業法第 27 条第 2 項に規定する造園施工管理技士</u>
第 11 章	再算定業務	<u>上記第 6 章それぞれの業務従事者</u>	再算定業務	第 11 章	1. <u>上記のそれぞれの業務に従事した者</u>
第 12 章	土地評価	1. <u>土地改良補償士</u> 、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. <u>不動産鑑定士(不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)第 15 条に基づく不動産鑑定士名簿に登録された者)又は不動産鑑定士補(同法附則(平成 16 年 6 月 2 日法律第 66 号)第 6 条に基づく不動産鑑定士補名簿に登録された者)。</u>	土地評価	第 12 章	1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. <u>不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)第 15 条に規定する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補</u>
第 13 章	補償説明	<u>土地改良補償士</u>	補償説明	第 13 章	1. <u>土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u>
第 14 章	地盤変動影響調査等	1. <u>土地改良補償士</u> 、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. <u>木造建物、木造特殊建物及び非木造建物にあっては、建築士法第 2 条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士。ただし、木造建築士が行うことができる場合は建築士法第 3 条の 3、二級建築士が行うことができる場合は、建築士法第 3 条の 2 及び第 3 条の 3 の範囲内とする。</u> 3. <u>機械設備及び生産設備にあっては、技術士</u>	事業損失	第 14 章 第 15 章 第 16 章	1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. 建築士法第 2 条に規定する <u>建築士</u> 3. <u>技術士法第 2 条に規定する技術士</u>
第 15 章	費用負担の説明	<u>土地改良補償士</u>	【新設】		
第 16 章	騒音等調査	<u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u>	【新設】		
第 17 章	事業認定申請書等の作成	<u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u>	事業認定申請書及び添付図書の作成	第 17 章	1. <u>土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u>
第 18 章	物件調査の作成	<u>第 6 章及び第 7 章それぞれの業務従事者</u>	【新設】		
第 19 章	保安林解除申請図書の作成	<u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u>	保安林解除申請書及び添付図面等の作成	第 19 章	1. <u>土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u>
第 20 章	完了図書作成	<u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u>	完了図書作成	第 20 章	1. <u>土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u>
第 21 章	内水面漁業権調査	<u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u>	内水面漁業権等調査	第 21 章	1. <u>土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u>
第 22 章	阻害要因の調査及び処理方針の作成	<u>土地改良補償士</u>	【新設】		

改 正 後	現 行
-------	-----

<p>「別記3」 境界標識の様式及び設置要領 (第68条) 境界標識の様式及び設置要領</p> <p>1 様式</p> <p>(1) 境界標識は宮城県型 (12cm×12cm) 角で長さ100cmの鉄筋コンクリート杭のものを標準とし、杭の頭部中心に「+」、側面には「宮城県」と刻印の表示をする。 ただし、財産である土地の地形・周辺土地の地形等を考慮して、境界標識の大きさを上部9cm角以上の規格のものを選定することができる。</p> <p>(2) 境界杭の長さは、地形・地盤の強弱・設置場所等により適宜定め、所定の位置に固定できる長さとする。</p> <p>ア. 山地に設置する境界杭にあっては、現場の実態を勘案し境界杭の長さ70cmのものを使用することができる。 イ. 境界杭の設置場所がコンクリート等で設置困難な場所では、金属製錐等を使用することができる。</p> <p>(3) 境界標識には一連番号を付する。 (4) 見取図は下記のとおりである。</p> <p>2 設置要領</p> <p>(1) 境界標識は、官有地から「宮城県」の刻印が読みとれるように杭の向きを定め、杭の中心部を民有地と官有地の境界線上に一致させるよう設置する。 (2) 境界杭の設置場所は、原則として測点毎両側に設置する。ただし直線部 (用地買収線) で見通しのよい場所では、おおむね50m間隔毎に設置する。 (3) 道路等の角地及び岩盤等地盤堅硬な箇所では、通行等の支障とならないよう埋込み、設置する。 (4) 境界杭を設置したときは、用地実測平面図に構造物、境界杭設置箇所、境界番号並びに字名、地目、地番、隣接者名を記入した図面を作成する。</p> <p>この図面は縮尺1/500とし縮小化による縮尺不明を防止するための寸法表示をするものとする。(下記)</p>  <p>(5) 境界杭の位置の明示のため公共座標値を記載した境界杭設置調書を作成する。ただし公共座標がない (過去に測量した図面) 場合には省略できるものとする。</p> <p>標 識 (1) 境界標識設置方法 (略)</p>	<p>「別記3」 境界標識の様式及び設置要領 (第68条) 境界標識の様式及び設置要領</p> <p>1 様式</p> <p>(1) 境界標識は農林規格 (13cm×13cm) 角で長さ90cmの鉄筋コンクリート杭のものを標準とし、杭の頭部中心に「+」、側面には「農林水産省」と刻印の表示をする。 ただし、財産である土地の地形・周辺土地の地形等を考慮して、境界標識の大きさを上部9cm角以上の規格のものを選定することができるものとする。</p> <p>(2) 境界杭の長さは、地形・地盤の強弱・設置場所等により適宜定め、所定の位置に固定できる長さとするものとする。</p> <p>ア. 山地に設置する境界杭にあっては、現場の実態を勘案し境界杭の長さ70cmのものを使用できるものとする。 イ. 境界杭の設置場所がコンクリート等で設置困難な場所では、金属製錐等を使用できるものとする。</p> <p>(3) 境界標識には一連番号を付するものとする。 (4) 見取図は別紙のとおりである。</p> <p>2 設置要領</p> <p>(1) 境界標識は、官有地から「農林水産省」の刻印が読みとれるように杭の向きを定め、杭の中心部を民有地と官有地の境界線上に一致させるよう設置するものとする。 (2) 境界杭の設置場所は、原則として測点毎両側に設置する。ただし直線部 (用地買収線) で見通しのよい場所では、おおむね50m間隔毎に設置するものとする。 (3) 道路等の角地及び岩盤等地盤堅硬な箇所では、通行等の支障とならないよう埋込み、設置するものとする。 (4) 境界杭の長さが90cm以外の杭及び金属製錐等を使用する場合は、「特別仕様書」に明記する。 境界杭を設置したときは、用地実測平面図に構造物、境界杭設置箇所、境界番号並びに字名、地目、地番、隣接者名を記入した図面を作成するものとする。 この図面は縮尺1/500とし縮小化による縮尺不明を防止するための寸法表示をするものとする。(下記)</p>  <p>(5) 境界杭の位置の明示のため公共座標値を記載した境界杭設置調書を作成する。ただし公共座標がない (過去に測量した図面) 場合には省略できるものとする。</p>
---	---



境界杭設置調書 (略)	境界杭設置調書 (略)
----------------	----------------

改正後

「別記4」騒音等調査要領（第160条）

騒音等調査要領

1 騒音に関する調査

区分	調査事項	備考
測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日付け厚生省・建設省告示第1号） 備考に準拠する。	
測定箇所の所在	(略)	
測定回数及び時間	(略)	
気象条件	(略)	
マイクロホンの位置		

2 振動に関する調査

区分	調査事項	備考
測定方法	振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号） 備考に準拠する。	
測定箇所の所在	(略)	
測定回数及び時間	(略)	
気象条件	(略)	
ピックアップの位置	(略)	

3 井戸に関する調査

区分	調査事項	備考
井戸調査	所在地、所有者氏名、使用目的（飲料水等規模（測定不可能な場合は、聴取調査）、調査年月日、水面高（穂高）水深、備考欄に井戸枠天端の標高を記入するとともに、水道の有無を調査する。また、ポンプ等施設が付随する場合は構造・規模等も調査する。 なお、湧水量を計測できる場合は、これを測定する。	

現行

「別記1.1」環境調査要領（第167条）

環境調査要領

1 騒音に関する調査

区分	調査事項	備考
測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日付け厚生省・建設省告示第1号） に準拠するものとし、それ以外については次により測定するものとする。	
測定箇所の地番	(略)	
測定回数及び時間	(略)	
気象条件	(略)	
マイクロホンの位置	(略)	

2 振動に関する調査

区分	調査事項	備考
測定方法	振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号） に準拠するものとし、それ以外については、次により測定するものとする。	
測定箇所の地番	(略)	
測定回数及び時間	(略)	
気象条件	(略)	
ピックアップ位置	(略)	

3 井戸に関する調査

区分	調査事項	備考
井戸調査	所在地、所有者氏名、使用目的（飲料水等規模（測定不可能な場合は、聴取調査）、調査年月日、水面高（穂高）水深、備考欄に井戸枠天端の標高を記入するとともに、水道の有無を調査する。また、ポンプ等施設が付随する場合は構造・規模等も調査する。 なお、湧水量を計測できる場合は、これを測定するものとする。	

改 正 後	現 行
<p>「<u>別記5</u>」 事業認定申請書等作成要領 (<u>第165条・170条・172条</u>) 事業認定申請書等作成要領</p> <p>(総則) 第1条 この要領は、<u>土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)</u>第16条に規定する事業認定申請、<u>第39条に規定する裁決申請及び第47条の3に規定する明渡裁決申立に係る</u>事業認定申請図書、<u>裁決申請図書及び明渡裁決申立図書を作成</u>する場合に適用するものとする。</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p>	<p>「<u>別記12</u>」 事業認定申請書等作成要領 (<u>第172条</u>) 事業認定申請書等作成要領</p> <p>(総 則) 第1条 この要領は、事業認定申請図書<u>の作成に関する業務を発注</u>する場合に適用するものとする。</p> <p>(概況ヒアリング) 第2条 請負者は、事業認定申請図書等の作成に当たっては、発注者と概況ヒアリングを行うものとする。</p> <p>(現地調査) 第3条 請負者は、用地調査等に着手する前に調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、収用等土地の状況及び土地に存する物件の概要を把握しなければならない。</p> <p>(業務予定) 第4条 請負者は、前項に規定する現地調査等を行った後、速やかに業務予定について監督職員と協議するものとする。</p> <p>(立入等) 第5条 請負者は、用地調査等のため、他人の占有する土地、建物又は工作物に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ当該土地、建物又は工作物の占有者の同意及び監督職員の承諾を得なければならない。 2 請負者は、前項に規定する同意が得られないときは、直ちに監督職員に報告し、その指示を得なければならない。</p> <p>(打合せ協議) 第6条 請負者は、用地調査等を実施するに当たり、適性かつ円滑に施工するため必要に応じて監督職員と連絡をとり、協議を行うものとする。打ち合わせ事項はその都度記録し、相互に確認するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 事業認定申請図書の作成</p> <p style="text-align: center;">第1節 協議用資料の作成</p> <p>(協議用資料の作成) 第2条 協議用資料の作成は、次条から第18条までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>(境界等の調査及び確認) 第3条 協議用資料の作成に当たり、あらかじめ、<u>県・郡・市・区・町・村・大字及び字の名称並びにその境界について、用地実測図、公図、土地登記記録等を調査及び確認するものとする。</u></p> <p>(土地面積及び主な物件の数量等の概数積算) 第4条 <u>用地実測図等を基に、起業地内全ての土地等の実測面積又は概数(10㎡又は100㎡単位)及び主な物件の数量の概数を、本体事業、関連事業又は付帯工事別、現況地目別、収用又は使用の別に積算するものとする。</u></p> <p>(法4条地等の調査) 第5条 <u>起業地内に</u>次の各号に掲げる<u>土地がある</u>場合には、関係官公署、事業所等の管理台帳等を<u>基に</u>、当該各号に掲げ</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(法第4条に規定する土地等の調査) 第7条 <u>請負者は、</u>次の各号に掲げる場合には、関係官公<u>庁</u>、事業所等<u>において</u>管理台帳に<u>基づき</u>、当該各号に掲げ</p>

げる事項の調査をし、併せて、現地において調査及び確認をするものとする。

- 一 法第4条に規定する土地（以下「法4条地」という。）所在地、名称、規格及び規模
- 二 土地の利用について法令の規定による制限がある土地（以下「法令制限地」という。）区域及び面積並びに制限の根拠法令及び該当条項

【削る】

【削る】

（事業認定申請書の作成）

第6条 法第16条に規定する事業認定申請を行う場合は、事業認定申請書（土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下「規則」という。）別記様式第5）を作成するものとする。

2 規則別記様式第5の記の四（事業の認定を申請する理由）に記載する事項は、次の各号に掲げる事項とし、その要旨を簡明に記載するものとする。

- 一 事業が法第3条各号の一に掲げるものに関する事業であること
- 二 事業計画の内容及び目的
- 三 収用又は使用しようとする対象物及び土地所有者等の概数
- 四 事業認定の申請に至った用地交渉の概略及び用地取得等ができない理由

3 事業が関連事業又は附帯工事に関するものであるときは、前項各号の事項には、これらの事業についても記載するものとする。

（事業計画書の作成）

第7条 事業計画書は、次の各号に掲げる事項を記載し作成するものとする。

- 一 事業計画の概要
- 二 事業の開始及び完成の時期
- 三 事業に要する経費及びその財源
- 四 事業の施行を必要とする公益上の理由
- 五 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
- 六 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

2 事業が関連事業又は附帯工事に関するものであるときは、前項各号の事項には、これらの事業についても記載するものとする。

（起業地表示図面の作成）

第8条 起業地を表示する図面は、次の各号に掲げる図面について、当該各号に掲げるところにより作成するものとする。

- 一 起業地位置図
縮尺は25,000分の1（25,000分の1がない場合は、50,000分の1）とし、一般図を用いる。
- 二 起業地表示図
縮尺は100分の1から3,000分の1とする。この場合において、収用地は薄い黄色、使用地は薄い緑色、権利等の収用又は使用する物件が存する土地は薄い赤色、保留地は黒の斜線で明確に表示する。
また、県・郡・市・区・町・村・大字及び字の名称並びに境界を明確に表示する。

（事業計画表示図の作成）

第9条 事業計画を表示する図面は、次の各号に掲げる図面について、当該各号に掲げるところにより作成するものと

る事項を調査するものとする。

- 一 起業地内に土地収用法（以下「法」という。）第4条に規定する土地等がある場合、当該土地等（以下「法第4条地等」という。）の所在地、名称、構造、規格、規模
- 二 起業地内にある土地の利用について、法令の規定による制限がある場合、当該土地（以下「法令制限」という。）の区域及び根拠法令
- 三 事業の施工に関して行政機関の免許、許可又は許可等の処分を必要とする場合、当該処分に係る土地等（以下「許可等に係る土地法」という。）の区分又は位置及び根拠法令

（法第4条地等の物件精査）

第8条 請負者は、前条の管理台帳等に基づき、速やかに現地において当該調査結果の確認及び調査を行うものとする。

【新設】

【新設】

（起業地を表示する図面等の作成）

第9条 請負者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、事業計画平面図（工事平面図）等に必要な事項を記入、着色等を行い起業地を表示する図面等を作成する。

- 一 位置図（別記様式1）を作成するものとする。
- 二 起業地を表示する図面（起業地表示図）（別記様式2）を作成するものとする。この場合において収用地は薄い黄色、使用地は薄い緑色、権利等の収用又は使用は薄い赤色、保留地は黒の斜線で明確に表示すること。

【新設】

する。

一 平面図

前条第2号の起業地表示図を併用する。

二 横断面図

縮尺は100分の1から1,000分の1までの範囲とし、幅員構造等の標準的な横断面図を作成する。

三 縦断面図

トンネル、導水路等の場合は、必要に応じて作成する。

四 その他の構造図

(関連事業の施行についての協議書の作成)

第10条 事業が関連事業の施行に係るものである場合において、当該事業に係る施設の本来の管理者から法第18条第2項第3号の意見を求めるときは、協議書(別添記載例1)を当該管理者ごとに作成するものとする。

2 前項の規定は、当該事業の施行が道路法第22条、河川法第18条等の法令の規定によるものについては適用しない。

【新設】

第10条 請負者は、第7条及び第8条の調査結果に基づき、前条第2号の図面に、法第4条地等について色分け着色、番号を付して明確に表示するものとする。(別記様式2.4)

2 法第4条地の判断時点は事業確定申請の時とし、監督職員の指示によるものとする。

【新設】

(法4条地表示図等の作成)

第11条 起業地内に法4条地が存する場合においては、次の各号に掲げる図面等について、当該各号に掲げるところにより作成するものとする。

一 法4条地表示図

第8条第2号の起業地表示図を併用し、それぞれの土地等に色分け着色(黄色、緑色、赤色及び黒色を除く。)し、かつ、番号を付して明確に表示するものとする。

ただし、法4条地が多数存在し、起業地の表示に支障を来す場合は、当該表示図を併用しないことができるものとし、当該表示図の作成に使用する図面と同じものを使用する。

二 法4条地調書

法第4条に規定する土地に関する調書(規則別記様式第6)を作成するものとする。この場合は、当該調書の番号と前号の図面の番号を整合させる。

三 法4条地の管理者への意見照会書

法4条地の管理者から法第18条第2項第4号の意見を求めるときは、意見照会書(別添記載例2)を作成し、当該管理者ごとに、第1号に準じた図面及び前号に準じた調書を添付する。

ただし、既に法4条地の管理者が道路管理者等から占有許可、使用承諾等を得ているときは、この限りでない。

(法の制限地表示図作成)

第11条 請負者は、監督職員の指示により、第7条第2号及び第8条の調査結果に基づき、第9条第2号の図面に、法の制限地について色分け着色、番号を付して明確に表示するものとする。ただし、事業認定申請の時において法の制限が解除されているもの及び届出をすれば解除されるものについては、原則として不要とする。

(関連事業表示作成)

第12条 請負者は、監督職員の指示により、関連事業について第9条第2号の図面に番号を付して明確に表示するものとする。また、これに関する関連事業計画書(別記様式3)を作成するものとする。ただし、事業認定申請の時、既に完了しているものについては不要とする。

(許認可等に関する土地表示図作成)

第13条 請負者は、監督員の指示により、事業施行に関して行政機関の許認可等を必要とする土地等の区域について第9条第2号の図面に着色、番号を付して明確に表示するものとする。

(土地面積の概数積算)

第14条 請負者は、実測図及び第9条の図面にに基づき、起業地内の全ての土地等の実測面積概数(10㎡又は100㎡単位)(別記様式4)を積算するものとする。

この場合において使用目的別、現況地目別収用又は使用別に積算するものとし、該当がない場合はその旨表示する。

(法第4条地調査書作成)

第15条 請負者は、第10条の図面にに基づき、法第4条地の面積、数量を施設別、規格別等に算出し、法第4条に規定する土地に関する調査(別記様式5)を作成するものとする。

(管理者の意見照会書(案)作成)

第16条 請負者は、起業地内にある法第4条地について各管理ごとに第10条、第11条の図面及び前条の法第4条調査書を調製し、監督職員の指示により、法第18条第2項第4号の意見照会書(案)(別記様式6)を作成するものとする。

ただし、既に占用許可書、使用承諾書をとっているものについては、省略することができるものとする。

(法の制限に関する意見照会書(案)作成)

第17条 請負者は、起業地内にある土地の利用制限について、各々の権限を有する行政機関ごとに第9条及び第11条の図面を調製し、監督職員の指示により、法第18条第2項第5号の意見照会書(案)(別記様式7)を作成するものとする。

(関連事業に関する意見照会書(案)作成)

第18条 請負者は、起業地内に存する本体事業の施行に関連して必要となる事業について、第16条の図面を併用し、監督職員の指示により、法第18条2項第3号の意見照会書(案)(別記様式8)を作成するものとする。

(許認可等に関する意見照会書(案)作成)

第19条 請負者は、各々権限を有する行政機関ごとに、第9条及び第13条の図面を調製し、事業の施行に必要な許認可等を受けることができるように、監督職員の指示により、法第18条第2項第6号の意見照会書(案)(別記様式9)を作成するものとする。

(事業認定申請書(案)等作成)

第20条 請負者は、監督職員の指示により、法第17条に規定する様式に従い事業認定申請書(案)等を作成するものとする。この場合の作成業務は事業認定申請書(別記様式10)、同添付書類(別記様式11)、その他関係参考書類(別記様式12)の取りまとめ作成業務をいうものとする。

特に、その他関係参考資料(別記様式12に掲げる項目のうち(1)ル、(2)ト、(3)チ、(4)ワ)については監督職員と充分協議のうえ資料整理行うものとする。

【新設】

(法令制限地の管理者への意見照会書の作成)

第12条 起業地内に法令制限地が存在する場合において、当該法令制限地の管理者から法第18条第2項第5号に規定する意見を求めるときは、意見照会書(別添記載例3)を当該管理者ごとに作成するものとする。この場合には、必要に応じて当該法令制限地を表示した図面を添付するものとする。

2 前項の規定は、既に行政機関から許可、承認等を得ているときは、適用しない。

【削る】

(事業の施行に関する行政機関への意見照会書の作成)

第13条 事業の施行に関し行政機関の免許、許可又は認可等の処分が必要な場合において、当該行政機関から法第18条第2項第6号の意見を求めるときは、意見照会書(別添記載例4)を当該行政機関ごとに作成するものとする。

2 前項の規定は、既に行政機関から免許、許可又は認可等を得ているときは、適用しない。

【削る】

(手続の保留の申立書の作成)

第14条 起業地の一部又は全部について手続の保留を行う場合には、手続の保留の申立書(規則別記第7)を作成するものとする。

(参考資料の作成)

第15条 法第20条各号に掲げる事業認定の要件に該当している旨を説明する参考資料として、次の各号に掲げる資料について当該各号に掲げる書類等を作成するものとする。

- 一 収用適格事業に関する資料
- 二 収用又は使用の必要性に関する資料
- 三 事業計画に関する資料

- 四 経費に関する資料
- 五 公益性に関する資料
- 六 土地利用の合理性に関する資料
- 七 法令制限地に関する資料
- 八 手続保留に関する資料
- 九 その他必要と認められる書類

【新設】

(取りまとめ方法)

第16条 第6条から第15条までの規定により作成した図書等、前条の規定により作成した参考資料を取りまとめて、取り外すことが可能な方法によりそれぞれ一冊に製本するものとする。

第2節 事業認定本申請図書の作成

【新設】

(事業認定本申請図書の作成)

第17条 事業認定本申請図書の作成は、事業認定庁との事前協議に基づいて行うほか、本節に定めるところにより作成するものとする。

【新設】

(境界等の再確認)

第18条 事業認定本申請図書の作成に当たり、県・郡・市・区・町・村・大字及び字の名称並びにその境界、法4条地並びに法令制限地の変更等の有無について、再度確認をするものとする。

【新設】

(意見書等の確認)

第19条 法第18条第2項に掲げる関連事業を施行する必要があることを証する書面、法4条地の管理者の意見書、法令制限地に係る行政機関の意見書及び事業施行に関する行政機関の免許、許可又は認可等の処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書の内容等について、確認をするものとする。

【新設】

(取りまとめ方法及び作成部数)

第20条 事業認定本申請図書は、第16条に準じて取りまとめるものとする。

第3章 裁決申請図書の作成

(裁決申請書の作成)

第21条 法第39条に規定する裁決申請を行う場合は、裁決申請書（規則別記様式第12）を作成するものとする。

(事業計画書の作成)

第22条 前条の裁決申請書に添付する事業計画書は、事業認定申請書に添付した事業計画書とするものとする。

(起業地及び事業計画表示図の作成)

第23条 第21条の裁決申請書に添付する起業地及び事業計画を表示する図面は、事業認定申請書に添付した図面とするものとする。

(法第40条第1項各号に掲げる事項を記載した書類の作成)

第24条 第21条の裁決申請書の添付書類として法第40条第1項第2号に規定する書類（別添記載例5）を作成するものとする。

(規則第17条第2号イの証明書の作成)

第25条 法第40条第2項の規定により不明判決を申請する場合には、起業者が過失なくして土地所有者又は関係人を知ることができない旨の証明書を作成するものとする。

(土地調書(案)の作成)

第26条 法第36条の規定により土地調書(規則別記様式8)を作成するものとする。

2 前項の添付図面として、次の各号により実測平面図の写しを作成し、添付するものとする。

一 取用予定の部分は薄い赤色で、使用予定の部分は薄い緑色で、それぞれ着色する。

二 縮尺は250分の1とする。

ただし、やむを得ない場合は、縮尺100分の1から1,000分の1程度で作成する。

三 土地の面積の端数処理は、地目にかかわらず、小数点第3位を切捨て小数点第2位までとする。

(参考資料の作成等)

第27条 裁決申請書の参考資料として、次の各号に掲げる書類等を作成等するものとする

一 取用し又は使用しようとするものが土地の場合には、土地登記事項証明書、建物の場合には、建物登記事項証明書、立木の場合には、立木登記事項証明書

二 用地交渉の経緯の説明書(未取得の理由を明らかにする。)

三 土地所有者及び関係人の住民票(写)(法人の場合は法人登記事項証明書)

四 登記名義人死亡の場合には、相続関係を証明するのに必要な戸籍関係書類(写)及び系統図

五 損失補償金の見積の方法及び基礎資料(鑑定評価書、内訳明細書)

六 事業執行状況説明資料(適宜図面等を利用する。)

七 用地取得状況説明資料(適宜図面等を利用する。)

八 事業の認定の告示の写し

九 取用しまたは使用しようとするもの及び周辺の写真

十 その他必要と認められる書類

(取りまとめ)

第28条 第21条から第26条までの規定により作成した図書等、前条の規定により作成した参考資料を取りまとめ、取り外すことが可能な方法によりそれぞれ一冊に製本するものとする。

第4章 明渡裁決申立図書の作成

(明渡裁決申立書の作成)

第29条 法第47条の3に規定する明渡裁決申立を行う場合は、明渡裁決申立書(規則別記様式第10)を作成するものとする。

(法第47条の3第1項に掲げる事項を記載した書類の作成)

第30条 前条の明渡裁決申立書の添付書類として法第47条の3第1項に掲げる書類(別添記載例6)を作成するものとする。

(物件調書(案)の作成)

第31条 第29条の申立に当たっては、法第36条に規定する物件調書(規則様式第9)を作成するものとする。

2 前項の添付図面として、次の各号により配置図等の図面を作成するものとする。

- 一 縮尺は100分の1とする。
ただし、やむを得ない場合は、縮尺50分の1から500分の1程度で作成する。
- 二 物件の番号は、収用地又は使用地に係わらず、建物、工作物、立竹木の順番に通し番号を付す。
- 三 建物については、建物平面図（求積し、建物延面積記載）を建物1棟ずつ作成する。

（参考資料の作成等）

第32条 明渡裁決申立図書の参考資料として、次の各号に掲げる書類等を作成等するものとする。

- 一 収用し又は使用しようとする土地に建物がある場合には、建物登記事項証明書、立木がある場合には立木登記事項証明書
- 二 用地交渉の経緯の説明書（未取得の理由を明らかにする。）
- 三 土地所有者及び関係人の住民票（写）（法人の場合は法人登記事項証明書）
- 四 登記簿名義人死亡の場合には、相続関係を説明するのに必要な戸籍関係書類（写）及び系統図
- 五 損失補償金の見積の方法及び基礎資料（鑑定評価書、内訳明細書）
- 六 事業執行状況説明資料（適宜図面等を利用する。）
- 七 用地取得状況説明資料（適宜図面等を利用する。）
- 八 事業の認定の告示の写し
- 九 明渡裁決申立対象地及び物件の写真
- 十 その他必要と認められる書類

（取りまとめ）

第33条 明渡裁決申立書に係る取りまとめは、第28条の規定を準用するものとする。

（同時申請の場合の参考資料の取りまとめの特例）

第34条 裁決申請及び明渡裁決申立を同時に行うときは、参考資料のとりまとめについては、第27条及び第32条の規定にかかわらず、一冊の参考資料として調製するものとする。この場合には、第32条第2号から第4号、第6号から第8号に掲げる資料の作成は要しない。

改 正 後

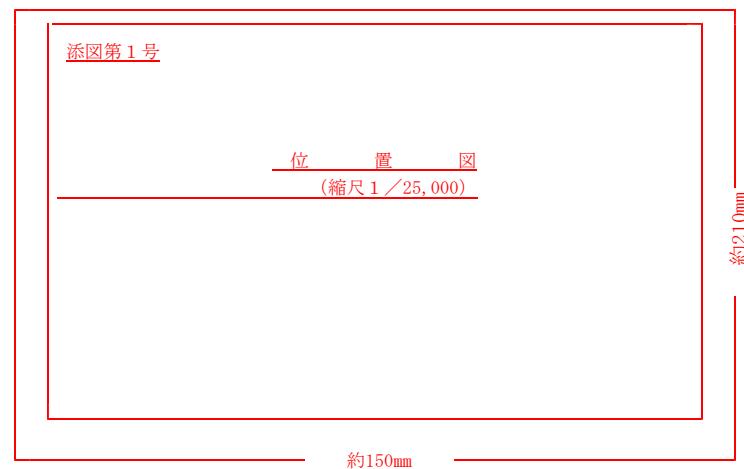
現 行

【削る】

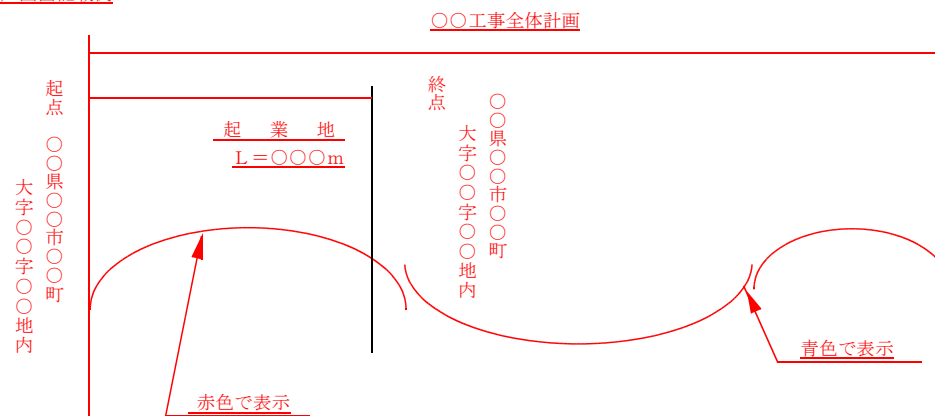
別記様式1

(位置図)

- (1) 縮尺2万5千分の1の一般図によって起業地の位置を示すこと。
- (2) 符号は、国土地理院発行の5万分の1の地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。
- (3) 位置図には、起業地表示図に示す起業地範囲を正確に表示するものとする。表示の方法は、起業地は赤色で着色し、「起業地」の語をもって表示し、延長(L=〇m)及び起・終点の所在を明示すること。
- (4) 全体計画の一部を施行する事業である場合は、起業地の位置図に全体計画の施行予定を銘記することが好ましい。
- (5) 表題記載例



(6) 図面記載例



改正後	現 行
【削る】	<p><u>別記様式2</u></p> <p><u>1 起業地を表示する図面（起業地表示図）</u></p> <p>(1) 縮尺百万分の1から3,000分の1程度までの間で、起業地を表示するのに便利な適宜の縮尺の地形図（図面については監督職員が指示するものとする）によって起業地を収用の部分は薄い黄色、使用の部分は薄い緑色で着色し、起業地内に物件があるときは、その主要なものを図示すること。収用し、若しくは使用しようとする物件又は収用し、若しくは使用しようとする権利の目的である物件があるときは、これらの物件が存する土地の部分を薄い赤色で着色すること（規則第3条第2号ロ）。</p> <p>(2) 起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものとし（法第18条第4項）、縮尺については、1,000分の1を標準とする。</p> <p>(3) 起業地表示図は起業地内及びその付近における顕著な地形、地物等（おおむね国土地理院発行の50,000分の1の地形図に記載されている河川、道路、官公庁等）を記載した図面とし、これだけでは起業地の範囲が分かりにくいときは主要な建物その他固定性の高い物件をも記載すること。</p> <p>(4) 実測した地形図によること。符号は国土地理院発行の図式により、これにないものは適宜の図式によること。</p> <p>(5) 図面には縮尺、方位、凡例をつけること。図面が数枚になるとときには、図面番号をつけること。</p> <p>(6) 起業地を着色するには次の諸点に注意すること。</p> <p>(イ) 事業認定申請書中起業地の項では起業地を都道府県、郡、市、区、町、村、大字及び字をもって表すことになっているが、起業地とは事業を施行する土地のことであるから、図面で起業地を表わすときは、字内のすべての土地を着色すべきではなく、字内の土地で事業を施行するに必要な土地を起業地として着色すること。</p> <p>(ロ) 事業を施行するに必要な土地であれば買収したか否かを問わず、施行したか否かを問わず、また、法第4条の土地であるか否かを問わず着色すること。</p> <p>(ハ) 補修工事の用に供する土地は、当然には上にいう事業を施行する必要な土地に含まれるものではないので、着色しないこと。</p> <p>(ニ) 起業地の範囲を明確にするよう着色すること。</p> <p>(ホ) 起業地を表示する図面では、「薄い黄色」、「薄い緑色」及び「薄い赤色」はそれぞれ特別の意味を持っているので、他の用途に用いないこと。</p> <p>(7) 字の境界を明らかにし、起業地が字内にあることを明確に表示すること。</p> <p>(8) 起業地内の物件については、現にある人家、学校等の工作物を図示すること。</p> <p>(9) 公図等は土地収用法施行規則第3条第2項にいう地形図を表示する図面としては適当でないから用いないこと。</p> <p>(10) 収用又は使用の手段を保留する起業地は、黒色の斜線をもって表示すること。なお、斜線は30～60度程度の角度で、約0.5cm程度の間隔に引くこと。</p> <p><u>2 事業計画表示図</u></p> <p>事業計画を表示する図面は、事業計画の内容を図面で表示するものであり、尺度100分の1から3,000分の1程度までのもので、施設の位置を明らかに図示するものとし、施設の内容を明らかにするに足りる平面図を添付するものとする（規則第3条第3号）。</p> <p>(1) 事業計画を表示する図面は、原則として起業地表示図と併用すること。</p> <p>(2) 縮尺については、起業地表示図と併用しない場合においても、同一の縮尺のものとする。事業計画が複雑なため同一の縮尺による図面では事業計画の内容が明らかにし難い場合には、別途詳細部を添付すること。</p> <p>(3) 施設の位置を明らかに図示することについては、事業計画で「事業計画の概要」の項に記載した事項を明らかにするよう、施設の位置を明示すること。</p> <p>(4) 申請に係る事業が、全体計画の一環又はある事業の一部であるときは、全体計画または事業の全体を事業計画で「事業計画の概要」の項に記載すべきであるが、本図面には、申請にかかる事業の事業計画のみを表示すれば足り、全体計画又は事業の全体を表示する必要はない。</p> <p>(5) 事業計画を表示する図面において、その位置を明らかにした施設について、その内容を明らかにする平面図（必要に応じて構造図）の添付を要するが、事業計画を表示する図面において施設の位置のみならず内容までも明らか</p>

にすることはさしつかえないこと。

(6) 施設の内容を明らかにするため、必要に応じ構造図をつけること。

(例)

(イ) 道路事業の場合……標準横断面図、縦断面図、橋梁一般図等

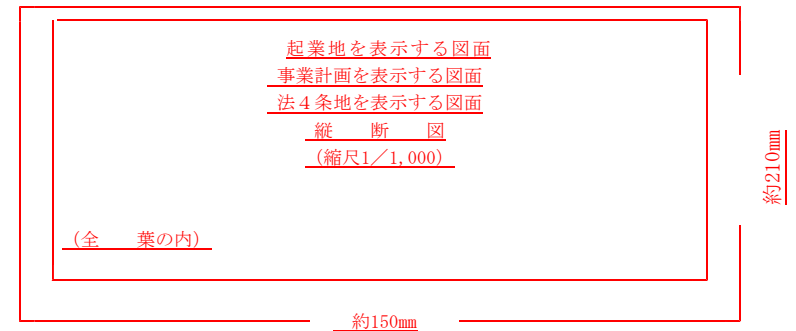
(ロ) 河川事業の場合……堤防横断面図等

(ハ) ダム事業の場合……平面図、側面図、上流面図、下流面図等

(ニ) 庁舎の場合……立面図、側面図、各階平面図等

(7) 関連事業については、本体事業の平面図を使用すること。また必要に応じ、横断面図等をつけること。

3 表題記載例



4 法第4条地に関する図面

(1) 法第4条地を表示する図面は縮尺100分の1から3,000分の1程度までのものとする(規則第3条第4号)。

なお、この図面は、起業地表示図及び事業計画表示図と同一の縮尺によること。

(2) 法4条地があまり多くない等特に支障がないときは、この図面は起業地表示図と併用することが望ましい。

(3) 図面の作成に当たっては、法第4条地には種類別に適宜着色し(例えば、道路は茶色、河川・水路は水色等とする。ただし、黄色、緑色及び赤色は用いないこと)当該土地を明らかにするとともに、番号を付して調書との照合の便を図ること。

なお、着色は起業地の部分だけで足りる。

(4) 法第4条地とは、土地収用法3条各号に列記されている事業及び他の法律により収用又は使用が認められている事業の用に供されている土地をいう。

代表的なものを事業(施設)の種類によって例示すれば、次のとおりである。

① 国道・県道・村道等道路法による道路。

② 河川法が適用され、又は準用される河川。

③ 国・地方公共団体・土地改良区等が設置する農道、用・排水路等の施設

④ J R又は地方鉄道施設

⑤ 電気事業の用に供する送電線・発電所等の工作物

⑥ 日本電信電話株式会社が公衆電信の用に供する電話線等の施設

⑦ 小学校・中学校等の学校施設

⑧ 市役所・試験場・公園・広場

なお、市町村が管理している河川、都道府県が管理条例を設けて河川として管理しているものは、「その他公共の利害に関係のある河川」(法第3条第2項)に該当する。

他方、国土交通大臣の部局長としての知事が財産管理している道路、河川(水路)は法第3条第5項に該当しない。

また、他の法律より収用または使用している事業には次のようなものがある。

- ① 都市計画法……街路、公園、一団地の住宅等
- ② 森林法……林道、索道、木材集積場等
- ③ 鉱業法……坑口、選鉱施設等
- ④ 農地法……農地造成のための事務所、作業所等
- ⑤ 日本国とアメリカ合衆国間の相互協力及び安全保障条約6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用に関する特別措置法……米軍基地
- (5) 法第4条地等であるか否かは、申請の時に判断すること。したがって、申請時において法第4条地に該当しないものは記載する必要はない。
- (6) 収用適格事業の用に供されている施設は、たとえ占有物件であっても、法第4条地とすること。

【削る】

別記様式3
関連事業計画書

図面表示番号	施設の種別及び名称	管理者	工事箇所	現況			計画			備考
				延長	幅員	構造形式	延長	幅員	構造形式	

【削る】

- 別記様式4
(1) 事業に必要な土地の面積
- (イ) 収用の部分
- 宅地 m^2
 - 畑 m^2
 - 道路敷 m^2
 - 水路敷 m^2
 - 計 m^2
- (ロ) 使用の部分
- 宅地 m^2
 - 畑 m^2
 - 道路敷 m^2
 - 水路敷 m^2
 - 計 m^2
- 注 使用の部分がない場合でも「ロ使用の部分 なし」と記載すること。
- (2) 起業地内にある主な物件の数量
- 家屋(住宅) 棟(移転済 棟)
 - 家屋(非住宅) 棟(移転済 棟)
 - 計 棟(移転済 棟)

【削る】

別記様式5
法第4条地に関する調書の様式は次のとおりである。
法第4条に規定する土地に関する土地調査

図面表示番号	郡、市、区、町村、大字及び字の名称	現に供している事業(施設)の種類	供している土地の面積 m^2	備考	
				管理者	

この様式中、「図面表示番号」は「法第4条地に関する図面」に表示する番号を記入し、「事業の種類」には施設の名称を記載する。なお、「備考」欄には、法第4条の管理者の名称及び意見書の有無を記載すること。

改正後

現行

別添記載例1

〇〇△第〇〇〇号
□□〇年〇月〇日

〇〇管理者 〇〇県
上記代表者 〇〇知事 〇〇 〇〇 殿

起業者 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県知事 〇〇 〇〇

上記代理人 (所在地)

上記代理人 (所在地)



土地収用法第18条第2項第3号の関連工事の施行について（協議）

宮城県が施行する〇〇事業〇〇工事に伴い、貴職管理に係る下記調書記載の施設を付替える必要が生じ、関連事業として〇〇工事と同時に施行したいので、貴職の同意を得たく協議します。

記

図面表 示番号	県・郡・市・区・町・ 村・大字及び字の名称	現に供している事 業（施設）の種類	計 画		現 況		備考
			延 長	幅 員	延 長	幅 員	
〇〇	〇〇県〇〇郡〇〇町大 字〇〇	県道〇〇号線	〇〇m	〇〇mm	〇〇m	〇〇mm	

別添記載例2

〇〇△第〇〇〇号
□□〇年〇月〇日

〇〇管理者 〇〇県
上記代表者 〇〇知事 〇〇 〇〇 殿

起業者 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県知事 〇〇 〇〇

上記代理人 (所在地)

上記代理人 (所在地)



土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について（照会）

宮城県が施行する〇〇事業〇〇工事のために必要な土地について、土地収用法（昭和26年6月9日法律第219号）第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る下記調書記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

別記様式6

（記載例）

（記号）第 号
平成 年 月 日

〇〇市長 殿

起業者

上記代理人 (所在地)

上記代理人 (所在地)

土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見について（照会）

工事（〇〇〇地内及び〇〇〇〇地内）に関し、土地収用法第16条に規定する事業の認定を申請するに当たり、起業地内にある貴職管理にかかる下記土地が同法第18条第2項第4号に該当し、管理者の意見書を添付する必要がありますので、貴職の御意見を承りたく照会します。

記

図面表 示番号	県・郡・市・区・町・ 村・大字及び字の名称	現に供している事 業（施設）の種類	供している 土地の面積	備 考	
				管理者	意見書の有無
〇〇	〇〇県〇〇郡〇〇町大 字〇〇	市道〇〇号	〇〇〇 m ²	〇〇市	

別添記載例3

〇〇管理者 〇〇県
上記代表者 〇〇知事 〇〇 〇〇 殿

起 業 者 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県知事 〇〇 〇〇
上記代理人 (所在地)

上記代理人 (所在地)

〇〇△第〇〇〇号
□□〇年〇月〇日

土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見について（照会）

宮城県知事が施行する〇〇事業〇〇工事のために必要な土地について、土地収用法（昭和26年6月9日法律第219号）第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る下記調査記載の土地を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第5号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面表 示番号	県・郡・市・区・町・ 村・大字及び字の名称	現に供している事 業（施設）の種類	利用制限法令名	起業地に編入 する面積 (m ²)	
〇〇	〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇	〇〇〇国定公園	自然公園法	〇〇〇m ²	

記

図面 示 番	所 在 地	現に供している 事業の種類	供している 土地の面積	〇〇県地内
				摘 要
～1 1	〇〇市〇〇大字 〇〇字〇〇地内	市 道 (〇〇第 号線)	〇〇m ²	
～2 1	同 上	市 道 (〇〇第 号線)	〇〇m ²	
～3 1	同 上	市 道 (〇〇第 号線)	〇〇m ²	

別記様式7

第 〇 号
〇 年 〇 月 〇 日

殿

起 業 者
上記代理人 (所在地)
上記代理人 (所在地)

印

土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見について（照会）

今般〇〇〇が施行する 〇〇〇のために必要な土地について土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する下記調査記載の土地を起業地に編入することについて同法第18条第2項第5号の規定に基づく意見を承りたく意見を照会します。

なお、 年 月 日付け 第 号で土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づき、土地管理者としてのご意見を照会した際に添付した図面を参照して下さい。

記

図面 表 示 番 号	所 在 地	現に供している 事業（施設） の 種 類	利用制限 法 令 名	起業地に編入 する面積 (m ²)	備 考

() は、不要の場合記載せず。

改正後

現行

【削る】

別記様式8

第〇号
〇年〇月〇日

起業者
上記代理人 (所在地)
上記代理人 (所在地)

印

工事をの関連事業として施行することについて (協議)

〇〇〇〇起業者の施行に伴い必要を生じた貴管理に係る下記付替工事を〇〇〇〇において
の関連事業として施行いたしたく、土地収用法第18条第2項第3号の規定により協議します。
なお、年 月 日付け 第 号で土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づき、土地管理者として
のご意見を照会した際に添付した図面を参照してください。

記

図面表示 番号	施設名	工 事 箇 所	工事内容	備考

別添記載例4

〇〇△第〇〇〇号
□□〇年〇月〇日

〇〇管理者 〇〇県
上記代表者 〇〇知事 〇〇 〇〇 殿

起業者 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県知事 〇〇 〇〇
上記代理人 (所在地)
上記代理人 (所在地)



土地収用法第18条第2項第6号の規定に基づく意見について

宮城県知事が施行する〇〇事業〇〇工事のため必要な土地について、土地収用法 (昭和26年6月9日法律第219号) 第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、同法第18条第2項第6号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

別記様式9

第〇号
〇年〇月〇日

起業者
上記代理人 (所在地)
上記代理人 (所在地)

印

土地収用法第18条第2項第6号の規定に基づく意見について (照会)

今般〇〇〇が施行する のために必要な土地について土地収用法第16条の規定により事業
の認定を申請するに当たり、同法第2項第6号の規定に基づく意見を承りたく、工事計画の概要説明書及び図面を添えて照会します。

別添記載例 5

法第40条第1項第2号に掲げる必要事項を記載した書類の記載例

1 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番、地目及び面積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目		全体の面積		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	土地所有者		関係人		備考
	公簿	現況	公簿(㎡)	実測(㎡)			氏名	住所	氏名	住所	
1番2	宅地	宅地	350.51	250.00	200.00	50.00	A(持分2分の1)	〇〇県〇市〇区〇丁目〇番	債権者	〇〇県〇市〇区〇丁目〇番	
		道路		50.51			30.00	20.51	B(持分2分の1)	〇〇県〇市〇区〇丁目〇番	
計			350.51	300.51	230.00	70.51					

2 使用しようとする土地の使用方法及び機関

(1) 使用方法

(2) 使用期間

3 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償額の見積り及びその内訳の記載例

(1) 見積

補償項目 氏名	収用しようとする土地に対する損失補償見積額	使用しようとする土地に対する損失補償見積額	収用しようとする土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償見積額	使用しようとする土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償見積額	残地に対する損失補償見積額	損失補償見積額計	備考
A	3,090,000	20,279			676,275	3,786,554	
B	3,090,000	20,279			676,275	3,786,554	
C			4,120,000			4,120,000	
計	6,180,000	40,558	4,120,000		1,252,550	11,693,108	

注) 抵当権が設定された土地の一部を収用する場合、補償金は土地所有者等に一括して見積もってもよい。

(記載例…抵当権に対する権利消滅補償については、見積ることが困難であるため土地収用法第69条但し書きにより土地に対する損失補償見積額に一括見積とした。)

改正後

現行

(2) 内訳

(イ) 収用しようとする土地に対する損失補償見積額

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目		全体の面積		収用しようとする土地の面積(m ²)	単価 (1m ² 当たり)	損失補償見積額	土地所有者	備考
	公簿	現況	公簿(m ²)	実測(m ²)					
1番2	宅地	宅地	350.51	250.00	200.00	30,000	6,000,000	A外1名	完全所有権(50,000円/m ² 及び10,000円/m ²)に対する底地権の割合を60%とした。
		道路		50.51					
計				300.51	230.00		6,180,000		

注) 共有等持分割合について、説明を要する場合、各人別の内訳を適宜作成すること。

(ロ) 使用しようとする土地に対する損失補償見積額

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目		全体の面積		使用しようとする土地の面積(m ²)	単価 (1箇月当たり)	使用期間	損失補償見積額	土地所有者	備考
	公簿	現況	公簿(m ²)	実測(m ²)						
1番2	宅地	宅地	350.51	250.00	50.00	250	明渡時期	37,500	A外1名	50,000×0.06×1/12=250
		道路		50.51			20.51			
計				300.51	70.51			40,577		

(ハ) 収用しようとする土地に関する所有権以外の権利に関する損失補償見積額の記載例

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目		全体の面積		収用しようとする土地の面積(m ²)	単価 (1m ² 当たり)	損失補償見積額	土地に関する所有権以外の権利者氏名	備考
	公簿	現況	公簿(m ²)	実測(m ²)					
1番2	宅地	宅地	350.51	250.00	200.00	20,000	4,000,000	地上権者C	完全所有権(50,000円/m ² 及び10,000円/m ²)に対する地上権の割合を40%とした。
		道路		50.51					
計				300.51	230.00		4,120,000		

改正後

現行

(二) 残地に対する損失補償見積額の記載例

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目		残地面積(m ²)	単価 (1 m ² 当たり)	損失補償見積額	土地所有者	備考
	公簿	現況					
1番2	宅地	宅地	50.00	25,000	1,250,000	A外1名	
		道路	20.51	5,000	102,550		
計			70.51		1,352,550		

(ホ) 積算の基礎

土地の損失補償見積りの基礎については、下記に記載する各条文に基づき、不動産鑑定士の鑑定等を考慮して相
当な価格としたものである。
なお、土地の価格については、平成〇年〇月〇日付けで事業の認定の告示があったので、同日の時点で算定した
ものである。

記

- 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱
(昭和37年6月29日閣議決定) 第〇〇条、第〇〇条
- 土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱
(昭和38年3月23日38農地第251号(設)農地局長) 第〇〇条、第〇〇条
- 土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱の運用方針について
並びに運用方針別記1「土地評価事務処理要領」 第〇〇条、第〇〇条
(昭和46年1月11日45農地D第994号(設)農林省農地局長通知)

4 権利を取得し又は消滅させる時期
権利取得裁決の日より〇〇日(ヶ月)以内

別添記載例6

法第47条の3第1項第1号に掲げる必要事項を記載した書類の記載例

1 土地の所在、地番、地目及び土地所有者、関係人の氏名及び住所
〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目		土地所有者		関係人		摘要
	公簿	現況	氏名	住所	氏名	住所	
1番2	宅地	宅地	A (持分2分 の1)	〇県〇市〇区〇丁目〇番	債権者 C	〇県〇市〇区〇丁目〇番	
		道路	B (持分2分 の1)	〇県〇市〇区〇丁目〇番	抵当権 者 F 公庫 代表理 事G	〇県〇市〇区〇丁目〇番	

改正後

現行

2 土地のある物件の種類及び数量

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目	物件 番号	物件の種類	単位	数量	物件 所有者	物件に関して所有 権以外の権利を有 する者
1番2	宅地	1	木造瓦葺平屋	㎡	200	C	F 公庫代表理事G
		2	ブロック塀(高さ2m 厚さ15cm)	m	30	C	
		3	ブロック造門柱(8段積)	本	2	C	
		4	土間コンクリート(厚さ6cm)	㎡	20	C	
		5	黒松(樹高2m 根回り0.3m)	本	1	A及びB	
		6	まさき(樹高2m 根回り0.3m)	〃	5	A及びB	

注1) 物件所有者及び関係人は、明渡申立ての土地に存する物件のみに権利を有するものを記載すること。

注2) 物件の存しない土地については、「なし」と記載すること。

3 法第40条第1項第2号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積及びその内容の記載例
(1) 見積

氏名	建物移転料	工作物移転料	動産移転料	移転雑費	立竹木補償金	損失補償金	摘要
C	15,300,000	1,332,400	88,100	519,800		17,240,300	
A					14,450	14,450	
B					14,450	14,450	

(2) 内訳

〇〇県〇〇市大字〇〇字〇〇地内

地番	地目	物件 番号	物件の種類	単位	数量	単価	金額	所有者 氏名	摘要	
1番2	宅地	1	木造瓦葺平屋	㎡	200		15,300,000	C		
		2	ブロック塀(高さ2m 厚さ15cm)	m	30	31,600	948,000	C		
		3	ブロック造門柱(8段積)	本	2	18,000	36,000	C		
		4	土間コンクリート(厚さ6cm)	㎡	20	2,550	51,000	C		
			諸経費					258,600		
			消費税相当額					77,600		

改正後

現行

		工作物移転料			1,371,200		
		動産移転料	式	1	88,100	C	
		計			88,100		
		移転雑費補償金	式	1	519,800	C	
		計			519,800		
	5	黒松(樹高2m 根回り0.3m)	本	1	14,000	14,000	A及びB
	6	まさき(樹高2m 根回り0.3m)	〃	5	1,820	9,100	〃
		諸経費				5,700	
		消費税相当額				100	
		立竹木移転料計				28,900	

(3) 積算の基礎

土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償以外の損失補償の見積の基礎については、下記に記載する各条文に基づき積算した損失補償基準書により、補償額を算定したものである。

記

補償項目	条文	公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱 (昭和37年6月29日閣議決定)	土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱(昭和38年3月23日38農地第251号(設)農地局長)
建物移転料		第24条	第26条
工作物移転料		第24条	第26条
立竹木補償金		第29条	第36条
動産移転料		第27条	第29条
移転雑費補償金			第35条

4 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限

明渡裁決の日より〇〇日(ヶ月)以内

【削る】

別記様式10
事業認定申請書

1 事業認定申請書の様式は、次のとおりである（規則別記様式第5）。

第 〇 号
〇年〇月〇日

国土交通大臣〇〇〇〇殿

起 業 者

上記代理人（所在地）

事業認定申請書

土地収用法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請します。

記

1 起業者の名称

2 事業の種類

工事（ :〇〇から〇〇まで）

3 起業地

イ 収用の部分

ロ 使用の部分

4 事業認定を申請する理由

2 「起業地」

（イ）起業地とは事業を施行する土地であり、既に取得した土地又は現在収用等をする必要がない土地であっても、それらの土地が収用等しようとする土地と同一の事業の用に供される場合には起業地に含まれる。

（ロ）「起業地」は、収用と使用の別を明らかにし都道府県、郡、市、区、町、村、大字及び字をもって表示すること。

（ハ）起業地として表示されない土地は、収用又は使用の手続きを進めることができないから起業地を表示する場合、起業地表示図の字名と照合し、字名などの脱漏、誤記、誤植のないよう充分留意すること。

また、起業地名にふりがなを付すること。

（ニ）起業地が2つ以上の市町村にまたがるときは、各市町村ごとに分けて表示すること。

（ホ）数箇所の大字及び字名を表示する場合、最初のみでなくすべての地名に大字及び字を付けること。

（ヘ）使用の部分がない場合でも、「ロ使用の部分なし」と記すこと。

<起業地の記載例>

◎ イ 収用の部分

〇〇県〇〇市〇町2丁目、△町2丁目及び〇〇町地内

ロ 使用の部分

なし

3 「事業の認定を申請する理由」

（イ）「事業の認定を申請する理由」については、その要旨を簡明に記載し、法第27条第1項の規定による申請であるときは、その旨を明記すること。

（ロ）本章に記載すべき事項は次のとおりである。

① 事業が法第3条各号の一に掲げるものに関する事業であること。

② 事業計画の内容（目的）。（関連事業又は附帯事業がある場合、その事業の目的、内容も付記すること。）

③ 事業認定の申請に至った用地交渉の概略（所有者関係人等の概数と、未承諾者の概数も記載すること。）

④ 収用又は使用しようとする対象物（例えば、土地、○種漁業権等）。

⑤ 事業の施行に関して、免許、許可又は認可が必要である場合、議会又は取締役会の議決が必要である場合等には、当該処分又は手続きをおえた事等事業の施行権限のある旨を記載すること。

改 正 後

現 行

4 表紙記載例

事業認定申請書

一般国道 号改築工事（〇〇バイパス：〇〇から〇〇まで）

【削る】

別記様式 1.1

添付書類の目録

（イ）申請書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添付しなければならない（法第18条第2項）。

- ① 事業計画書（関連事業計画を含む）
- ② 起業地及び事業計画を表示する図面
- ③ 事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面
- ④ 起業地内に第4条に規定する土地があるときは、その土地に関する調書図面及び当該土地の管理者の意見書
- ⑤ 起業地内にある土地の利用について、法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書
- ⑥ 事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は許可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証明する書類または当該行政機関の意見書

なお、④から⑥までに掲げる意見書に、起業者が意見を求めた日から3週間を経過してもこれを得ることができなかったときは、添付することを要しない。ただしこの場合においては、意見書を得ることが出来なかった事情を疎明する書面を添付しなければならない（同条第3項）。

したがって、申請書の末尾に現実に添付する書類の目録をつけることが望ましい。

（ロ）事業認定申請書に添付すべき書類の目録は、添付した順序に応じて事業認定申請書の末尾である本項に記載すること。

（ハ）法第18条第2項第4号ないし第6号の書類については、起業地内に第4条に規定する土地がないとき、起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限がないとき又は事業の施行に関して行政機関の許可等の処分を要しないときには添付する必要はなく、したがって、添付書類の目録にあげる必要もない。

事業計画書

1 記載事項と添付書類

事業計画書は、事業の内容を説明するものであり、次の事項を記載し、なお内容を説明する参考書類があるときは、併せて添付する（規則第3条第1号）。

- （1）事業計画の概要
- （2）事業の開始及び完成の時期
- （3）事業に要する経費及びその財源

- (4) 事業の施行を必要とする公益上の理由
- (5) 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
- (6) 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正且つ合理的な利用に寄与することになる理由

◎ これらの内容を説明する参考書類があるときは、併せて添付すること。

- (例) ○ 事業認定を申請する区間が全体の一部であるときは、全体計画を明らかにするための図面
- 公益上の必要性を証するための統計資料
- 起業地選定理由を説明するための比較ルート又は他の候補地を表示する図面
- 事業の都市計画との関連づけを行うための都市計画図（都市施設、用途地域、市街化区域、調整区域）
- 財源を証するための起債許可等の写し
- 現在施設を移転する場合における現在施設の状況図
- 起業地を明らかにするための航空写真等
- 土地の利用制限がある区域を表わす図面
- 必要とする土地の面積の理由を説明するための施設基準又は同類施設の面積比較表
- 電気事業の場合の潮流図及び系統図
- 関連事業を施行する場合、機能回復の程度を知るため現在施設の状況を明らかにする調査

イ 事業計画の概要

- 事業計画の総論ともいべきもので、工事計画だけでなく申請にかかる事業の目的及び内容を具体的に説明する。
- 申請に係る事業が全体計画の一部であるときは、まず、全体計画について説明し、次に申請事業について全体計画との関連を示し説明する。

添付書類記載例

添 付 書 類 目 録		
1. <u>事業計画書（関連事業計画を含む）</u>		別添第1号
2. <u>起業地を表示する図面</u>		
(1) <u>位置図</u> (縮尺1/25,000)		別添図第1号
(2) <u>起業地を表示する図面</u> (縮尺1/1,000)	37葉	別添図第2号
3. <u>事業計画（関連事業計画を含む）を表示する図面</u>		
(1) <u>事業計画を表示する図面（起業地表示図と併用）</u>		2葉 別添図第3号
(2) <u>標準横断面図（縮尺1/100）</u>		5葉 別添図第4号
(3) <u>橋梁一般図（縮尺1/300 1/500）</u>		
4. <u>土地収用法4条に規定する土地に関する書面</u>		
(1) <u>土地調書</u>		別添第2号
(2) <u>図面（起業地表示図と併用）</u>		
(3) <u>意見書（照会文17通）</u>		別添第3号
(回答文17通)		
5. <u>法令の規定による制限のある土地に関する書面</u>		
(1) <u>土地調書</u>		別添第4号
(2) <u>図面（縮尺1/1,000）</u>	24葉	別添図第5号
(3) <u>意見書（照会文3通）</u>		別添第5号
(回答文3通)		
6. <u>関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面</u>		別添第6号
7. <u>起業地選定比較図（縮尺1/25,000）</u>		別添図第6号

(注) 法令制限地調書は、法令制限地が少数で、かつ、図面上一見して判別が可能な場合を除き、原則として添付を要する。

- 申請の対象として取り上げる事業の最小範囲は、当該申請に係る事業によって、公益性を判断でき得る事業単位であること。
- 例えば、4車線の道路をつくる計画があるにもかかわらず2車線について工事をを行い、暫定供用をはじめる計画があるときはその旨及びその時期を示す。

改 正 後	現 行
	<p>○ <u>河川事業のときは、当該河川の工事実施基本計画を明らかにし、洪水計画流量図を記載すること。</u></p> <p>○ <u>事業計画の内容としては、少なくとも次のようなことが明らかにされていなければならない。できるだけ数字を用いること。</u> <u>・道路事業の場合……原則として道路構造令に適合していなければならない（特例値を使用すればその旨を説明すること）。</u> <u>新設か、改築か</u> <u>拡幅工事か、バイパス工事か等の工事の概要</u> <u>施行区間</u> <u>施行延長</u> <u>構造規格 ○種○級○地部</u> <u>幅員 全体幅員と車道、歩道、路肩、側帯等の幅員構成、幅員構成がかわる部分についてはその区間と幅員構成（幅員構成については標準横断面図を作成し添付すること。）</u> <u>設計速度</u> <u>設計基準交通量</u> <u>計画交通量（○○年）</u> <u>最小曲線半径</u> <u>最急縦断勾配</u> <u>標準横断勾配</u> <u>路面の種類</u> <u>工事量</u> <u>・河川事業の場合等……原則として河川管理施設等構造令に適合していなければならない（特例値を使用すればその旨を説明すること）。</u></p> <p><u>築堤（現堤嵩上、引堤）工事か分水路工事か等の工事の概要</u> <u>左岸か右岸か又は両岸か</u> <u>施行区間</u> <u>施行延長（実距離）</u> <u>堤防構造（構造断面については標準横断面図を作成し添付すること。）</u> <u>計画堤防高</u> <u>計画河床高</u> <u>天端幅</u> <u>小段幅</u> <u>法勾配</u> <u>河幅</u> <u>計画高水流量</u> <u>計画高水位</u> <u>工事量</u></p> <p><u>・ダム事業の場合</u> <u>ダム型式</u> <u>堤高</u> <u>堤長</u> <u>洪水吐（門数、規格）</u> <u>集水面積</u> <u>総貯水容量</u> <u>有効貯水容量（多目的ダムの場合は目的別の容量）</u> <u>満水位標高</u> <u>洪水調節量</u> <u>利水目的と取水量</u></p> <p>○ <u>附帯工事についても、その内容を明らかにする。</u> <u>（例）工事用道路 延長 m</u> <u>幅員 m</u> <u>資材置場 ○カ所 延 m²</u> <u>土捨場 ○カ所 延 m³</u> <u>捨土量 延 m³</u></p> <p>○ <u>関連事業については、施行箇所ごとに図面と照合できるよう番号を付し、管理者を明らかにする。</u></p>

改 正 後

現 行

(例) ○○○工事

図面 表示 番号	施設の種類 及び名称	管理者	工事箇所	現 況			計 画		
				延長	幅員	構造形式	延長	幅員	構造形式
	町道 ○○号線	○○町		m	m		m	m	

- 事業の開始及び完成の時期
- 用地交渉着手の時期を事業の開始の時期とし、物理的な工事の完成の予定時期を事業の完成の時期とする。
- 申請にかかる事業が全体計画の一部であるときは、全体計画と申請事業の時期を記載する。

(例) 全体計画

開始の時期 年 月 日
完成の時期 年 月 日

起業地計画

開始の時期 年 月 日
完成の時期 年 月 日

- 事業の完成をまだ暫定供用を開始する計画があるときは

開始の時期 年 月 日
暫定供用開始の時期 年 月 日
完成の時期 年 月 日

- 事業の完成後直ちに供用開始しないときは、供用開始日を明示すること。
- 関連事業については、本件事業の時期と異なるときにはその時期を明示する。

ハ 事業に要する経費及びその財源

- 多年にわたる事業計画における経費は、年度区分とする。
- 全体計画の事業費を記すこと。
- 経費区分をする。

(例) 1. 経費

(単位：百万円)

区分 科目	全体計画 に要する 費用	起業地 計画に要 する費用	起業地計画に要する費用の内訳			
			年度	年度	年度	年度
工事費						
用地費及 び補償費						
その他						
計						

改 正 後

現 行

○ 関連事業に要する経費は原則として区分し記載する必要があるが、それが困難な場合には、総事業費の中に含む旨を記載する。

○ 国が行う事業について所管、会計名及び項目を明らかにする。

(例) (2) 財源

国土交通省所管	
道路整備特別会計	
項	道路事業費
目	一般国道直轄改修費

○ 先行取得が行われているときに用地補償費が最終年度につけられる場合には、その旨を記載する。

(例) ○年度 ○年度 ○年度

○円 ○円 ○円

用地は○○県において先行取得している。

二 事業の施行を必要とする公益上の理由

○ 次のように消極、積極の両面から考察する。

(I) 本事業を施行しなければならないような劣悪、危険な状況にあり、これを放置しておくことの社会的、経済的又は行政的な不利益、損失を明らかにすること。

(II) 又は、近い将来確実に発生すると予想される不利益、損失を明らかにすること。

(III) 本事業を施行することにより期待される現状の各種の不利益、損失の除去、軽減又は予防の効果及び将来にわたってもたらされる積極的利益を明らかにすること。

○ 不利益、損失の除去、軽減又は利益の発生を図るために本計画が最適である旨を明らかにする。

(例) ある地区の洪水を除去するためには、①上流にダムをつくって流下流量を調節する、②当該部分の堤防を嵩上げする、③河幅を広げる、④上流に分水路をつくる、⑤当該当地区を避ける河川を掘削する等が考えられる。

○ 統計による具体的な説明をすること。

(例) 道路事業 現在交通量、増加率、現道の許容交通量、5年、10年後の推定交通量及び増加の見通し。

交通事故の発生状況

河川事業 現在の流下能力、被害の状況(死者、家屋の流出、田畑の冠水等の数量及び被害額)、期待利益(かんがい受益面積、増収量及び増収額等)。

○ 直接効果のみならず間接効果も記すこと。

○ 附帯工事特に永久施設をつくる場合の公益性を説明する。

○ 関連事業を施行する公益性は、本体事業の施行により当該施設が消され、又は削減されたままで放置しておくことができず、従前の効用の程度までは機能を回復する必要がある旨を記載する。

○ 記載方法

・道路事業

現在の状況

交通が混雑し、錯綜し、時間がかかる。

事故の危険性が高い。

交通(重量)制限している。

原因

道路が未改築(幅員狭く、線形悪く、勾配が急)である。

現在交通量に対し現道の許容量が小さい。

他の道路、鉄道との平面交差がある。

家屋運担地区でありながら歩道がない。

積雪時には有効幅員が狭くなる。

橋梁が老朽化している。

施行後の効果

原因の解消に伴う交通容量の増加が交通処理を円滑にし、事故の発生率を低下させる等の直接効果がある。

また、都市計画の都市施設としての役割を果たすことになるほか、都市間の時間距離の短縮に伴う諸効果が間接的に期待できる。

バイパスを築造することにより、現道の交通が緩和され、地域住民の生活の安泰又は経済上の利便に寄与する。

・河川事業

現在の状況

降雨時又は積雪時には洪水又は浸水による生命、財産に対する危険がある。

原因

無堤で地盤が低い。

計画洪水流量に比べ河積が小さい。

堤防が弱体である。

改 正 後	現 行
	<p><u>上流部の材木乱伐や都市化の影響で降雨量に対する時間当たりの流量が増大した。</u> <u>上流部に洪水調節用ダムがない。</u> <u>河川が蛇行している。</u> <u>急流部にある。</u> <u>施行後の効果</u> <u>生命、財産に対する危険が除去され、民生が安定するという直接効果がある。間接的には、洪水の危険がなくなることから、氾濫区域内であった地域の発展が促され、ダムを築造したときには、多目的ダムとしてのかんがい、都市用水、発電等の効果が生ずる。</u></p> <p>ホ 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>事業に必要な土地の面積の概数については、法第4条地又は起業者の所有地のように買収を要しない土地をも含めて、当該申請にかかる事業に必要な土地の概数を使用目的別、地目別に記載すること。</u> <u>収用又は使用の別を明らかにすること。ない場合にはその旨を記すこと。</u> ○ <u>現況地目、実測地積によること。</u> ○ <u>面積は概数によること。10又は100の単位で足りる。</u> ○ <u>権利を収用又は使用しようとするときは、消滅又は制限しようとする権利の種類、内容及び権利の数等を記載する。申請者の権利と対応させる。</u> ○ <u>土石砂れきを収用しようとするとき</u> <u>・土石砂れきの種別、及び採取量</u> <u>・土石砂れきの存する土地の地目及び面積を併せ記載する。</u> <u>(例) 岩の種類 ○○岩</u> <u>採取量 ○○トン</u> <u>(山林 ○○㎡)</u> ○ <u>起業地内に存する主な支障物件の種類及び数量を記載する。</u> <u>(例) 住宅 戸 棟</u> <u>倉庫 棟</u> <u>工場 棟</u> ○ <u>事業開始の時にあった物件を記載する。</u> ○ <u>本件事業と関連事業とを区別して記すことが望ましい。</u> ○ <u>土地又は土石砂れきを取得し、若しくは権利を消滅させる必要がある理由。</u> <u>(例) 道路事業 道路構造令に適合した幅員構成をもつ道路を築造するに必要な面積で、当該道路敷となるものである旨</u> <u>河川事業 計画高水量を安全に流下させる河積を確保するに必要な面積で、河川敷を構成するものである旨</u> <u>・附帯事業、関連事業についても記載する。</u> <u>・権利を消滅又は制限する場合については、工事の施行上必要がある旨</u> <u>・土石砂れきを収用する場合は、これらのものが資材としてすぐれた性質をもつ旨、及び工事の施行上の必要量とそのための必要採取量である旨</u> <u>・起業地内にある物件については、工事の支障となるため起業地外へ移転を必要とする旨</u> <p>ハ 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、または土地等の適正且つ合理的な利用に寄与することになる理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>起業地の選定が適正である旨及びその理由を記載すること。</u> <u>わが法制のもとでは、代替性のある物については、原則として公用収用は認められない。特定の地点の土地を必要とするというように、代替性のない物について公用収用が認められることになる。</u> <u>ゆえに、起業地として選定した理由には、他の地点との比較設計等の引用により具体的に記載し、起業地の特定性を明らかにすること。</u> ○ <u>次の3点をどのように充たしているかを明らかにすること。</u> ① <u>施設の立地条件を満足させる場所であること。</u> ② <u>土地所有者、その他の利害関係人にとってこうむる被害が最も少ないこと。</u> ③ <u>国土計画、地域計画または都市計画に適合していること。</u> ○ <u>説明の順序は次のようにすることが望ましい。</u> <u>(例)・道路事業(バイパス)</u> <u>(Ⅰ) 改築方法として現道拡幅とバイパス方式の2つがある旨</u> <u>(Ⅱ) 現道拡幅による場合は沿線の住家等の移転物件が多く、線形、勾配が改良されない等の理由をあげて不適当である旨を述べる。</u> <u>(Ⅲ) バイパスによる場合は、どのようなルートが考えられ、それぞれのルートと比較し、どれが最も合理的であるかを検討する。</u> <u>(Ⅳ) 決定されたルートが土地利用上適正かつ合理的であることを説明する。</u> <u>・河川事業(引堤)</u> <u>(Ⅰ) 河積を大きくする方法として河床の掘削、引堤、堤防の嵩上げ等がある旨</u>

改 正 後

現 行

- (Ⅱ) それぞれの方法を比較し、引堤によることが最も適当である旨を述べる。
- (Ⅲ) 引堤による場合、左岸、右岸のいずれか、又は両岸に引くのが合理的か。
- (Ⅳ) 決定された方法が、土地の利用上適正かつ合理的であることを説明する。

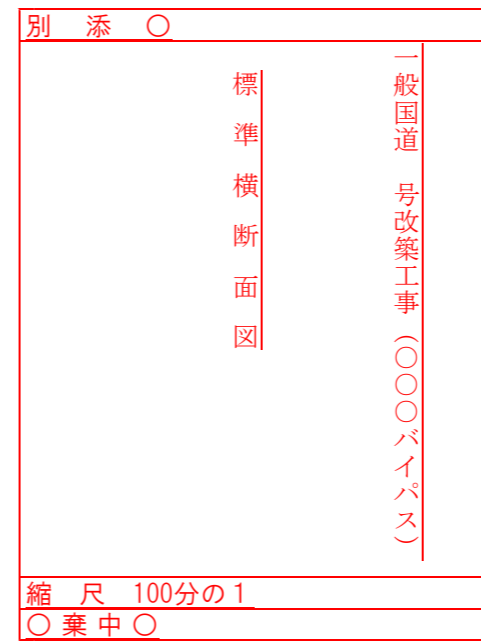
これらの説明に当たっては、次の点を考慮すること。

- ・ 全路線の改築計画からみた起業地の位置
- ・ 自然的条件（地形、地盤の高低、地層等）
- ・ 都市計画との関係
- ・ 支障物件の多少
- ・ 潰地面積の多少
- ・ 潰地の土地利用状況
- ・ 技術的な要因
- ・ 経済的な要因
- ・ 将来の発展状況

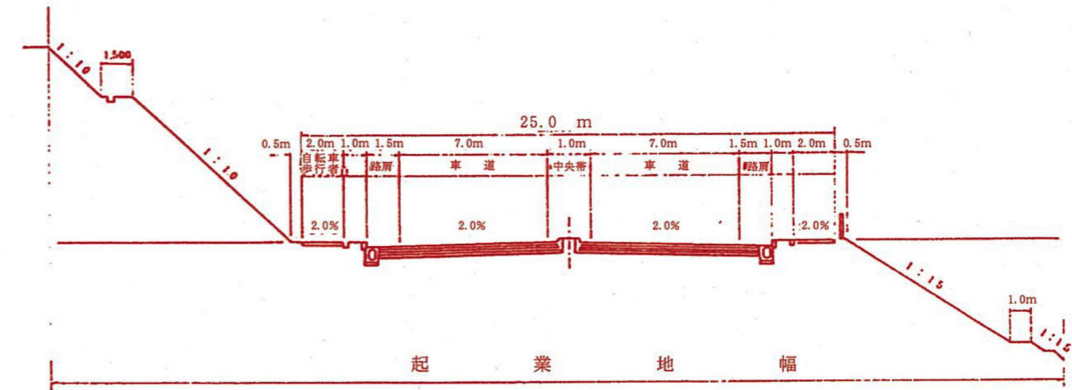
○ 附帯工事については本体工事との関係で起業地選定理由を明確にすること。

○ 関連事業については、機能復旧を合理的にできる理由等をあげながら説明すること。

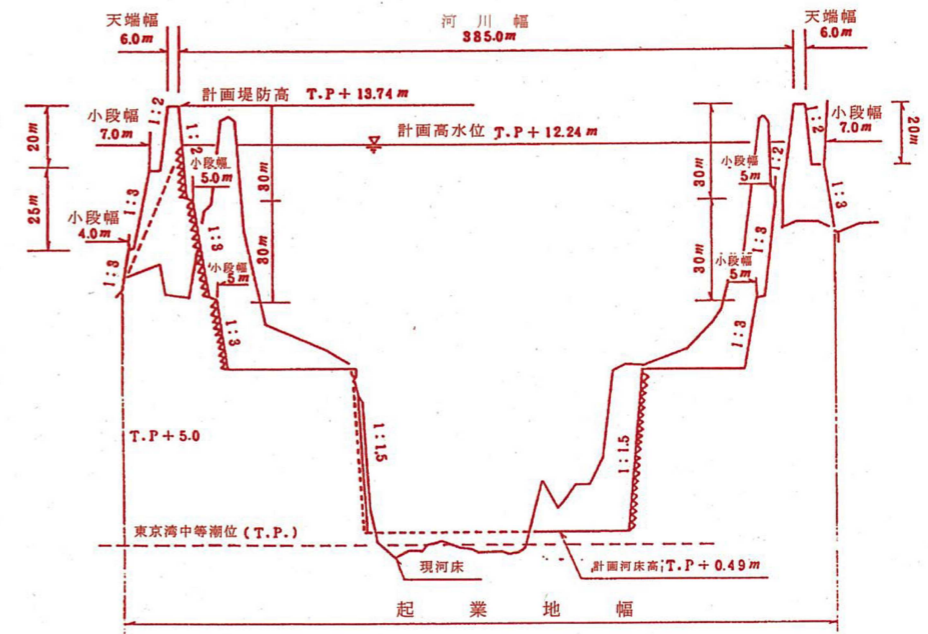
○ [表題記載例]



〔道路記載例〕



〔河川記載例〕



【削る】

別記様式12

その他関係参考書類として、次の項目について調整整理する。

項 目
(1) 全般的事項
イ ルート比較図面
ロ ルート比較調書
※ハ 用地取得状況表
※ニ 用地未取得調書、図面及び写真
ホ 現状写真（平面図に撮影方向を表示したもの）
ヘ 都市計画及び都市計画決定公示（写）（都市計画縦覧図を含む）
ト 近い将来確実に発生すると予想される状況等（団地造成、新駅設置、環状線乗入れ計画等）があればその具体的データ
チ 土地利用の推移
リ 人口の推移、転出入の推移
ヌ 商業販売額、工場出荷額の推移
ル その他特別の事情がある場合、それらについての資料
(2) 河川改修事業
イ 主要洪水調書
a 氾濫区域図
b 流域の被害の状況データ
ロ 農作物収穫量の推移
ハ 水系工事实施基本計画（写）
ニ 河川予定地官報告示（写）
ホ 流量等の算出根拠
ヘ 橋梁等の老朽度（建設年月日）
ト その他特別の事情がある場合、それらについての資料
(3) 道路改築事業
イ 交通量の推移及び現道の許容交通量、混雑度のデータ
ロ 推定交通量（10年～15年後）の算定根拠（O・D調査表、その他）
ハ 道路構造（幅員、道路規格等）
ニ 交通事故件数の推移及び発生件数
ホ 自動車保有台数の推移
ヘ バスの運行経路、回数等
ト 現道の信号機の数、平均待ち時間
チ その他特別の事情がある場合、それらについての資料
(4) ダム建設事業
イ 事業経緯及び地元交渉経過
ロ 水系工事实施基本計画（写）
ハ ダム建設に関する基本計画書官報告示（写）
ニ 工事計画説明表
ホ 工事年度別工事予定表
ヘ ダム軸選定理由及び図面
ト ダム天端標高決定根拠
チ 水系洪水被害状況調
リ 河川予定地官報告示（写）
ヌ 水道、工業用水道の法的根拠
ル ダム建設に伴う協定書及び損失補償基準に関する覚書（写）
オ パンフレット
ワ その他特別の事情がある場合、それらについての資料

(注) ※印については、次の様式により作成すること。

(1) 用地取得状況表

(○年○月○日現在)

事業別	土地所有者及び関係人			用地取得状況			備考
	総数	解決数	解決率	取得必要面積	取得面積	取得率	
全体	人	人	%	m ²	m ²	%	
本体事業							
関連事業							

(2) 用地未取得調書

〇〇県〇〇郡〇〇町地内

土地所有者等	所在地			現況 地目	実測 面積	取得予定 面積	物件の種 類・数量	摘 要
	大字	字	地番					
〇〇〇〇	〇〇	〇〇		宅地	m ²	m ²	住家1棟 立木	取得価格不満
△△△△	〇〇	〇〇		田			二	計画反対
××××	〇〇	〇〇		畑			二	境界紛争中
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

改正後	現行
<p>「<u>別記6</u>」 保安林解除等申請図書作成要領 (<u>第178条</u>) (略)</p>	<p>「<u>別記13</u>」 保安林解除等申請図書作成要領 (<u>第181条</u>) (略)</p>
<p>「<u>別記7</u>」 内水面漁業権等調査検討要領 (<u>第183条</u>) (略)</p>	<p>「<u>別記15</u>」 内水面漁業権等調査検討要領 (<u>第186条</u>) (略)</p>
<p><u>【削る】</u></p>	<p><u>「別記6」～「別記10」、「別記14」</u></p>